

西之表市地域防災計画



西之表市防災会議
(令和7年度修正)

西之表市地域防災計画

一般災害対策編

西之表市防災会議

(令和7年度修正)

«一般災害対策編»

第1章 総則	1
第1節 計画の目的等	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）	1
第3 計画の理念	2
第4 計画の構成	3
第5 計画の修正	4
第6 計画の周知	4
第7 計画の運用・習熟	4
第2節 防災関係機関の業務の大綱	5
第1 西之表市	5
第2 鹿児島県	5
第3 鹿児島県警察	6
第4 指定地方行政機関	6
第5 自衛隊	7
第6 指定公共機関及び指定地方公共機関	7
第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	9
第3節 市民及び事業所の基本的責務	10
第1 市民	10
第2 事業所	10
第4節 市の地域特性及び災害特性	11
第1 市の位置	11
第2 市の地勢・地質	11
第3 気象	12
第4 人口・世帯数	13
第5 産業別就業者数	13
第6 土地利用	14
第7 馬毛島における災害特性	14
第5節 災害の想定	15
第1 風水害	15
第2 土砂災害	16
第2章 災害予防計画	17
第1節 災害に強い施設等の整備	17
第1 土砂災害等の防止対策の推進	17
第2 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進	22
第3 防災構造化の推進	23
第4 建築物災害の防災対策の推進	27
第5 公共施設の災害防止対策の推進	28
第6 防災研究の推進	30

第 2 節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	31
第 1	防災組織の整備	31
第 2	通信・広報体制（機器等）の整備	34
第 3	気象観測体制の整備、観測資料の活用	37
第 4	消防体制の整備	39
第 5	避難体制の整備	42
第 6	救助・救急体制の整備	51
第 7	交通確保体制の整備	54
第 8	輸送体制の整備	58
第 9	医療体制の整備	60
第 10	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	62
第 11	複合災害対策体制の整備	69
第 3 節	市民の防災活動の促進	70
第 1	防災知識の普及啓発	70
第 2	防災訓練の効果的実施	73
第 3	自主防災組織の育成強化	77
第 4	市民及び事業者による地区内の防災活動の推進	80
第 5	防災ボランティアの育成強化	81
第 6	企業防災の促進	82
第 7	要配慮者の安全確保	83
第 3 章	災害応急対策計画	89
第 1 節	活動体制の確立	89
第 1	応急活動体制の確立	89
第 2	情報伝達体制の確立	104
第 3	災害救助法の適用及び運用	109
第 4	広域応援体制	113
第 5	自衛隊の災害派遣	118
第 6	技術者、技能者及び労働者の確保	124
第 7	ボランティアとの連携等	127
第 2 節	警戒避難期の応急対策	129
第 1	気象警報等の収集・伝達	129
第 2	災害情報・被害情報の収集・伝達	138
第 3	広報	145
第 4	水防・土砂災害等の防止対策	148
第 5	消防活動	150
第 6	避難の指示、誘導	151
第 7	救助・救急	163
第 8	交通確保・規制	165
第 9	緊急輸送	171
第 10	緊急医療	174

第 11 要配慮者（避難行動要支援者）への緊急支援	177
第 3 節 事態安定期の応急対策	182
第 1 避難所の運営	182
第 2 食料の供給	185
第 3 応急給水	190
第 4 生活必需品の給与	192
第 5 医療	195
第 6 感染症予防対策	198
第 7 動物保護対策	201
第 8 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	201
第 9 行方不明者の捜索、遺体の処理等	206
第 10 住宅の供給確保	210
第 11 文教対策	214
第 12 義援金・義援物資等の取扱い	217
第 13 農林水産業災害の応急対策	218
第 4 節 社会基盤の応急対策	220
第 1 電力施設の応急対策	220
第 2 ガス施設の応急対策	220
第 3 上水道施設の応急対策	220
第 4 電気通信施設の応急対策	221
第 5 道路・河川等の公共施設の応急対策	222
 第 4 章 特殊災害	223
第 1 節 海上災害等対策	223
第 1 市の活動体制	223
第 2 節 空港災害等対策	224
第 3 節 道路事故対策	225
第 4 節 危険物等災害対策	226
第 5 節 林野火災対策	227
 第 5 章 災害復旧・復興計画	229
第 1 節 公共土木施設等の災害復旧	229
第 1 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	229
第 2 激甚災害の指定	230
第 2 節 被災者の災害復旧・復興支援	233
第 1 被災者の生活確保	233
第 2 被災者への融資措置	246

第1章 総則

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西之表市防災会議が作成したもので、市域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

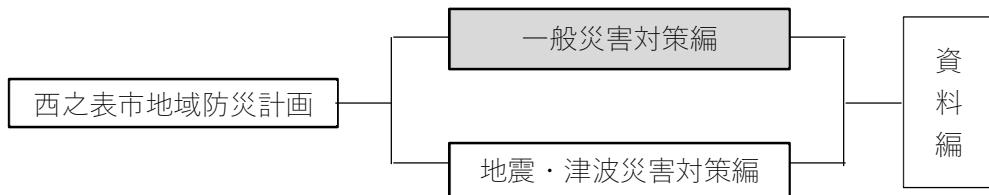
- (1) 西之表市地域の地勢と災害記録及びその特性、西之表市地域の防災に関し西之表市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱並びに西之表市災害対策本部の組織、編成等に関する事項
- (2) 災害危険地域の調査把握、防災施設及び物資の整備、防災教育及び訓練並びに防災組織の整備等の災害の計画
- (3) 防災に関する組織、動員、気象警報等の伝達、災害情報の収集、避難、水防、地震災害計画、消防等の災害発生の防御計画及び食糧、衣料等の供給、医薬、救出等の応急救助計画その他災害の拡大を防止するための計画等、災害応急対策の計画等、災害応急対策、災害復旧・復興に関するもの
- (4) 海上災害応急対策計画
- (5) 災害の復旧・復興に関する計画

第2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

西之表市地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震・津波災害に係る「地震・津波災害対策編」の対策編2編と資料編から構成されるが、本計画は、このうち、風水害等に係る「一般災害対策編」である。

また、本計画は、市域の一般災害対策に関する基本計画であり、鹿児島県地域防災計画と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び災害救助法（昭和22年法律第118号）、その他の法令に特別な定めがあるものについては、当該法などの定めるところにより、その業務を処理するものとする。

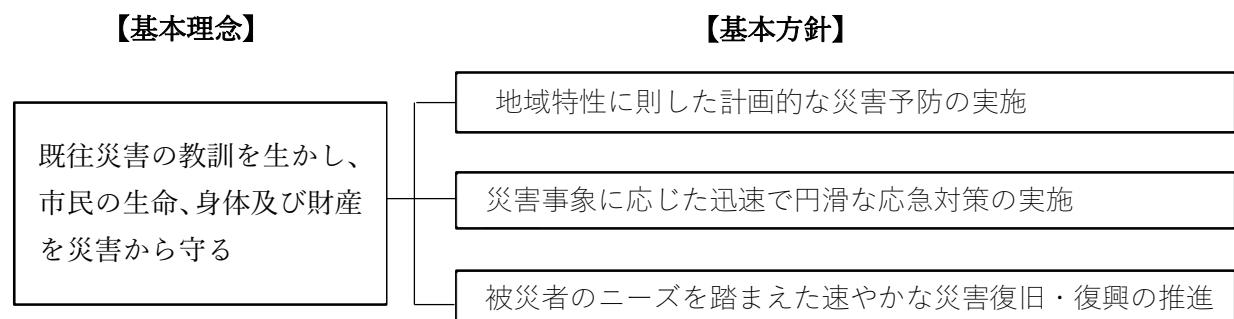


第3 計画の理念

市の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、市民の生命、身体及び財産を災害から守る」という市の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。



本計画では、これらの防災対策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

市は、台風、豪雨、地震、津波など過去に様々な災害を経験している。

また、市は台風常襲地帯にあたり、豪雨災害や高潮被害等発生しやすいなどの地域特性のため、風水害や土砂災害、地震・津波等により孤立するおそれのある地域が存在するなど、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、市民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）の応急対策に備えるための施策と、市民の防災活動を促進するための施策を推進する。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努める。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、市民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の

活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、市民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努める。

なお、災害対応は行政機関や市民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進する。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、市民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努める。

第4 計画の構成

本計画は、第3計画の理念で示した「既往災害の教訓を生かし、市民の生命、身体及び財産を災害から守る」という計画の基本理念を実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

第1章 総則

- 第1節 計画の目的等
- 第2節 防災関係機関の業務の大綱
- 第3節 市民及び事業所の基本的責務
- 第4節 市の地域特性及び災害特性
- 第5節 災害の想定

第4章 特殊災害

- 第1節 海上災害等対策
- 第2節 道路事故対策
- 第3節 危険物等災害対策
- 第4節 林野火災対策

第2章 災害予防計画

- 第1節 災害に強い施設等の整備
- 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
- 第3節 市民の防災活動の促進

第5章 災害復旧・復興計画

- 第1節 公共土木施設等の災害復旧
- 第2節 被災者の災害復旧・復興支援

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 活動体制の確立
- 第2節 警戒避難期の応急対策
- 第3節 事態安定期の応急対策
- 第4節 社会基盤の応急対策

第5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画を修正するものとする。

したがって、関係のある事項について、適宜(緊急を要するものについてはその都度)、計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

また、本計画を修正したときは、速やかに鹿児島県知事に報告するとともに、その要旨を公表するものとする。

第6 計画の周知

本計画の内容は、防災関係機関の職員、及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知徹底させるものとする。

第7 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

また、「自助」「共助」「公助」の連携・協働による防災対策について、市民、事業者、自主防災組織、市、県、防災関係機関等が連携を図りながら、一体となって本計画の効果的な推進を図る。

第2節 防災関係機関の業務の大綱

本節は、市、県、並びに市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に關し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 西之表市

市は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県(知事)の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 市防災会議に係る業務に關すること。
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に關すること。
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に關すること。
- (4) 災害の防御と拡大の防止に關すること。
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に關すること。
- (6) 被災した市管理施設の応急対策に關すること。
- (7) 災害時における文教、保健衛生対策に關すること。
- (8) 災害時における交通輸送の確保に關すること。
- (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に關すること。
- (10) 被災施設の復旧に關すること。
- (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に關すること。
- (12) 災害対策に係る広域応援協力に關すること。

第2 鹿児島県

県は、市及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 鹿児島県防災会議に係る事務に關すること。
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に關すること。
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に關すること。
- (4) 災害の防御と拡大の防止に關すること。
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に關すること。
- (6) 被災した県管理施設の応急対策に關すること。
- (7) 災害時の文教、保健衛生対策に關すること。
- (8) 災害対策要員の供給、あっせんに關すること。
- (9) 災害時における交通輸送の確保に關すること。
- (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に關すること。
- (11) 被災施設の復旧に關すること。
- (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に關すること。
- (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に關すること。

第3 鹿児島県警察

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 (2) 被災者の救出救助及び避難の指示・誘導に関すること。 (3) 交通規制・交通管制に関すること。 (4) 死体の見分・検視に関すること。 (5) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。 (6) その他防災に関し、県警察の所掌すべきこと。

第4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、市及び県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州森林管理局 (屋久島森林管理署)	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 (4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 (7) その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。
九州地方整備局 (西之表港湾事務所)	(1) 港湾、海岸災害対策に関すること。 (2) 高潮、津波災害等の予防に関すること。 (3) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 (4) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第十管区海上保安本部（種子島海上保安署）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。 (3) 情報の収集に関すること。 (4) 海難救助等に関すること。 (5) 排出油等の防除に関すること。 (6) 海上交通安全の確保に関すること。 (7) 治安の維持に関すること。 (8) 危険物の保安措置に関すること。 (9) 緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。
九州防衛局（種子島連絡所）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

第5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水のほか災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、市及び県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社(鹿児島支店)	災害時における電気通信サービスの確保に関すること。
日本郵便株式会社(各郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請

第1章 総 則
第2節 防災関係機関の業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	<p>カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除</p> <p>キ 郵政公社医療機関による医療救護活動</p> <p>ク 災害ボランティア口座</p> <p>(3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。</p>
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	<p>(1) 災害時における医療救護等に関すること。</p> <p>(2) 災害時におけるこころのケアに関すること。</p> <p>(3) 救援物資の備蓄と配分に関すること。</p> <p>(4) 災害時の血液製剤の供給に関すること。</p> <p>(5) 義援金の受付に関すること。</p> <p>(6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。</p> <p>(7) 災害時の外国人の安否調査に関すること。</p>
日本放送協会及び放送関係機関	<p>(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広放送関係機関報に関すること。</p> <p>(2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。</p>
自動車輸送機関 (日本通運株式会社、公益社団法人鹿児島県バス協会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電力供給機関 (九州電力送配電株式会社)	<p>(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。</p> <p>(2) 災害時における電力供給確保に関すること。</p> <p>(3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。</p>
鹿児島県医師会	災害時における助産、医療救護に関すること。
鹿児島県歯科医師会	<p>(1) 災害時における歯科医療に関すること。</p> <p>(2) 身元確認に関すること。</p>
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会	<p>(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。</p>

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、市及び県が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
病院等経営者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。
市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
西之表市商工会	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
種子屋久農業協同組合	農作物に対する災害防止対策及び災害復旧対策に関すること。
種子島漁業協同組合	漁船の遭難防止対策に関すること。
種子島森林組合	(1) 森林及び原野に関する災害予防対策に関すること。 (2) 災害対策に必要な資材の払下げに関すること。
その他の公共的団体及び防災上重要施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第3節 市民及び事業所の基本的責務

本節では、市民及び事業所の基本的責務を示す。市民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市及び県が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 市民

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

市民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・県・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市及び県と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2 事業所

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、市、県及びその他の行政機関と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4節 市の地域特性及び災害特性

第1 市の位置

西之表市は、九州本土最南端の佐多岬から南東方向約40km、鹿児島市から約115kmの海上にある種子島の北部に位置し、東・西・北は海に面し、南は中種子町と隣接している。本市は、南北の長さは25.2km、東西の幅は8.2kmで、周囲は63km、面積は205.66km²で、種子島の総面積の約45%を占めている。

第2 市の地勢・地質

1 地勢

本市の地勢は、小さく曲がりくねった丘陵地が広く分布し、傾斜が急な険しい山岳地帯はなく、海拔300mを出でていない。

河川としては、東海岸に川脇川、湊川、西京川、西海岸に甲女川等8km内外が主なものである。

2 地質

本市の地質は、種子島全域に広がる新生代古第三紀熊毛層群に属し、随所に洪積台地が発達している。また、ほとんど砂岩からなっているが、場所によっては礫岩、頁岩、火成岩がみられ、東部の丘陵地は亜炭層を包含している。土質は、淡褐色の粘土と黒ボクが主となっている。海岸は、磯の発達が見られ、ところによっては小規模な海岸砂丘も存在している。

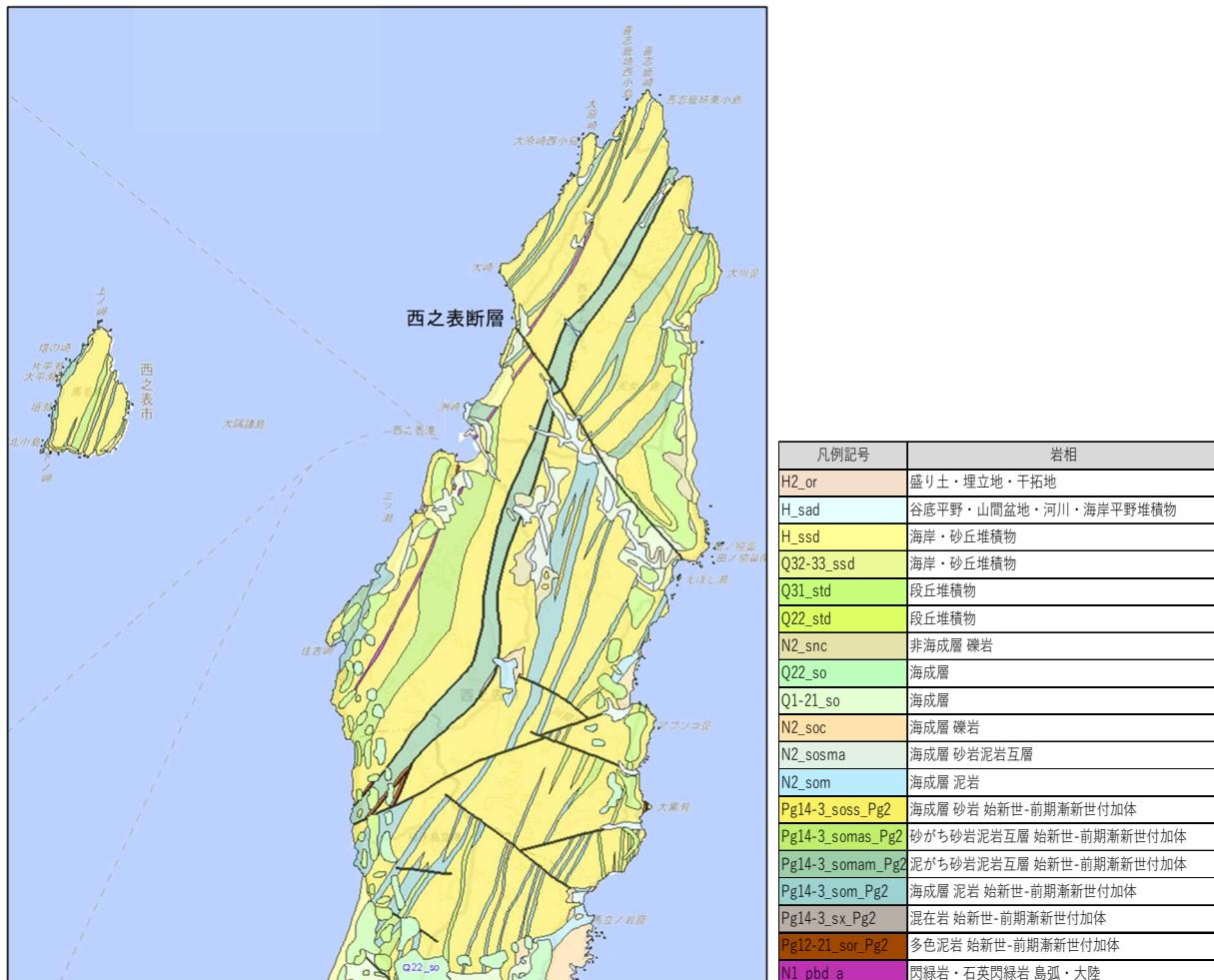


図1-4-1 西之表市の地質

出典：地質図Navi、地質調査総合センター

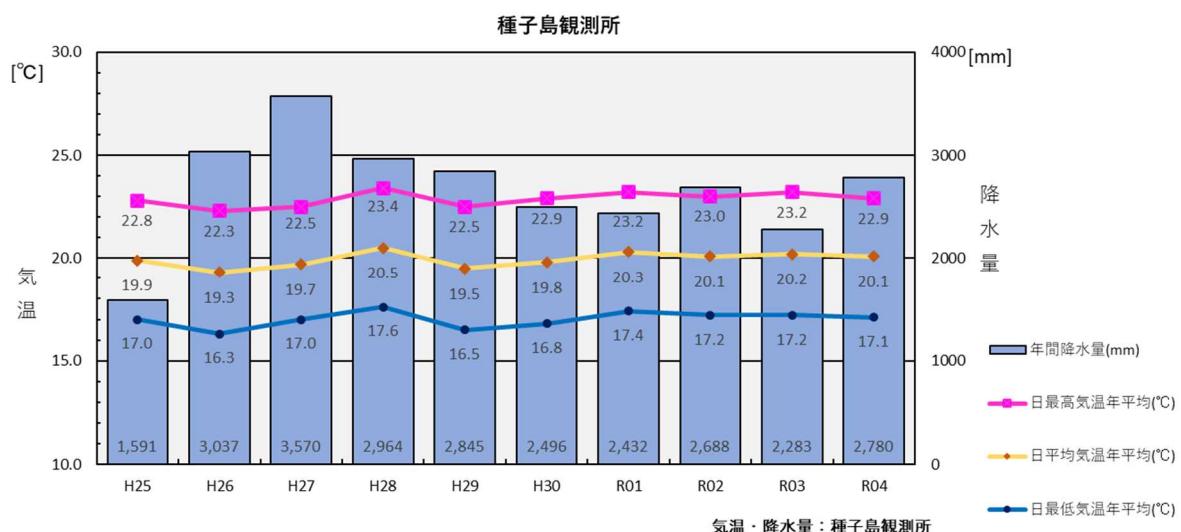
第3 気象

1 気温

本市の年平均気温は19.9°Cで、黒潮の影響を受けて温暖な気候となっている。月平均気温は、1月が11.7°Cと最も低く、最も高くなる8月には29.2°Cまで上昇する。5月から10月までは月平均気温が20度を超え、夏の期間が長い。一方、冬の気温は10°C以上あり、日の最低でも0°Cを下回ることはほとんどない。

2 降水量

本市の年平均降水量は2,668mmで、全国平均の1,718mm（国交省水管理・国土保全局調べ）を上回っている。梅雨は5月末頃に入り7月初めごろ明け、台風は年に4～5回7月から10月にかけて来襲する。夏から秋にかけての雨は台風、雷雨に伴う一時的な豪雨が多く、水害を起こす原因となっている。



3 風速・風向

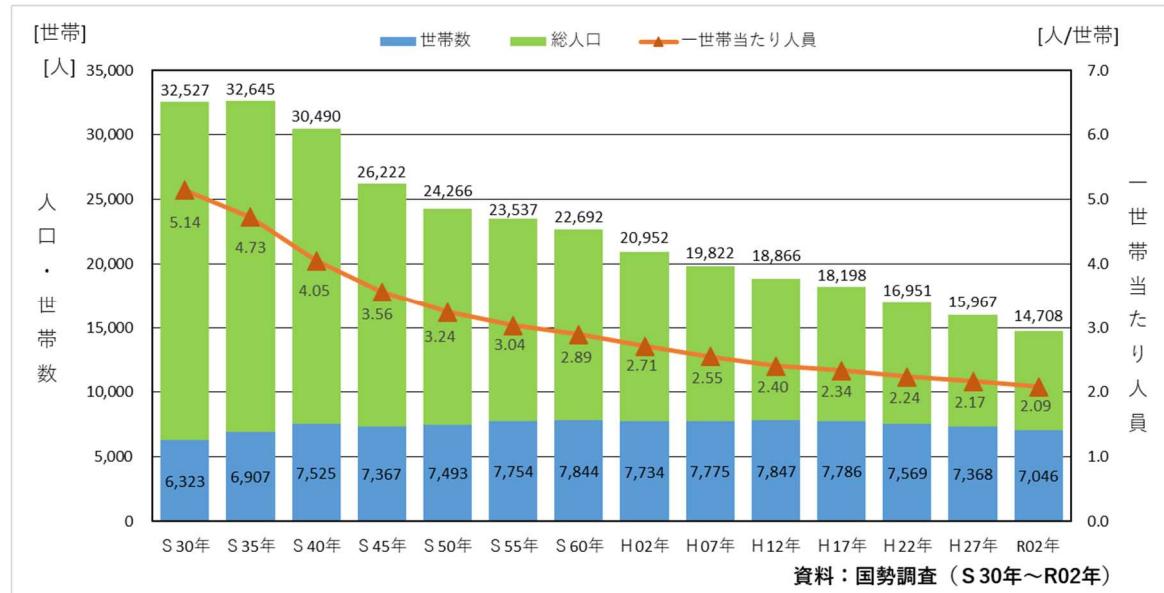
風速は、年平均風速5.5m/sで、月別風速を見ると、12月が7.0m/sと強く、8月～10月が5.0～6.0m/sと弱い。

風向は、年間を通して北西の風が最も多く、次いで西南西の風が多い。冬期には季節風により北西の風が強くなる。本市の気候は温暖気候に近い亜熱帯性気候だが、宿命ともいえる台風常襲地帯にあたるので、農作物の被る影響も大きくなっている。

第4 人口・世帯数

本市の人口は減少傾向が続いているが、令和2年には14,708人となっている。

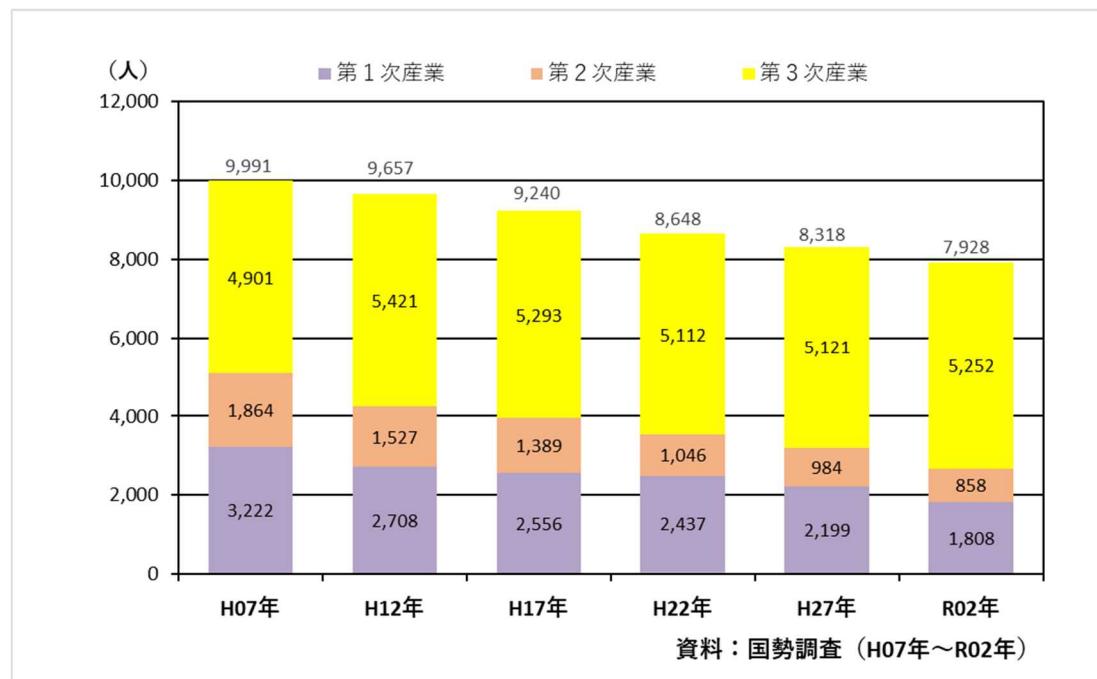
一方、世帯数は微増しているが、一世帯当たりの人員は減少しており、少子化・核家族化に伴う地域防災活動の核を担う地域コミュニティ活動力の低下が課題となっている。



第5 産業別就業者数

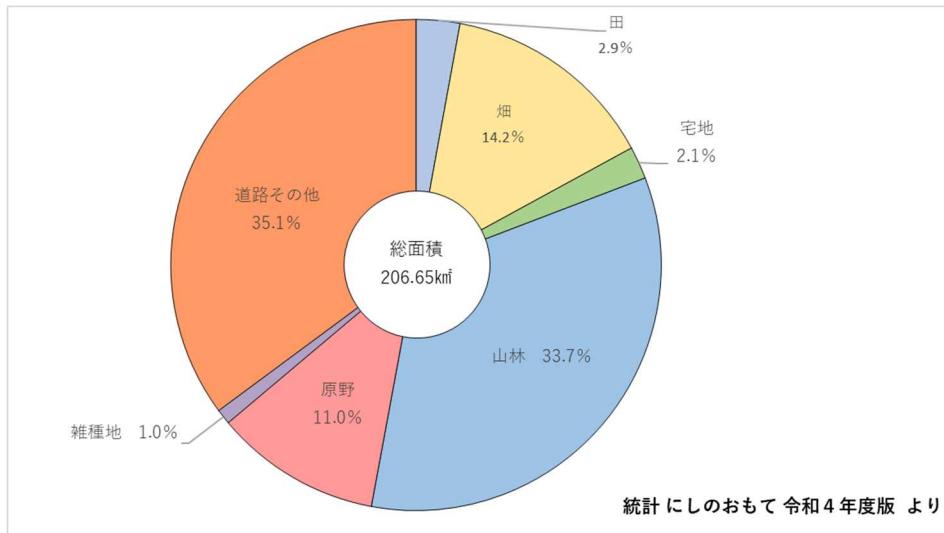
本市の就業者数は減少しており、令和2年には7,928人まで減少している。

産業別では第1次産業、第2次産業の就業者数は減少傾向となっているが、第3次産業の就業者数は増加している。



第6 土地利用

本市の土地利用は、山林、田畠等の自然地が約6割を占めている。



第7 馬毛島における災害特性

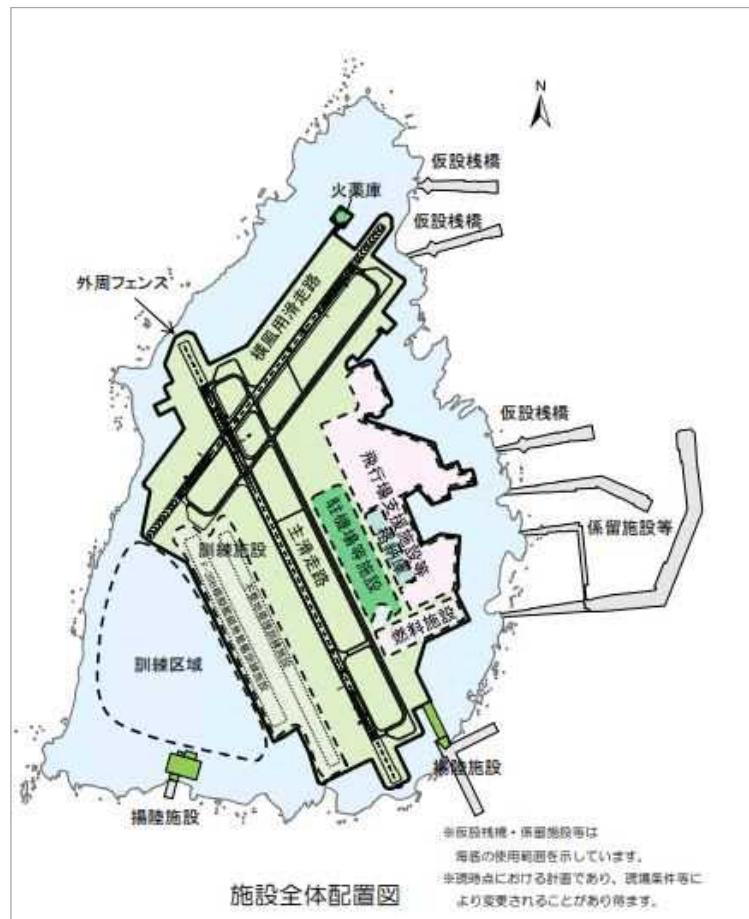
西之表市域の西方 12km の海上に浮かぶ馬毛島は、面積 8.17k m²、最高地点で 71.7m の極めて低平な島である。

現在、航空自衛隊の馬毛島基地（仮称）の建設が進められており、令和5年12月現在で馬毛島内の仮設宿舎は約1,000室整備されている。

併せて、種子島内には令和5年12月現在で約1,800名の工事関係者が滞在している。

馬毛島における工事期間中に強風・豪雨・台風・地震・津波等の防災対策を検討する必要がある。

《資料編 8-10 馬毛島における災害応急対策についての考え方》



出典：防衛省ホームページ（<https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/mage/>）

第5節 災害の想定

第1 風水害

本市においては、既往の災害のうち、風水害については最大規模であった平成13年(2001年)9月2日～8日にかけての大雪（平成13年9月集中豪雨）と同程度の豪雨に加え、昭和39年（1964年）8月24日の台風第20号による暴風と同程度の台風による被害を想定災害として、予防計画及び応急対策計画並びに復旧・復興計画における目安として位置づける。

【想定される最大被害の総括表】

想定項目	平成13年集中豪雨 (平成13年9月2日～8日)	台風第20号 (昭和39年8月24日)
気象概況	<ul style="list-style-type: none">・時間最大雨量 126mm（測候所）2日18時 134mm（能野）2日17時30分 123mm（西之表）2日18時5分 143mm（国上）2日19時 144mm（現和）2日18時50分・日降水量 341mm（測候所）2日	<ul style="list-style-type: none">・最大風速 57.5 m/s
人的被害	<ul style="list-style-type: none">・行方不明者 1名・死者 1名	—
建物等被害	<ul style="list-style-type: none">・公共文教施設（土地） 8校・農業施設 11件・農地関係 1、389箇所・林務関係 37箇所・公共土木施設 325箇所・その他の公共施設 20箇所・農産被害 17.2ha・林山被害 2.93ha・畜産被害 4頭・水産関係 4箇所・商工被害 30箇所・その他被害 2箇所・床上浸水 61世帯・床下浸水 181世帯	<ul style="list-style-type: none">・家屋全壊 住家 188戸 非住家 141戸 公衆建物 10棟・半壊 住家 126戸 非住家 103戸 公共建物 16棟

第2 土砂災害

本市は、山地や丘陵地が多いという地形・地質的な要因と生活の変化に伴う開発行為等の社会的要因から、土石流、急傾斜地の崩壊の土砂災害の危険が存在している。

県が指定した土砂災害警戒区域等は表1-1のとおりである。

表1-5-1 西之表市における土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況
(令和5年9月15日現在時点)

	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
警戒区域	148	54	0	202
特別警戒区域	148	41	0	189

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るために各防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

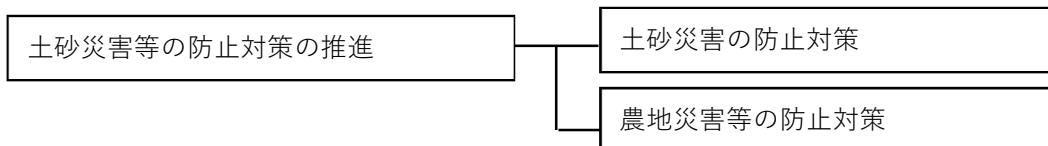
本節では、このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1 土砂災害等の防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、斜面崩壊等の風水害による土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。

このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。



1 土砂災害の防止対策

〔総務課・建設課・農林水産課〕

（1）土砂災害防止事業の推進

本市は、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。

平成13年（2001年）9月の集中豪雨では地盤がゆるんだ多数の斜面で崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害が発生したほか、道路交通の不通箇所も多数生じた。

災害危険箇所別の斜面災害の防止事業の実施方策は、以下のとおりである。

ア 山地災害危険地区等

山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を県の山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

（ア）山腹崩壊危険地区

《資料編 3-9 山腹崩壊危険地区》

（イ）山腹崩壊土砂流出危険地区

《資料編 3-10 山腹崩壊土砂流出危険地区》

イ 砂防法に基づく砂防指定地

土石流の発生が予想される危険な渓流等を県の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

《資料編 3-1 砂防法に基づく砂防指定地 I、3-2 砂防法に基づく砂防指定地 II、3-3 砂防法に基づく砂防指定地 III》

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域
がけ崩れの発生が予想される箇所を県の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

《資料編 3-4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域 I、3-5 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域 II、3-6 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

III》

緊急時の一時避難場所を最寄りの公民館その他の施設に指定してあるが、最終的には、避難計画による避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所等）に避難するものとする。

避難の誘導については、防災情報システム（防災ラジオ・屋外拡声子局等）などにて連絡するものとするが、校区行政連絡員、行政連絡員、各消防分団長及び自主防災組織を通じさらに徹底した避難の誘導を図るものとする。

とくに危険な崖の条件としては、崖の角度30度以上、高さ5メートル以上、人家5戸以上となっているが、崩れやすい条件は以下のとおりである。

- (ア) 擁壁や、石垣に割れ目のあるところ（松畠等）
- (イ) 上部が覆いかぶさっているところ
- (ウ) 湧水があったり、水が集まりやすいところ（浦田等）
- (エ) 近くで崩れたことのあるところ（大崎等）
- (オ) がけすそを切り込んだようなところ（洲之崎等）
- (カ) 岩が土のようにボロボロになっているところ
- (キ) 表土の厚いがけ（松畠等）
- (ク) かたい岩でも割れ目の多いがけ
- (ケ) 上部の排水が完備していないがけ

その他いろいろな要因が考えられるので、各危険地域に居住する住民は、特に注意しなければならない

エ 建築基準法に基づく災害危険区域

市及び県は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

急傾斜地崩壊危険区域、又は津波、高潮、出水による危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進する、がけ地近接等危険住宅移転事業を行うことを検討する。

オ 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、道路の実態、迂回路の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。（主要交通途絶予想箇所数については、「鹿児島県水防計画書」参照）

《資料編 3-13 災害時の道路状況》

カ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

市は、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

(ア) 土砂災害警戒区域

市は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害防止法第8条に基づき各区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

《資料編 3-7 「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域》

《資料編 3-8 土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）指定一覧（箇所別）》

(イ) 土砂災害特別警戒区域

市は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について県が行う基礎調査、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

キ その他の災害危険箇所

市は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても調査・把握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視・警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を行う。

(ア) 火災危険地域

市内における火災危険地域は、大字地区においてもかなりの密集地帯が散在しており、火災の未然防止については、地域住民各自が十分注意しなければならない。

《資料編 3-11 火災危険地域》

(イ) 落石危険箇所

《資料編 3-12 落石危険箇所》

(ウ) 危険物の貯蔵箇所

《資料編 6-8 危険物の貯蔵箇所》

(2) 砂防関係施設の災害防止

砂防関係施設（砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設）の機能を確保するため、砂防関係施設管理者及び住民等受益者は、日常の巡視や県の点検会に参加するなど、適切な維持管理に努め、砂防関係施設管理者は必要に応じて、老朽化対策を推進する。

(3) 災害危険箇所等の調査の結果の周知

ア 災害危険箇所の点検体制の確立

市は、熊毛支庁、西之表消防署、種子島警察署等関係防災機関の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、市民の参加を得て行うよう努める。

市民は、市民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが

居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市（総務課又は建設課等）に通報する。

イ 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

（ア）市は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

（イ）市独自に、新たに、把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に市民へ周知する。

ウ 災害危険箇所に係る指定緊急避難場所、指定避難所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

（ア）災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難方法を市地域防災計画に明示・位置づける。

（イ）災害危険箇所の他、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布を行う。

（ウ）広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

（4）災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

ア 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、市は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

イ 避難指示等の発令対象区域の指定及び警戒巡回員の選任等

市は、人家等に被害を与える恐れがある土砂災害警戒区域を避難指示等の発令対象区域として指定し、区域ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた集落避難計画を作成する。

また、必要により地区ごとに警戒巡回員を選任又は委嘱しておく。

ウ 避難計画の整備

市は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、避難計画（集落避難計画、地区防災計画、個別避難計画等）を作成する。

（ア）災害危険箇所の概況把握

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

（イ）住民への情報伝達方法の整備

市防災行政無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

（ウ）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。
«資料編 5-1 指定緊急避難施設一覧、5-2 指定避難施設一覧»

(エ) 避難誘導員等の指定

避難する際の誘導員を消防団員や、自主防災組織のリーダー等から定め、特に、地域の独居の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講ずる。

(オ) 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1、2、3、4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの大気警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定とともに、必要に応じ見直すよう努める。

(カ) ハザードマップ等の作成

市は土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

エ 住民の自主的避難の指導

市は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努める。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、市及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

カ 避難訓練

市及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

2 農地災害等の防止対策

[農林水産課]

(1) 農地保全施設の整備の推進

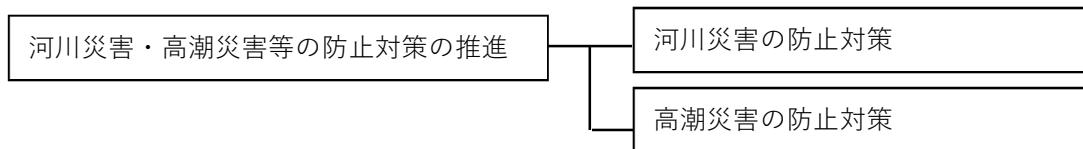
市は、県と連携して台風、集中豪雨による農地の表土流出や斜面崩壊等の災害から農地、農業用施設、人家等の被害を防止、軽減するため、排水路、ダム、農業用ため池、排水機場、排水樋門等の農地防災・保全施設の整備を行い、農村地域の災害発生防止に努める。

特に豪雨等により決壊した場合の浸水区域に、家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため防災重点農業用ため池については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づいて計画的かつ重点的な整備に努める。

また、市及び県は、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第2 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進

市は、台風常襲地帯、多雨地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとにおかれ、河川は、洪水の被害を受けやすい特質があり、また、沿岸部を有する地形条件から、高潮、波浪災害等を受けやすい特質があるため、河川災害、高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防、海岸保全施設等の整備事業を継続して推進する。



1 河川災害の防止対策

〔総務課、建設課〕

(1) 河川等重要水防箇所等の把握、周知

市及び県は、県において把握している河川等の重要水防箇所及び水防箇所に基づき、住民への周知に努めるとともに、市独自に河川災害の危険性等に関する以下の事項を把握し、その結果を必要に応じ、関係地域の住民等に周知する。

また、市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される災害の危険を住民等に周知する。

- ア 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握
- イ 避難路上の障害物などの把握
- ウ 指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握
- エ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

表 2-1-1 重要水防箇所（知事管理区間）

番号	水系名	河川名	左右岸の別	区間	延長(m)	指定理由	築堤・堀込	予想される危険	水防工法
107	甲女川	甲女川	右	天神橋下流～高浜橋上流	500	A	堀込	溢水	積土俵土
				0k000～0k500					
108	甲女川	甲女川	右	浄水場付近堤防区間	700	A、J	堀込	溢水	積土俵土
				2k050～2k750					
111	湊川	湊川	右	満徳川橋～起点	300	A、J	堀込	溢水	積土俵土
				10k500～10k800					
112	湊川	湊川	左	満徳川橋～起点	300	A、J	堀込	溢水	積土俵土
				10k500～10k800					

(2) 重要水防箇所の巡視等

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には「鹿児島県水防計画書」に示す危険箇所内の堤防等の巡視を行うとともに、当該箇所ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害

予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

(3) 洪水浸水想定区域等を活用した水害リスク情報の周知等

河川管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は、浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、水防法に基づき、全ての一級・二級河川において、洪水浸水想定区域を指定する。

また、河川管理者及び市長は、それぞれの立場において、各河川の浸水実績等を把握し、浸水深や発生頻度等を踏まえて水害リスクを評価するよう努めるものとする。

市長は、洪水浸水想定区域や浸水実績等を踏まえ、防災活動や住民避難が円滑に行われるよう、避難場所や避難経路等の情報を記載したハザードマップの作成等を推進し、水害リスク情報として周知しなければならない。

2 高潮災害の防止対策

[海岸管理者]

(1) 海岸保全施設の整備方策

台風の常習地帯である種子島では、台風の接近によって気圧が低下し、満潮時と重なると高潮が発生するおそれがある。これまで、高潮による大きな被害は報告されていないが、高潮・高波による浸水が始まってから屋外を移動することは危険であり、特に堤防などを越波する場合、海水は非常に強い勢いで浸入し、大きな破壊力を示すことがある。

市は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

«資料編 3-14 高潮危険地域»

(2) 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

市及び県は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全施設整備事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽化点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

(3) 高潮リスクの低減

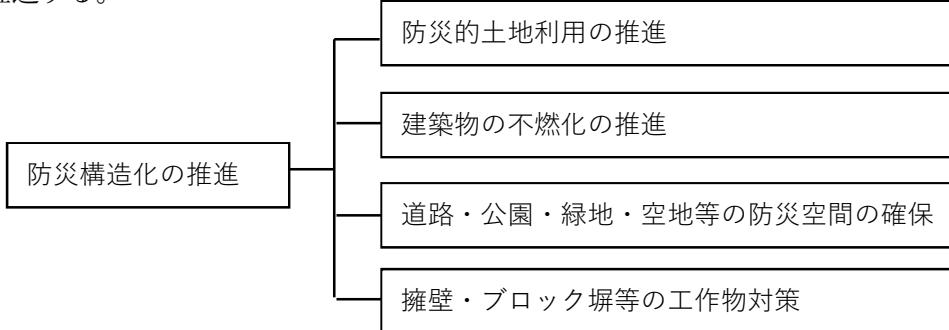
市及び県は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

第3 防災構造化の推進

市の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施してきた都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施するよう努める。

また、土地区画整理事業などをはじめ、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新、新規開発に伴う指導・誘導を行うことによる適正な土地利用を推進するほか、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市機能の確保に関する指針を位置付けた西之表市

立地適正化計画（令和4年10月1日公表）を推進することにより、風水害等に備えた安全な都市環境整備を推進する。



1 防災的 土地利用の推進

[企画課、建設課]

（1） 土地区画整理事業等の推進

市及び県は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進するなど、老朽木造住宅密集市街地等の防災上危険な地域の解消等に努めるとともに、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。

また、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図る。

（2） 新規開発に伴う指導・誘導

市及び県は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

ア 宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第3条により指定された宅地造成工事規制区域内で行う宅地造成工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害の防止に努める。

イ 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

ウ 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

（3） 立地適正化計画の推進

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

2 建築物の不燃化の推進

[建設課・総務課]

（1） 消火活動困難地域の解消

市は県と連携して、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

(2) 延焼遮断帯等の整備

市は県と連携して、道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を検討する。

(3) 消防水利・防火水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足に努めるとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における防火水槽等消防水利の整備を推進する。

(4) その他の災害防止事業

市は、火災等に対する効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。

また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

[建設課・総務課]

(1) 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

ア 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、市民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮する。

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の形成及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

また、次の避難路については、場所又それ相当する安全な場所に通じ、迅速かつ安全な避難行動を確保するために、地域の状況に応じて新規道路整備、既設拡幅等により整備を行う。

《資料編 5-4 避難路一覧》

イ 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

市及び県は、都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

《資料編 5-5 避難地一覧》

(2) 共同溝等の整備

市及び県は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

(3) 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

〔建設課〕

（1）擁壁の安全化

市及び県は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要に応じて県と連携して補強・補修等の対策を講ずる。

宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

（2）ブロック塀等の安全化

市及び県は、これまでパンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続き、ブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

（3）窓ガラス等落下物の安全化

市及び県は、これまでに実施している定期報告制度や年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

（4）屋外広告物に対する指導

県は、広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。」と定め、一定規模以上の屋外広告物については、一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務づけている。

市は県と連携して、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守を図るとともに、風水害時の落下等による公衆への危害を防止するため、設置者による点検等、指導に努める。

（5）自動販売機の転倒防止

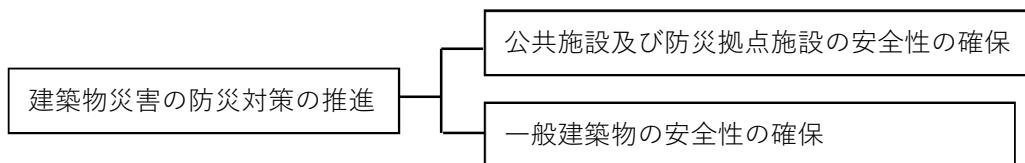
自動販売機の普及に合わせて、災害時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。

設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第4 建築物災害の防災対策の推進

強風・豪雨・火災等による災害では、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防災対策を推進する。



1 公共施設及び防災機関施設の安全性の確保

[建設課・財産監理課・教育委員会]

(1) 公共施設等の安全性の確保

市は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性を確保する。

(2) 重要防災機関施設の安全性の確保

市の庁舎、県、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災機関施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう県及び関係機関と連携し、安全性を確保する。

2 一般建築物の安全性の確保

[総務課・建設課]

(1) 市民等への意識啓発

市及び県は、市民に対し、次の意識啓発を実施する。

ア 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建築物については、改修時の相談に応じる。

このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

イ がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

ウ 建築物等における石綿使用有無の把握

建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、建築物等に石綿を含む建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努める。

(2) 特殊建築物等の安全性の確保

ア 特殊建築物の定期報告

県は、不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、

建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

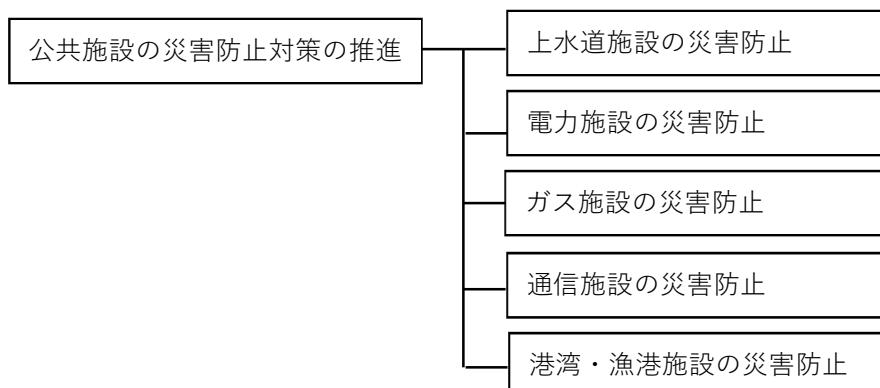
また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

イ 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

県は、前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」(火災予防週間と協調して実施。)において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第5 公共施設の災害防止対策の推進

上水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、県及びライフライン事業者は、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、適確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。



1 上水道施設の災害防止

[水道課・水道事業者]

(1) 災害に強い水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、上水道事業者は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、次の対策により、被害発生の抑制と影響の最小化を図り、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- ア 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- イ 耐震管等への布設替えの推進
- ウ 老朽化した水道施設、管路施設等の点検・補修の推進
- エ 水道施設の耐震化・停電対策の推進
- オ 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進

- カ 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- キ 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- ク 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

(2) 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材、被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

2 電力施設の災害防止

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、鹿児島県地域防災計画に基づき、電力施設の災害防止の措置を講ずる。

«鹿児島県地域防災計画 第2部第1章第5節第3電力施設の災害防止参照»

3 ガス施設の災害防止

ガス事業者は、鹿児島県地域防災計画に基づき、ガス施設の災害防止の措置を講ずる。

«鹿児島県地域防災計画 第2部第1章第5節第4ガス施設の災害防止参照»

4 通信施設の災害防止

西日本電信電話株式会社鹿児島支店は、鹿児島県地域防災計画に基づき、通信施設の災害防止の措置を講ずる。

«鹿児島県地域防災計画 第2部第1章第5節第5通信施設の災害防止参照»

5 港湾・漁港施設の災害防止

[港湾・漁港管理者、港湾・漁港関係事業者]

(1) 抛点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の点検や防災対策事業の計画的な実施及び適確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

(2) 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たす。

このため、港湾・漁港管理者は、重要港湾である西之表港や漁港及び生活を支える港湾において、岸壁、港湾緑地、背後道路等の施設整備及び既存施設の老朽化対策に努め、耐震化など防災・減災対策を進めるとともに、物流の拠点、災害時の物資輸送拠点等としての機能の拡充・確保に努める。

(3) 関係事業者との連携強化

港湾・漁港管理者は、過去に被災した箇所など港湾・漁港内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

(4) 走錨等に起因する事故の防止

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

第6 防災研究の推進

[関係課・関係機関等]

市、県及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

また、市は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

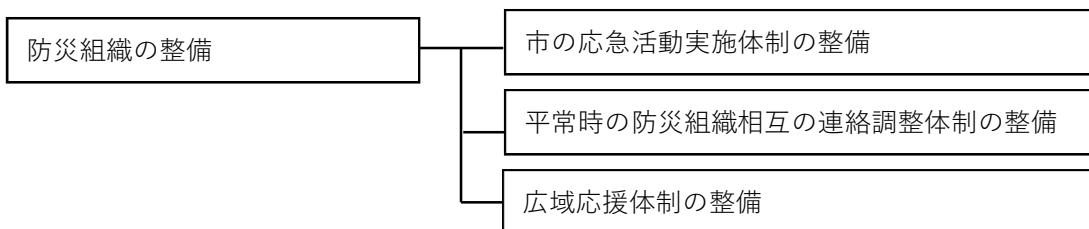
本節では、このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第1 防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、市内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。



1 市の応急活動実施体制の整備

[総務課]

（1）職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

（市の動員配備体制は、資料編 1-4 「西之表市災害対策本部規程（別表）」参照）

ア 迅速・確実な情報の収集・共有と連絡手段の確保

災害対策要員の確保を図るため、モバイル端末で利用できる防災アプリ等を活用し、いち早く情報を収集するとともに、市防災情報システム等により情報の共有化を図り、参集体制を確保する。

イ 警備員との連携による勤務時間外の連絡体制の確保

アの緊急情報提供サービスにより、時間場所を問わず気象情報等を入手するほか、市の警

備員と事前に携帯電話等を中心とする連絡体制を確保することで、勤務時間外の体制を確保する。

ウ マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアル作成に努める。

エ 庁内執務室の安全確保の徹底

勤務時間中の、地震等の災害発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室の安全確保に努める。

(2) 災害対策本部の運営体制の整備

災害発時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。

(市災害対策本部の設置方法は、第3章第1節第1「応急活動体制の確立」参照)

ア 災害対策本部（本庁・災害対策本部室）運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部（本庁・災害対策本部室）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

イ 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

ウ 本部連絡員、災害対策本部室の職員の育成

災害発時に災害対策本部が的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

(ア) 動員配備・参集方法

(イ) 本部の設営方法

(ウ) 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

[総務課]

(1) 情報連絡体制（手段）の充実

市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

（県災害対策本部と防災関係機関との協力系統図は、鹿児島県地域防災計画 第3部 第1章 第1節「応急活動体制の確立」参照）

ア 情報連絡体制（手段）の明確化

情報伝達ルートの多重化、及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

イ 勤務時間外での対応

市、県及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なよう、連絡窓口等体制の整備に努める。

(2) 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

ア 日頃から情報交換を積極的に行う

市、県及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

イ 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

(3) 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

ア 連絡手続き等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように、市地域防災計画に明示する。

イ 自衛隊との連絡体制の整備

市及び県は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

[総務課]

(1) 市、県及び各防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

(2) 特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

4 広域応援体制の整備

[総務課]

(1) 九州地方整備局との広域応援協定等の締結

九州地方整備局とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

(2) 県及び他市町村等との相互応援体制等の整備

市は、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、県及び県内の他市町村等に対して応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

また、県外の市町村や民間事業者等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援等に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

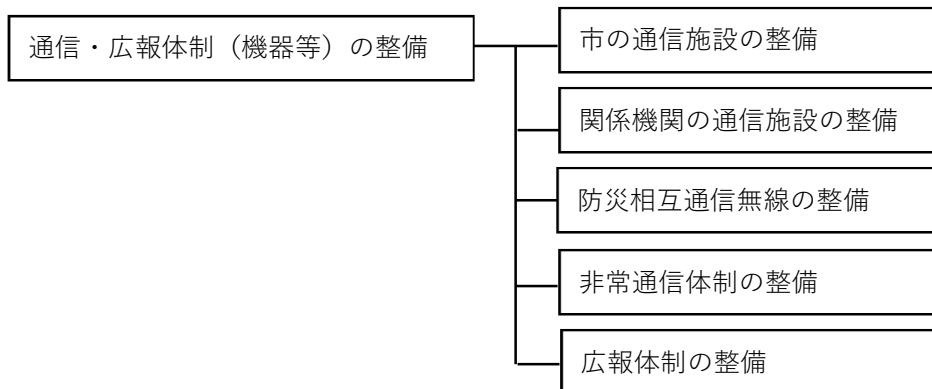
『資料編 7 応援協定等（鹿児島県消防相互応援協定）』

第2 通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳（ふくそう）等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市、県及び防災関係機関は、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、IoT、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。



1 市の通信施設の整備

[総務課]

(1) 通信施設の整備対策

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために市防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりを進める。

特に市が令和元年度に設置した西之表市防災情報システム（防災ラジオ等）のうち、戸別受信機（防災ラジオ）は市内全世帯を対象に無償貸与しているが、申請が必要なため、市民への

周知を図り、災害発生の危険性の高い、次のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- イ 地すべり危険箇所のある地区
- ウ 土石流危険渓流のある地区
- エ 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- オ 山地災害危険地区のある地区
- カ 宅地造成工事規制区域のある地区
- キ 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- ク 高潮危険のある地区
- ケ 高齢化の進んでいる過疎地区
- コ 主要交通途絶予想箇所のある地区
- サ 津波浸水想定区域
- シ その他、市地域防災計画等に掲載されている災害危険箇所のある地区

（2）通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

- ア 通信機器の操作の習熟
 - 日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。
- イ 通信機器の保守体制の整備
 - 通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。
 - なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。
- ウ 長時間対応可能な非常用電源設備の整備
 - 大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

2 関係機関の通信施設の整備

（1）関係機関の通信手段の充実

各関係機関は、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め、通信手段の充実に努める。

（2）関係機関の通信手段の活用

市・県及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

3 防災相互通信無線の整備

〔総務課〕

（1）通信施設の整備対策

市、県及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に

努める。

市は、孤立化が予想され、防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは、早急な防災相互通信用無線の配備に努める。

(2) 通信施設の運用の充実

市、県及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

4 非常通信体制の整備

[総務課]

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生の恐れがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき、非常通信の活用を図ることとなっている。

(2) 非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及啓発を行う。

5 広報体制の整備

[総務課]

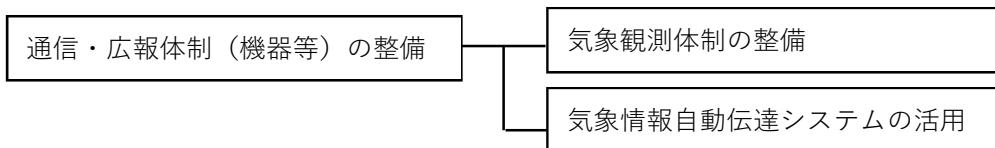
大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて市民に提供するため、緊急情報提供システム、Lアラート（災害情報共有システム）を効果的に活用する。

また、インターネット（市ホームページ、SNSフェイスブック「防災種子島にしのおもて」、登録制メール「あんしんめーる」等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）や緊急速報（エリアメール等）、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努める。

第3 気象観測体制の整備、観測資料の活用

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用、提供等に積極的に協力するものとする。



1 気象観測体制の整備

[総務課・建設課]

（1）鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、台風・豪雨、高潮・津波災害に関する気象業務体制の整備・充実を図る。

ア 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

イ 関係資料のデータベースの構築

災害発生時等において、気象警報・注意報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

（2）市の気象観測体制の整備

市、県及び国土交通省九州地方整備局等の関係機関における観測施設の整備については、年々充実しているが、まだ十分とはいえないで、連携し現有施設の十分な活用を行うとともに、県及び気象台から発表される情報等を収集する。

2 気象情報自動伝達システムの活用

[総務課]

市は、県により気象警報等や気象関連情報が自動的に、市や消防本部に防災情報ネットワークで送信される気象情報自動伝達システムを活用し、風水害等の災害発生時等の警戒体制の確立に努める。

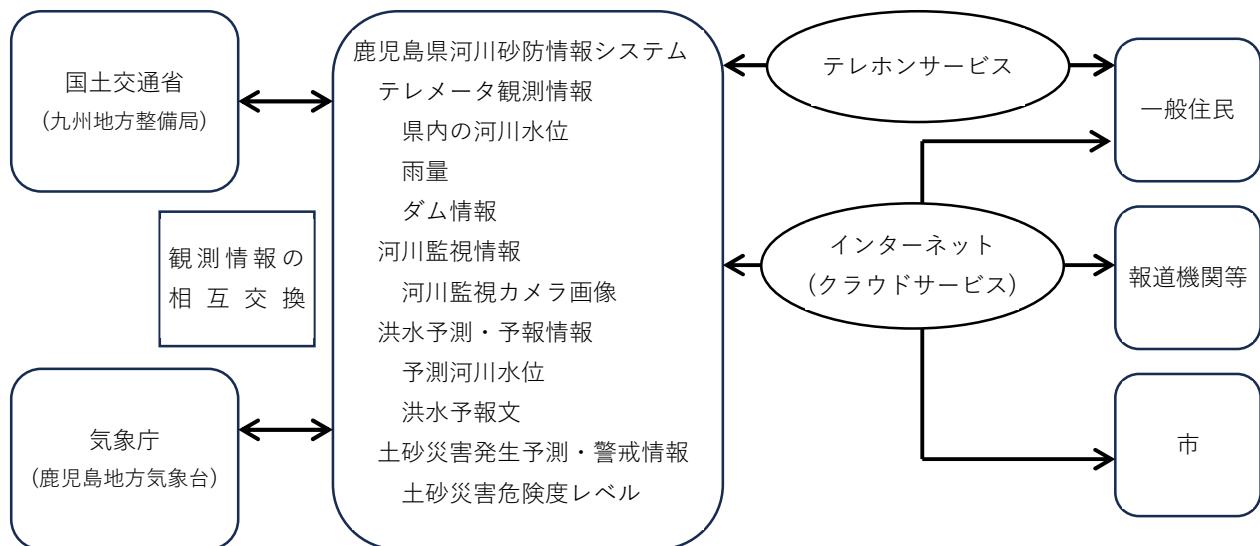
また、市は、気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を速やかに、主要な施設及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達する。

3 河川砂防情報システムの活用

[総務課]

市は、県の河川砂防情報システムの活用により、市内の河川水位、雨量、河川監視カメラ画像、洪水予報、土砂災害危険度レベル等の水害や土砂災害に関する情報を、インターネット等により収集し、住民に対し情報提供するものとする。

河川砂防情報システム構成図



第4 消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。



1 消防活動体制の整備

〔西之表消防署・総務課〕

(1) 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

ア 本市における消防組織、団員数等

(ア) 熊毛地区消防組合消防本部の組織

消防長——次長——総務課長——総務係
　　|
　　| 警防課長——警防救助係・救急
　　|
　　| 予防課長——予防係・危険物係

(イ) 西之表消防署の組織

署長——副署長——第1分隊
　　|
　　| 第2分隊
　　|
　　| 第3分隊

(ウ) 消防団の組織

《資料編 4-1 消防分団》

イ 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう熊毛地区消防組合と連携を図り、消防職員及び消防団員についてより高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

ウ 消防団の育成強化の必要性

(ア) 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化が必要となっている。

(イ) 消防団の育成・強化策の推進

市は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

a 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

b 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

(2) 地域市民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

ア 一般家庭に対する出火防止の指導

市は、一般家庭内における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及等、出火防止の指導に努める。

イ 地域住民の初期消火体制の整備

市は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から、火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

(3) 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

ア 事業所に対する出火防止の指導

市（常備消防も含む）は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

イ 事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに自主防災組織、自衛消防隊等の育成を図る。

また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

2 消防水利、装備、資機材の整備

[西之表消防署・総務課]

(1) 消防水利の整備方策（耐震性貯水槽等）

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、次の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的な自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用貯水池、給水栓を消防用水として活用する。

(2) 消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

ア 消防機械保有状況

（ア）消防施設の現況

西之表市における消防施設は、消防・水防活動に利用するものとする。

(イ) 消防施設の整備

消防庁通達で定められている「消防力の整備指針」に基づいて消防施設の整備を図るものとする。

(ウ) 救助用具の整備

必要により逐次保有数の増加を図るものとする。

(エ) 救助用物資の備蓄

救助用物資の備蓄については、災害の実態と照らし、今後必要によりその整備を図るものとする。

イ 消防用装備・資機材の整備方策

大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(3) 通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他消防機関部隊等との通信を確保する。

また、災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備、高所カメラ早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の機能強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、次の機器等の整備の促進に努める。

(ア) 多重無線通信機

(イ) 衛星通信システム

(ウ) 早期支援情報収集装置

(エ) 震災対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

イ 通信・運用体制の整備

(ア) 熊毛地区消防組合における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。

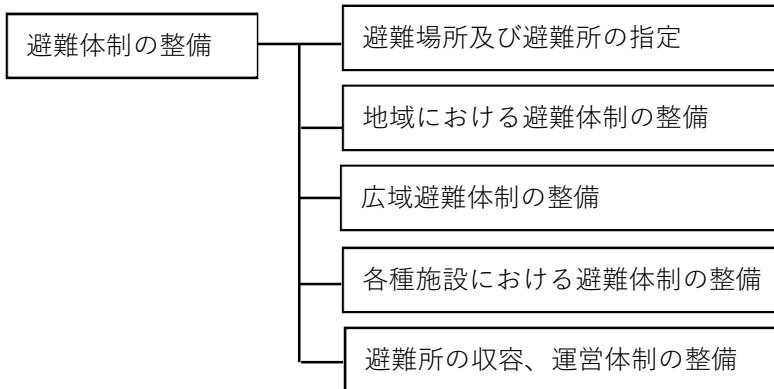
(イ) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を探求する体制の整備を図る。

(ウ) 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第5 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、避難行動要支援者の安全避難について留意する。



1 避難場所及び避難所の指定等

〔総務課・福祉事務所・教育委員会・関係機関〕

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

特に、浸水想定区域をその区域に含むとき、洪水予報用の伝達方法及び避難場所等について住民に周知するため、洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じておく。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

ア 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

イ 指定避難所等

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内的一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させるこ

とが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象を特定して公示するものとする。

更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、「西之表市災害時避難行動要支援者支援制度」による個別避難計画等を作成し、要配慮者が避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

«資料編 5-3 福祉避難所施設一覧»

なお、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等(県立学校については県教育委員会)の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は、災害避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

市は、指定緊急避難場所・指定避難所となる施設について、良好な生活環境を確保するため、あらかじめ、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

市は、感染症対策のため、平常時から、指定緊急避難場所・指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、総務対策部と民生対策部が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館・公民館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定緊急避難場所・指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

(3) 避難所における備蓄等の推進

市は、指定緊急避難場所・指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出

し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

2 地域における避難体制の整備

[総務課・福祉事務所・教育委員会]

(1) 避難の指示・誘導体制の整備

ア 基本方針

(ア) 市長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間をする高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、一般災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

(イ) 市長が行う避難指示等は、「避難情報に関するガイドライン 内閣府（防災担当）」及び「市避難情報・判断等マニュアル」を踏まえて行う。

（避難の指示、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、第3章 第2節 第6「避難の指示、誘導」を参照）

(ウ) 市長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

(エ) 市長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。なお、浸水想定区域内の要配慮者関連施設のうち、利用者の災害時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは名称及び所在地を市地域防災計画に定める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、市地域防災計画により行う。

イ 避難指示等の基準の策定

市長は、災害の種類、地域、その他により異なるが、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ウ 避難指示等の実施要領

(ア) 市長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ、市地域防災計画等において実施要領を定めておく。

(イ) 市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。

(ウ) 市長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（災害対策課長及び各地域連絡協議会長）に報告しなければならない。

エ 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- (ア) 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。
- (イ) 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避け、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。
- (ウ) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (エ) 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。
- (オ) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を軽かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(2) 自主避難体制の整備

- ア 市は、災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。
- イ 自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。
- ウ 住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。
- エ 指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市に登録を行い、市が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「届出避難所」の運用を始めている自治体もある。

「届出避難所」は、市の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、市は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

- オ 市民の、災害に対し安全である親戚・知人宅等への避難についても、感染症対策における分散避難も含め有効であることから呼びかけを行う。

(3) 避難指示等の伝達方法の周知

ア 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本節第2の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のように、あらかじめ、伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

(ア) 西之表市防災情報システム（防災ラジオ等）を利用して伝達する。

(イ) 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

(ウ) サイレン及び鐘をもって伝達する。

(エ) 広報車による呼びかけにより伝達する。

(オ) リアラート（災害情報共有システム）、テレビ・ラジオ、インターネット（市ホームページ含む）、SNS（フェイスブック、市公式LINE等）、鹿児島県防災Web、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、地上デジタル放送、有線放送、電話等の利用により伝達する。

イ 伝達方法等の周知

市長は、市の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

ウ 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

エ 伝達方法の工夫

市長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

(4) 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、次の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動に避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「避難行動要支援者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、市は、「避難支援プラン」及び個別避難計画を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取組む。

ア 避難指示等の伝達体制の確立

市長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法等を事前に定めておく。

なお、浸水想定区域内の要配慮者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、市地域防災計画に、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定めることが義務づけられている（水防法第15条）。

イ 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

市長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておく。

ウ 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮する。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、N P O 法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

(5) 自宅療養者等の避難誘導

県及び保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等発生時における自宅療養者等の被災に備え、管内の市町村が、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認できるよう、必要に応じて把握している自宅療養者等の情報を提供する。

また、市は、把握した情報に基づき、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(6) 在宅避難者等の避難体制の強化

市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

3 広域避難体制の整備

[総務課]

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

4 各種施設における避難体制の整備

[総務課・福祉事務所・健康保険課・高齢者支援課・教育委員会・施設管理者・関係機関等]
(1) 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護用品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等については、施設の利用者の津波や洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられている。（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2）

«資料編 5-11 避難確保計画対象施設一覧»

ア 避難体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害等に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ 設備の整備・物資の確保

要配慮者利用施設の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

エ 防災教育・避難訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態などに応じた避難訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施するよう努める。

（2）大規模店等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や日没前での職員の事前動員など、利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体

制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

ウ 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備に努める。

エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

(3) 学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を次の方法により整備する。

ア 集団避難計画の作成

- (ア) 教育長は、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。
- (イ) 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。
- (ウ) 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

イ 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。市教育委員会の小中学校児童生徒の集団避難計画は、次のとおりとする。

- (ア) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- (イ) 校長は、教育長の指示のもとに又は、緊急を要する場合は臨機に児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。
- (ウ) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、教育長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。
- (エ) 教育長の避難指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期等を考慮し、危険が迫っている学校から順次指示するものとする。
- (オ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者を優先して行うものとする。
- (カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。

ウ 避難誘導体制の強化

- (ア) 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速、確実に行われるよう に、あらかじめ連絡網を整備しておく。
- (イ) 校長は、おおむね次の事項について計画し、避難誘導が安全かつ迅速に行われるよ うに努める。
 - a 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - b 避難場所の指定
 - c 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - d 児童生徒の携行品

e 余裕がある場合の書類・備品等搬出計画

(ウ) 危険な校舎、高層建築の校舎については、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

(エ) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

(オ) 災害の種別、程度により児童生徒を帰宅させる場合は、次の方法による周知しておく。

　地域担任教師の誘導を必要とする場合、地域ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（崖くずれ、危険橋、堤防等）の通行を避けること。

(カ) 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

(キ) 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

(ク) 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

(ケ) 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

エ 避難場所の指定・確保

(ア) 教育長は、市地域防災計画を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校の避難場所を定めておく。

(イ) 学校が市地域防災計画に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡すこと。

5 避難所の収容・運営体制の整備

〔総務課・福祉事務所・教育委員会〕

(1) 避難所の開設・収容体制の整備

ア 避難所の開設・収容

　避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた市長が行う。市長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告するものとする。

　災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

イ 福祉避難所等の確保

　市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

　なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

ウ 適切な避難所収容体制の構築

　市、県は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Webや市独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に

努める。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(2) 避難所の運営体制の整備

市は、避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」(平成29年9月改正鹿児島県)及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」(令和3年8月)を参考に、「西之表市災害避難所運営マニュアル」を作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市は、指定管理施設が指定避難所等となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

(3) 避難所の生活環境改善システム等の整備

市及び県は、避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備、及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

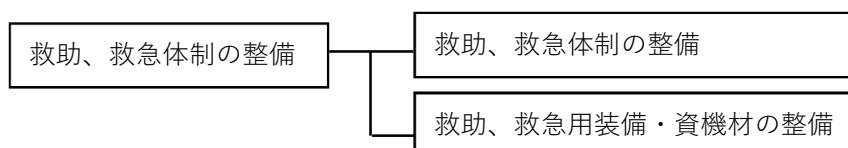
(4) 避難所巡回パトロール体制の整備

市及び県は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6 救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。



1 救助・救急体制の整備

[西之表消防署・健康保険課・総務課]

(1) 関係機関等による救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

ア 市（常備消防を含む。）の救助、救急体制の整備

（ア）常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

（イ）市の区域内で予想される災害、特に土砂崩れや建物倒壊等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

（ウ）救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

（エ）傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

（オ）多数の傷病者が発生した場合に備え、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

（カ）土砂崩れ等による生き埋め及び津波や地震災害時に同時多発する等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と連携を図る。

イ 警察機関の救出、救助体制の整備

市や関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

ウ 海上保安部の救出・救助体制の整備

市や関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

エ 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

オ 自衛隊の救出・救助体制の整備

市や関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(2) 救助の実施体制の構築

市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

(3) 孤立化集落対策

市は、豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落等については、別記、「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に当該集落との情報伝達手段の確保、救出・救助活動にあたる防災関係機関等との相互情報連絡体制、孤立化した集落からの地域住民等の救出方法等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

ア 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

イ 通信機器の住民向け研修の充実

集落等に整備された衛星携帯電話や西之表市防災情報システム（防災ラジオ等）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

ウ 救急患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプター等が離着陸可能なスペース（防災対応離着陸場）の確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

エ 食料・飲料水、非常用発電機等の備蓄の整備

孤立化した集落においては、電気・水道・ガス等のライフラインが途絶し、地域住民の生活の維持に支障をきたす可能性がある。

このため、当該地域においては、各家庭での食料・飲料水等の防災用品の準備や、避難所における備蓄物資の整備に努める。

また、停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

《資料編 8-9 孤立化集落対策マニュアル、2-5 衛星携帯電話の整備状況》

（4）市民の救助、救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から、市や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

2 救助、救急用装備・資機材の整備

〔西之表消防署・総務課〕

（1）救助用装備・資機材等の整備方針

市（常備消防を含む）は、土砂崩れ等による生き埋め等の救出、救助事象に対応するため、消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材の整備を次のとおり図っていく。

関係機関	整備内容
消防署	<p>ア 高度救助用資機材</p> <p>画像探索装置 I・II型、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機</p> <p>イ 救助用ユニット（油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター））</p> <p>ウ 消防隊員用救助用資機材</p> <p>大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋸、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）</p> <p>エ その他、救助用装備・資機材等</p>
消防団	<p>ア 消防団員用救助用資機材</p> <p>大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋸、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）</p>

	イ 担架（毛布・枕を含む） ウ 救急カバン エ その他、救助用装備・資機材等
自主防災組織	ア 担架（毛布・枕を含む） イ 救急カバン ウ 簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップ他） エ 防災資機材倉庫等 オ その他、救助用装備・資機材等

災害時に同時多発する救助、救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

（2）救急用装備・資機材等の整備方針

市（消防機関を含む）は、災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

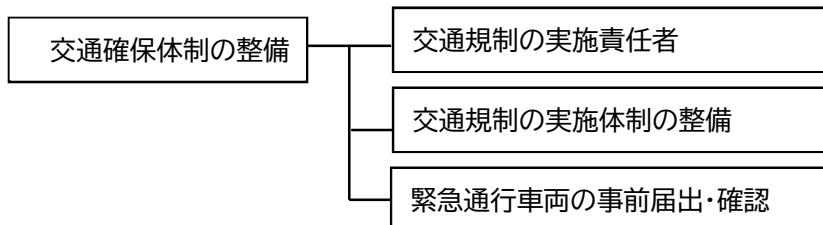
救急用装備・資機材等の整備

区分	整備内容
車両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ

第7 交通確保体制の整備

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。



1 交通規制の実施責任

[建設課・農林水産課・関係機関]

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 （指定区間内の国道） 知事 （指定区間内を除く 国道及び県道） 市長（市道等）	（道路法第46条） （1）道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合。 （2）道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合。

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

区分	実施責任者	範囲
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) (1) 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認められるとき。 (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 (3) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合。
港湾管理者	知事 市長	(1) (港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規則。 (2) (港湾法第12条第1項第10号) 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い、又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部署長 港長 海上保安官	(港則法第39条) (1) 船舶交通の安全のため、必要があると認められるとき。 (2) 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認めるとき。 (海上保安庁法第18条) (3) 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき。

2 交通規制の実施体制の整備方針

〔建設課・農林水産課・関係機関〕

区分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、次の項目について整備に努める。 (1) 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 (2) 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

区分	整備方針
	<p>(3) 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。</p> <p>(4) 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時にいて警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。</p> <p>(5) 装備資機材の整備 規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。</p>
港湾管理者及び 海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

3 緊急通行車両の事前届出・確認

[財産監理課]

(1) 緊急通行車両の事前届出

市長は、市の保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両（※大規模災害時に緊急交通路を通行できる車両）の事前届出を行うことができる。（事前届出は様式1）

なお、対象道路は基本的に高速道路などとなるため、島外への災害派遣等について使用（予定）する車両を申請の対象とする。

(2) 届出済証の交付と確認

- ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。(届出済証は様式1)
- イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

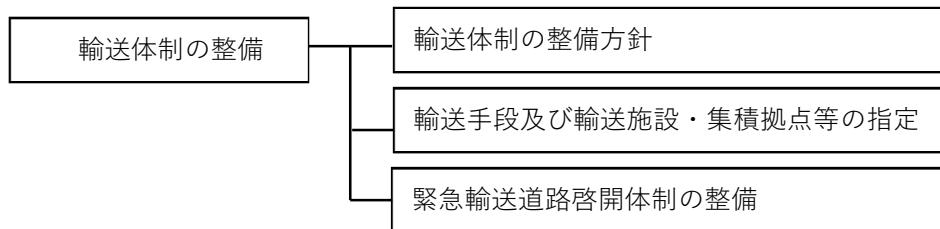
様式1 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

災害応急対策用	
緊急通行車両事前届出書	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
申請者住所 (電 話) 氏 名 印	
番号標に標示 されている番号 (登録番号)	
車両の用途 (緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送 人員又は品名)	
使用者	住 所 () 局 番
	氏 名
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、 車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	
第A- 号	
災害応急対策用	
緊急通行車両事前届出済証	
左記のとおり事前届出を受けたこと証する。	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 印	
(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署(幹部派出所を含む)、交通検問所等に提出して、所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 1 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 2 緊急通行車両が廃車となったとき。 3 その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	

第8 輸送体制の整備

風水害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。



1 輸送体制の整備方針

〔財産監理課・総務課〕

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートの選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。

このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模・地区、輸送対象、輸送手段（車両、船艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

(2) 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、市及び県をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため、日頃から次について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- ア 輸送業者等と協力協定の締結を図る。
- イ 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

〔財産監理課・総務課〕

(1) 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

ア 輸送手段の確保

災害時の被災者や救援物資、資機材等の輸送手段は、輸送対象の種類・数量・緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- (ア) 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- (イ) 船舶等による輸送
- (ウ) 航空機による輸送
- (エ) 人力による輸送

イ 所有車両等の確保

市の災害対策上各対策部が必要とする車両等の確保は、次の方法により行うものとする。

- (ア) 被災時における車両等の掌握、管理は、財産監理課において行う。

- (イ) 各対策部は、車両等を必要とするときは、財産監理課に配車を要請する。
- (ウ) 財産監理課は、各対策部より配車の要請があった場合、車両の保有状況、対策の内容、緊急度等考慮の上使用車両を決定し、要請部に通知する。

ウ 市有車両、船舶以外の輸送力の確保

財産監理課は、市有車両等により災害対策の輸送力を確保できないときは、次により市有以外の輸送力確保に努めるものとする。

(ア) 自動車の確保

- a 自動車の確保は、次の順位により確保手続をとる。
- ① 公共団体の車両
 - ② 事業用の車両
 - ③ その他の自家用車両
- b 市内で車両確保が困難な場合は、隣接市町村（営業用のみ）に確保の協力又はあっせんの要請を行う。

(イ) 船舶の確保

- a 船舶の確保は、次の順位により確保手続をとる。
- ① 公共団体の船舶
 - ② 営業用の船舶
 - ③ その他の自家用船舶
- b 市内において船舶の確保が困難な場合は、隣接市町村・県又は九州海運局鹿児島支局に確保の協力又は斡旋の要請を行う。
- c 緊急に海上輸送を必要とするとき、又は（ア）、（イ）による輸送力の確保が困難なときは、海上保安本部（種子島海上保安署）の船舶の派遣を県（危機管理課）に要請依頼する。

(ウ) 航空機による輸送力の確保

海上・陸上的一般交通が途絶した場合等緊急に航空機による輸送が必要になったときは、第24節「自衛隊派遣要請計画」による自衛隊航空機及び海上保安本部（種子島海上保安署）の航空機確保について県（危機管理課）に要請するものとする。

(エ) 人力による輸送力の確保

車両・船舶等による輸送が不可能なときは、人夫等人力により輸送する。労務の確保は、住民の協力（関係法律に基づく協力命令による協力を含む。）、職業安定所を通じての労務者の確保、自衛隊の災害派遣の要請等により確保を図る。

(オ) 自動車、船舶等の輸送条件

自動車、船舶等の調達に当たっては、次の事項を明示して要請する。

- a 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量
- b 輸送を必要とする区間
- c 輸送の予定日時
- d その他必要な事項

エ 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保をはかるために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておくものとする。

オ 災害救助法による輸送

災害救助法による輸送は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

カ 車両、船舶等の現況

«資料編 6-10 車両、船舶等の状況»

(2) 輸送施設・集積拠点等の指定

ア 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、次のとおり指定しておくものとする。

(ア) 緊急輸送道路の指定

(イ) 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

イ 集積拠点の確保

救援物資等の集積拠点は、市地域防災計画に定める他、西之表市役所等の公共施設とするが、必要に応じ、関係機関と連携を図りながら、適宜集積拠点の確保を行う。

«資料編 5-10 受援先施設一覧»

3 緊急輸送道路啓開体制の整備

[建設課、関係機関]

(1) 災害に備えた道路啓開体制

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため協議会の設置等によって電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

«資料編 5-9 緊急輸送道路»

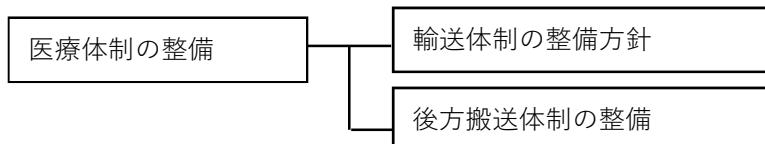
(2) 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。

第9 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、市は、医師会、県（保健所）、医療機関、日本赤十字社等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る



1 医療体制の整備

[健康保険課]

(1) 救護班体制の整備

ア 救護班の編成計画の作成

イ 救護班の相互連携体制の強化

市は、県（保健所）、熊毛地区医師会との連携の下、公的医療機関、日本赤十字社鹿児島県支部、熊毛郡歯科医師会、熊毛薬剤師会、各救護班との相互連絡体制を図る。

(2) 救護所の設置、運営計画

市は医療の万全を期すため、災害の状況に応じて救護所を設置する。

市は指定した避難所を中心に救護所を設置するが、その運営については西之表保健所や熊毛地区医師会等とあらかじめ協議しておくものとする。

また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所や巡回診療等についても考慮しておく。

(3) 災害拠点病院との連携

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院（種子島医療センター）との連携を強化する。

(4) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

(5) 情報連絡体制の充実

市は、保健所及び公的医療機関、熊毛地区医師会、熊毛郡歯科医師会、鹿児島県薬剤師会熊毛支部、日本赤十字社鹿児島支部等との相互の情報連絡体制の整備を図る。

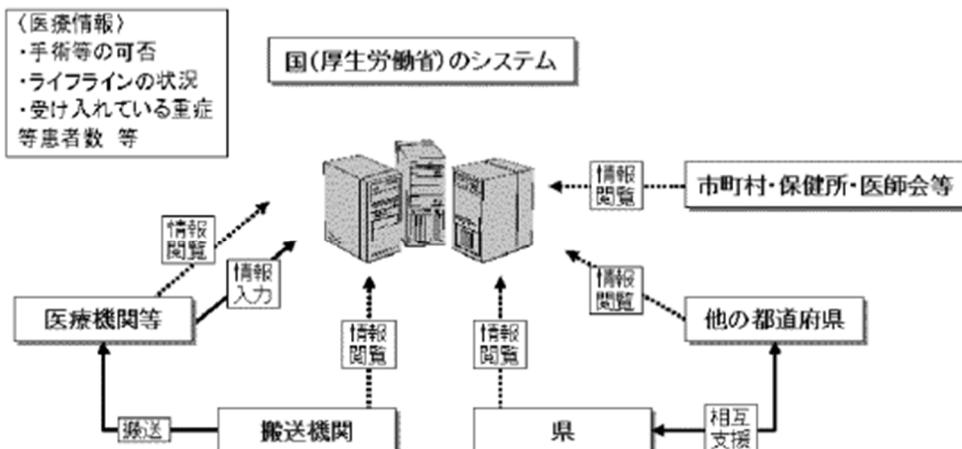


図2-2-1 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の概要

2 後方搬送体制の整備

(1) 市及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、市、県及び関係機関は、それぞれの役割や分担を明確に定めておく。

(2) トリアージ（傷病程度の選別）の訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度の選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

(3) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120の水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の適切な医療体制を確保する必要があることから、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣市町等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による連絡体制を整える。

イ 在宅難病患者・長期療養児等への対応

平常時から保健所を通じて対象者の把握を行うとともに、保健所から提供された情報を基に個別避難計画を作成し、関係機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を検討する。

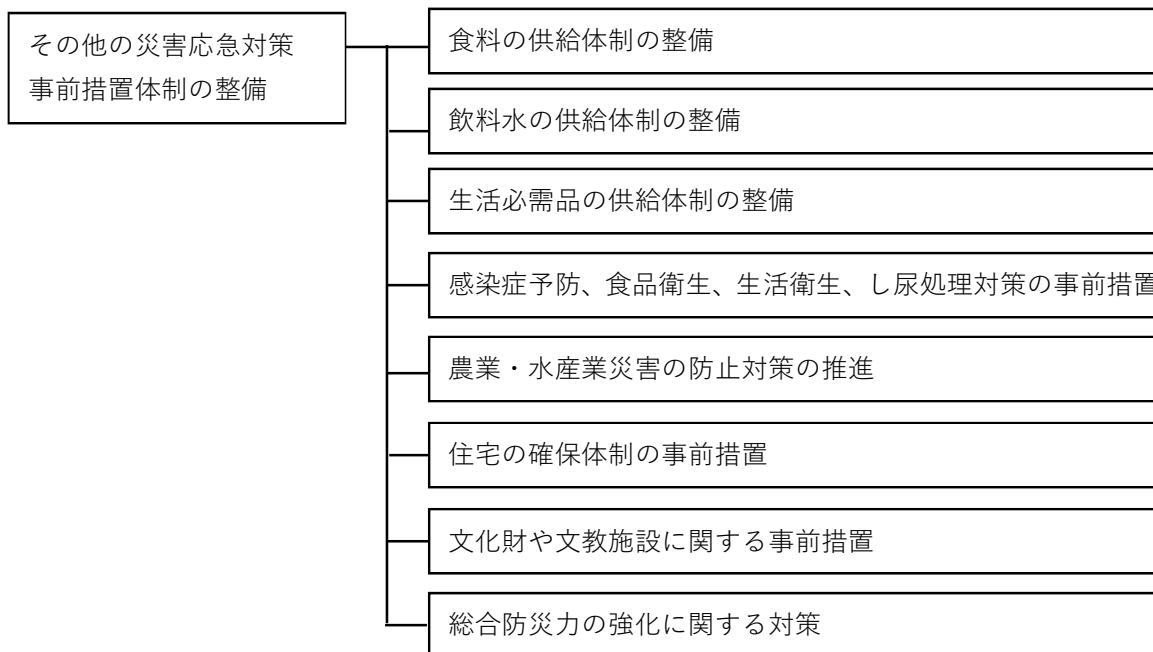
また、医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児への支援として、予備電源の確保等、日頃の備えについて啓発するとともに、保健所、医療機関等との連携による入院や受入先の確保の調整を行う。

第10 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

市、県は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。



1 食料の供給体制の整備

[福祉事務所・総務課]

(1) 食料の備蓄計画の策定

市、県は、必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。

(2) 食料の調達に関する協定等の締結

市、県は、災害時の食料調達について、民間流通業者、県内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等と協力協定の締結に努めるものとする。

2 飲料水の供給体制の整備

[水道課・水道事業所]

(1) 応急復旧体制の整備

ア 復旧に要する業者との協力

上水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期するものとする。

イ 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市及び上水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

(2) 応急給水体制の整備

ア 給水能力の把握

上水道事業者は、あらかじめ、災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

イ 給水用資機材の整備

市及び上水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

ウ ミネラルウォーター製造業者等との協力

市及び水道事業者は、応急給水の方法として飲料水を確保するため、ミネラルウォーター製造業者を把握するとともに協力依頼に努める。

(3) 応急対策資料の整備

上水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

(4) 広域応援体制の整備

市及び水道事業者は、日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町村等との相互応援体制の整備に努める。

『資料編 7 応援協定等（種子島地区水道協議会災害時相互応援協定書）』

(5) 災害対策マニュアル類の整備

水道事業者は、災害時における応急給水、応急復旧等の応急対策を迅速・的確に実施するため、各水道事業体の規模や地域特性に応じた災害対策マニュアル類の整備に努める。

3 生活必需品の供給体制の整備

[福祉事務所]

(1) 生活必需品備蓄計画の策定

市、県は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

(2) 備蓄の方針

ア 備蓄場所

備蓄場所は交通の便、人口分布等を考慮し、避難所など公共的施設を活用し必要に応じて倉庫等を整備する。

イ 備蓄品の種類

(ア) 食料は、保存期間が長くかつ調理不要の物で、避難住民の多様なニーズに対応した物であることを考慮し、備蓄品目は、主食品（おこわ、乾パン、缶詰等）、乳児食（粉ミルク、離乳食等）、その他（保存水、レトルト食品、カップ麺等）とする。

(イ) 飲料水

(ウ) 生活必需品は、概ね日用品（食器、ほ乳瓶、トイレットペーパー、紙おむつ、石鹼、バケツ等）、衣料等（毛布、タオルケット、タオル、Tシャツ等）、その他（ポリ容器、救急箱等）とする。

(エ) 避難所用資機材（発電機、蓄電池、照明器具、簡易ベッド、簡易トイレ、浄水器、パーテーション、扇風機、石油ストーブ等）についても整備を進める。

(3) 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、市及び県は、大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等を把握するとともに協力依頼に努める。

4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿、ごみ処理対策

[市民生活課・健康保険課]

(1) 感染症予防対策

ア 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

イ 感染症予防の実施体制の整備

市は、災害による感染症予防のため、防疫班・衛生班の編成計画を作成する。

防疫班・衛生班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

(2) 食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

(3) 生活衛生対策

ア 営業施設での生活衛生対策

市は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

イ 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

(4) し尿処理対策

ア 仮設トイレの備蓄計画の策定

市は、県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）や県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）、市災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、把握しておく。

イ 広域応援体制の整備

市、県は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

(5) ごみ処理対策

ア 市は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）において具体的に示す

ものとする。

イ 市、国及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

5 農業・水産業災害の防止対策の推進

[農林水産課]

風水害等の気象災害による農作物等の被害を軽減し、農家及び漁家の経営安定を図るため、農作物及び農業・水産業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

(1) 農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには、市・県はもとより、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の持つ機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の農家への迅速な浸透を図るため、関係機関、団体の積極的協力を要請する。

(2) 農作物等被害予防対策の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

また、試験研究機関にあっては、気象災害被害を受けにくい品種の育成や被害の軽減・回避技術の開発に努める。

(3) 作目別被害予防対策

地理的条件の違いによる災害の発生状況を考慮した各作目の予防対策指導を徹底するとともに、事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

(4) 防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

(5) 畜産関係対策

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、市はもとより関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に努める。

(6) 漁具・漁船・いけすの災害防止

台風等の際の波浪による被害防止のため、定置網等の漁具や漁船の強度補強・陸揚げ、いけすの強度補強・避難など適切な対策を指導する。

なお、いけすの緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

6 住宅の確保対策の事前措置

[建設課]

(1) 住宅の供給体制の整備

大規模な災害が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、市は県と連携し、住

宅の供給体制の整備に努める。

- ア 市は、県と連携し、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や市営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- イ 市は、県と連携し、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、（一社）建築協会等との協定に基づき、速やかに、組立式住宅等を確保する体制を整える。
- ウ 市は、応急仮設住宅等への入居基準について、あらかじめ定めておく。
- エ 市及び県は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達が出来るように、入手手続き等を整えておくものとする。

（2）応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市は、速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建築予定候補地を把握しておくものとし、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

応急仮設住宅の建築及び応急修理の戸数・規模・費用の限度・着工期間・入居者の選考及び供与期間は、災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定めるものとするが、候補地は次のとおりである。

«資料編 5-8 応急仮設住宅候補地»

（3）被災建築物の応急危険度判定体制の整備

市は、大規模な地震等により多くの建築物が被災した場合、余震等による倒壊や部材の落下等から生ずる2次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備を図る。

7 文化財や文教施設に関する事前措置

[教育委員会]

（1）文化財に関する事前措置

ア 文化財管理者に対する防災指導

市は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行う。

（ア）防火管理の体制を整備する。

- a 防火管理者のもと適当な火元責任者を定め、担当責任を明らかにする。
- b 防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。
- c 防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。
- d 文化財防火デー（1月26日）を設定し、防災訓練等を実施するなど防火意識の高揚を図る。

（イ）環境の整理、整頓を図る。

（ウ）火気の使用を制限する。

- a 火気の使用は、一定の場所を定める。
- b 指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を絶対に禁止する。

（エ）火災危険の早期発見と改善

- a 定期的に防火診断を受ける。

- b 防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。
- (才) 火災警戒を厳重にする。
- a 不審者等の進入を防ぐため、塀、さくを整備する。
 - b 巡視のための監視員を置く。
 - c 巡視経路を設定する。
- (カ) 火災の起こりやすい器具等に注意する。
- たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつぼ、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具等
- (キ) 次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。
- a 防火管理計画
 - b 消火・通報・避難訓練計画
- イ 消火施設の整備
- 文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。
- (ア) 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50 m²で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。
- (イ) その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を必要に応じて設置し、これらの設置した場合には、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。
- (ウ) その他の設備としては、消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を必要に応じて行う。
- ウ 文化財施設の整備
- 文化財の所有者又は管理者は、災害に備え、施設等の耐震強化や補強等を行う。

(2) 文教施設に関する事前措置

文教施設の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

8 総合防災力の強化に関する対策

[総務課・健康保険課・教育委員会・市民生活課・企画課]

(1) 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から、防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防火拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、市全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

(2) 消防・防災ヘリコプターの活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプターを活用する。

(3) 災害応急対策体制の構築

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

市、県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

(4) 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携

市は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、電気事業者及び電気通信事業者の、事前伐採等による予防保全や、災害時の復旧作業の迅速化に向けた取組に協力するものとする。

(5) 防災行動計画

市、県及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第11 複合災害対策体制の整備

〔総務課・防災関係機関〕

1 複合災害対策

市及び県は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

2 複合災害を想定した訓練

市及び県は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第3節 市民の防災活動の促進

災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、

次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

- ・ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。
特に、災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- ・ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報等に関する専門家の活用を図る。
- ・ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- ・ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

本節は、このような市民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1 防災知識の普及啓発

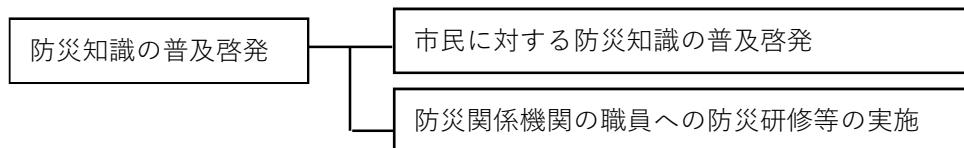
〔総務課・市民生活課・教育委員会・防災関係機関〕

災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、市及び県は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。



1 市民に対する防災知識の普及啓発

[総務課・市民生活課・教育委員会・防災関係機関]

(1) 市民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、市民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

ア 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

市が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- (ア) 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- (イ) 広報車の巡回
- (ウ) 講習会、出前講座及び展覧会
- (エ) 映画、スライド等
- (オ) 火災予防運動、河川愛護運動等の災害防止運動
- (カ) 鹿児島県防災研修センターにおける防災研修等
- (キ) 市ホームページ
- (ク) 市防災情報システム（防災ラジオ等）
- (ケ) SNS（フェイスブック、市公式LINE等）
- (コ) その他

イ 防災知識の普及啓発の内容

市民への防災知識の普及啓発の内容は、おおむね次のとおりとする。

なお、普及に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(ア) 市民等の責務

a 市民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

b 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、市及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(イ) 地域防災計画の概要

(ウ) 災害予防措置

- a 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

- b 家庭での予防・安全対策

- ① 災害に備えた「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

- ② 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - ③ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
 - ④ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等
 - c 出火防止、初期消火等の心得
 - d 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動
 - e 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動
 - f 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと。
 - g 災害危険箇所の周知
 - h 指定緊急避難場所等、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - i 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
 - j 船舶等の避難措置
 - k 気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動
 - l 気象庁が発表する津波警報等、地震津波関係情報の内容
 - m 地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動
 - n 農作物の災害予防事前措置
 - o その他
- (エ) 災害応急措置
- a 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - b 災害調査及び報告の要領、連絡方法
 - c 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
 - d 災害時の心得
 - ① 災害情報の聴取並びに聴取方法
 - ② 停電時の照明
 - ③ 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
 - ④ 屋根・雨戸等の補強
 - ⑤ 排水溝の整備
 - ⑥ 初期消火、出火防止の徹底
 - ⑦ 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認
 - ⑧ 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援
 - e その他
- (オ) 災害復旧措置
- 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (カ) 被災地支援
- (キ) その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等
- ウ 防災知識の普及啓発の時期
- 普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。
- なお、市、県その他防災機関は、「県民防災週間」、「防災週間」（「防災の日」を含む1週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日、「津波防災の日」11月5日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

（2）学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校、高等学校における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。

また、市及び県は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象や地震・津波に関する基礎的知識、防災情報（特に緊急地震速報や津波警報等）、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

（3）災害教訓の伝承

市及び県は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

〔総務課・防災関係機関〕

市、県及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、災害時において、市、県及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、家屋や家具の固定や補強、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第2 防災訓練の効果的実施

〔総務課・関係課・防災関係機関〕

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置が迅速かつ確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。

このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、市・県・防災関係機関及び市民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウを獲得することを目指す。

ア 訓練の内容

訓練実施責任者が実施する訓練の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 勤員訓練、非常参集訓練
- (イ) 通信連絡訓練
- (ウ) 水防訓練
- (エ) 避難訓練
- (オ) 医療・救護訓練
- (カ) 給水・給食（炊飯）訓練
- (キ) 輸送訓練
- (ク) 消防訓練
- (ケ) 広域応援協定に基づく合同訓練
- (コ) 流出油災害対策訓練
- (サ) その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

ア 訓練の時期

訓練の種類により、最も防災訓練の効果が期待できる時期に実施する。

イ 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物崩壊が多く見込まれる地域、崖崩れ等の土砂災害の恐れのある地域、洪水・浸水の恐れのある地域など、それぞれの訓練内容に応じて十分検討する。

ウ 訓練時の交通規制

防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認める時は、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について県公安委員会に届出を行う。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。

防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、県・消防、警察、自衛隊、第十管区海上保安本部（種子島海上保安署）、九州地方整備局西之表港湾事務所等防災関係機関と協力する。

また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信連絡会、民間企業、N P O 法人、ボランティア団体、地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等に配

慮する実践的な訓練となるよう工夫し、災害対応業務の習熟とともに、課題を発見するための訓練の実施となるよう努める。

(1) 実施責任者

災害応急対策の実施責任者を有する市及び各機関の長が実施するものとする。

(2) 市総合防災訓練

市長は、総合防災訓練実施計画を定め、各機関の協力を得て、総合防災訓練を実施するものとする。

ア 訓練参加機関

- (ア) 西之表市
- (イ) 熊毛地区消防組合
- (ウ) 種子島警察署
- (エ) 種子島海上保安署
- (オ) 九州地方整備局西之表港湾事務所
- (カ) 熊毛支庁
- (キ) NTTネオメイトサービス
- (ク) 西之表市消防団
- (ケ) 鹿児島地方気象台
- (コ) 熊毛地区医師会
- (サ) 九州電力送配電株式会社熊毛配電事業所
- (シ) その他

イ 訓練内容

- (ア) 消防訓練
- (イ) 通信訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救助訓練
- (オ) 救出訓練
- (カ) 水防訓練
- (キ) その他必要な訓練

(3) 消防訓練

市及び熊毛地区消防組合は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町村等と合同で実施する。

(4) 消防団訓練計画

市は熊毛地区消防組合と連携し、消防団員の消防教育訓練をおおむね次により実施するものとする。

ア 学校教育

消防団員の学校教育については、毎年若干名ほど県消防学校に委託して実施するものとする。

イ 一般教育

(ア) 消防教育

- a 講習教育
- b 服務教育

(イ) 消防訓練

- a 体制確立訓練
- b 消防機械器具操法訓練
- c 消防放水訓練
- d 非常招集訓練
- e 人命救助訓練
- f 飛火警戒訓練
- g 通信連絡訓練
- h 破壊消防訓練
- i 出張訓練
- j その他必要な訓練

(ウ) 教育、訓練の時期場所

- a 講習、服務教育については年1回、延べ1日間、農閑期の適当な時間に実施する。
- b 消防訓練は年12回、月1回として延べ12日間、各分団毎に場所を選定して実施するものとする。

(5) 非常通信訓練

ア 市長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

イ 情報連絡通信訓練

市長は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における市内の災害情報の通信連絡及び各種対策の指示等の通信訓練を災害発生期等の前の最も効果的な時期に実施する。

(6) 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

(7) 避難訓練

ア 市長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を必要に応じ実施するものとする。

イ 市教育委員会及び市内小中学校長は、各々定める避難計画に基づき小中学校児童・生徒の避難訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ 市長は、社会福祉施設・病院・旅館・娯楽施設等多数の人が集合居住する施設の管理者に対し、避難計画の樹立、訓練実施について指導を行う。施設の管理者は、避難計画に基づき適宜避難訓練を実施するものとする。

(8) 広域防災訓練

市及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行で

き、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

4 訓練結果の評価・総括

ア 訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

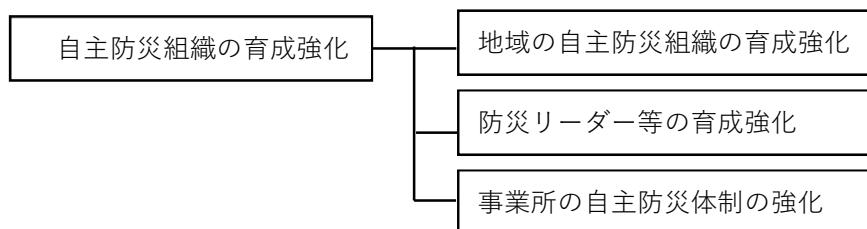
イ 訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を、訓練実施の日から20日以内に防災会議会長に報告する。

第3 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、市、県及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、市民一人一人が災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自主防災体制を強化し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。



1 地域の自主防災組織の育成強化

[総務課・地域支援課・防災関係機関]

(1) 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

ア 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な取り組みが必要である。

このため、市及び県は、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主的な防災組織の設置を推進し、育成強化を図る。

イ 自主防災組織の整備計画の作成

市は、市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、熊毛地区消防組合等と連携を取りながら、その設置を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及

び指導を行うものとする。

(2) 自主防災組織の組織化の促進

ア 自主防災組織の重点地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の強い次の災害危険箇所を重要推進地区とする。

- (ア) 急傾斜地崩壊危険箇所等崖崩れによる災害が見込まれる地区
- (イ) 土石流発生危険渓流のある地区
- (ウ) 山腹崩壊危険区域のある地区
- (エ) 家屋密集等消防活動困難地区
- (オ) 地盤振動・液状化危険のある地区
- (カ) 津波危険のある地区
- (キ) 工場等の隣接地区
- (ク) 高齢化の進んでいる過疎地区
- (ケ) 土砂災害警戒区域等のある区域
- (コ) その他危険地区

イ 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意する。

- (ア) 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (イ) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

ウ 自主防災組織の組織づくり

自治会の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

- (ア) 町内会、自治公民館等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- (イ) 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- (ウ) 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織を育成する。
- (エ) 青年団、婦人団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

(3) 自主防災組織の活動の推進

ア 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定めるものとする。

イ 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるよう努める。

- (ア) 平常時の活動

- a 防災に関する知識の普及
 - b 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
 - c 情報の収集伝達体制の確立
 - d 火気使用設備器具等の点検
 - e 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
 - f 斜面災害時の災害発生危険箇所の掌握・点検
- (イ) 災害発生時の活動
- a 地域内の被害状況等の情報収集
 - b 住民に対する避難指示等の伝達、確認
 - c 責任者による避難誘導
 - d 救出・救護の実施及び協力
 - e 出火防止及び初期消火
 - f 炊き出しや、救援物資の配布に対する協力等

2 防災リーダー等の育成強化

[総務課・地域支援課・防災関係機関]

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

3 事業所の自主防災体制の強化

[総務課・防災関係機関]

(1) 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

ア 自衛消防隊等の設置の目的

百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有している工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

イ 自衛消防隊等の設置対象施設

(ア) 中高層建築物、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

(イ) 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

(ウ) 多数の従業員がいる事業所で、自衛消防隊等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

(エ) 雜居ビルのように同一敷地内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置すること
が必要な施設

ウ 自衛消防隊等の設置要領

学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、
防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防
計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど
防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危
険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、
事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成それぞれの組織において、規約及び防災計画（活
動計画）を定める。

イ 自衛消防隊等の活動の推進

(ア) 平常時

- a 防災訓練
- b 施設及び整備等の点検整備
- c 従業員等の防災に関する教育の実施

(イ) 災害時

- a 情報の収集伝達
- b 出火防止及び初期消火
- c 避難誘導・救出訓練

第4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

〔総務課・地域支援課〕

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力
の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築
等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案
するなど、市と連携して防災活動を行うよう努める。

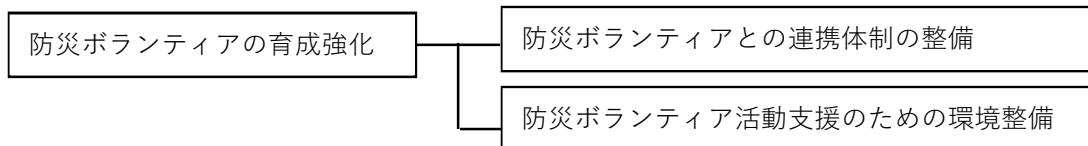
市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地
区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区
防災計画を定めるものとする。

《資料編 8-8 地区防災計画の作成状況》

第5 防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。



1 防災ボランティアとの連携体制の整備

[社会福祉協議会・総務課・福祉事務所・健康保険課・高齢者支援課・
地域支援課・ボランティア関係協力団体]

市及び関係機関等においては、平常時から、地域団体やN P O法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

また、市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等、あらかじめ明確化しておくよう努める。

2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

[社会福祉協議会・総務課・福祉事務所・健康保険課・高齢者支援課・
地域支援課・熊毛地区消防組合・ボランティア関係協力団体]

(1) ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は住民防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速(安全の確保を最優先としつつも迅速)に行われるよう必要な知識を普及する。

(2) 防災ボランティアの登録、把握

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、市社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ隨時報告しておくものとする。

(3) 大規模災害時の防災ボランティアの活動拠点の確保

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

また、大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、市及び県では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織など環境整備に努める。

（4）消防本部による環境整備

熊毛地区消防組合は、消防分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努めることとする。

（5）市社会福祉協議会による環境整備

市社会福祉協議会は、福祉的な立場から被災者救援活動に参加することとし、市や県社会福祉協議会及び関係機関・団体と連携を図りながら、平常時から、以下に例示する取組みを行い、大規模災害時におけるボランティア活動を支援する環境整備に努める。

- ア 県福祉協議会に登録されているボランティアの把握、及び市社会福祉協議会で受け付けたボランティアの登録を行うこと。
- イ 県社会福祉協議会の支援のもと、市町村社会福祉協議会の「福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」の策定に努める。
- ウ ボランティアコーディネーターの設置、養成を進めること。

第6 企業防災の促進

〔総務課・経済観光課〕

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市、国及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市、国（内閣府、経済産業省等）、県及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、市、国（内閣府、経済産業省等）及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

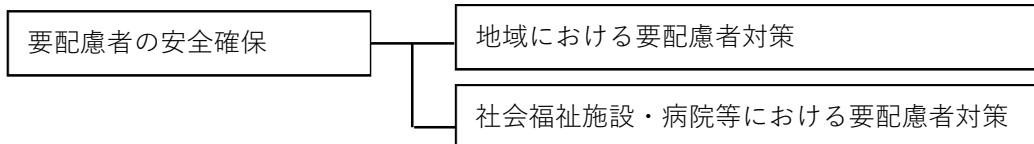
市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第7 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、市、県及び防災関係機関は、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。



1 地域における要配慮者対策

〔総務課・福祉事務所・健康保険課・高齢者支援課〕

（1）避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、市は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

- ア 消防機関
- イ 種子島警察署
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 市社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 社会福祉事業者
- キ その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

（2）要配慮者の把握

市は、市の各課等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係課等との共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。

また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

(3) 避難行動要支援対策

ア 避難行動要支援者名簿の作成

(ア) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手

基本法第49条の10第3項に基づき、市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当って特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっている。

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを書面によって明確にする。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

a 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、本市の区域内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所し、又は入院している者を除く。

- ① 身体障がい者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定める級別が1級又は2級に該当する者。ただし、心臓又は腎臓機能障害のみをもって該当する者を除く。
- ② 療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度がA1又はA2と判定されている者
- ③ 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める障害程度等級が1級に該当する者
- ④ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害支援区分が4、5又は6に該当する者
- ⑤ 前各号に該当しない者で、本市の障害福祉サービスを受け、支援を必要とするもの
- ⑥ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定結果が3、4又は5に判定された者
- ⑦ 特定医療費の支給認定を受けた指定難病患者のうち、支援を必要と認める者
- ⑧ 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた指定難病患者のうち、支援を必要と認める者
- ⑨ 75歳以上の独り暮らしの者若しくは75歳以上の高齢者のみの世帯に属するもの
- ⑩ 介護保険法に基づく要介護認定結果が要介護1及び要介護2の者並びに要支援1及び要支援2の者のうち、単身世帯、本号に該当する者のみで構成される世帯又は同項第1号から第6号に該当する者のみと同居する世帯の者
- ⑪ 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

b 避難行動支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ① 氏名
- ② 年齢（生年月日）
- ③ 性別

- ④ 住所又は居所
 - ⑤ 電話番号その他の連絡先
 - ⑥ 特記すべき事項
 - ⑦ 所属町内会
 - ⑧ 避難支援等を必要とする事由
 - ⑨ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- c 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供の可否

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。名簿情報提供の際には、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるほか、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当っては、「西之表市個人情報保護条例」の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう配慮する。

イ 個別避難計画の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

ウ 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、

社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ その他、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る事項については「西之表市災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱」に定める。

(4) 緊急連絡体制の整備

市長は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(5) 防災設備・物資・資機材等の整備

市は、災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

(6) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

(7) 外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

2 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水害や土砂災害の被災の恐れのある要配慮者利用施設の施設管理者は、本計画に定める災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を活用し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた避難確保計画を作成し、避難訓練を実施しなければならない。

対象となる要配慮者利用施設の名称及び所在地等については市地域防災計画に定める。

《資料編 5-11 避難確保計画作成対象施設一覧》

3 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

〔福祉事務所・健康保険課・高齢者支援課・関係事業所〕

（1）防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

（2）組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

（3）緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

（4）防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

(5) 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記（1）から（4）の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

(6) 市及び県による非常災害対策計画や避難訓練の実施

市及び県は、要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市、県及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、市だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

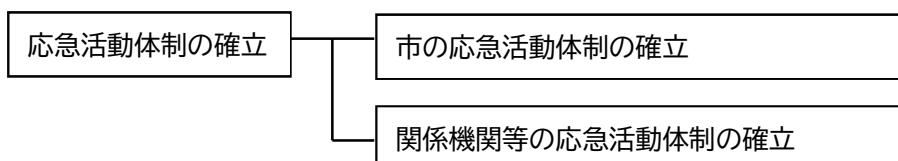
本計画では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第1 懸念活動体制の確立

市は、風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市、県及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。



1 市の応急活動体制の確立

[関係課]

市は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性に鑑み、市地域防災計画に規定した防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

市は、風水害等の災害が発生した場合、防災関係機関と連携・協力し、応急対策を実施するとともに、市及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策に当たる。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

市の区域に各種の気象警報が発表されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、総務課職員による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部の設置

(ア) 市内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等が発表され災害発生が予想される場合は、防災関係機関等の協力を得て災害情報の収集など防災対策の一層の確立を図るため、「災害警戒本部」を設置する。

(イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長は副市長、副本部長は総務課長、本部員は防災消防係長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、総務課の職員をもって充てる。

«資料編 1-5 西之表市災害警戒本部設置要綱»

(ウ) 災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を廃止する。

(2) 災害対策本部の設置及び廃止

ア 市災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(ア) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

(イ) 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し本部を設置して対策の実施を必要とするとき。

(ウ) 市内に特別警報（特別警報相当を含む）が発表されたとき。

イ 市災害対策本部の廃止

本部長は、市域内において災害発生のおそれが解消したと認めるとき、災害応急対策がおむね完了したと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。

ウ 本部を設置又は廃止したときは、熊毛支庁（県）・関係機関・住民等に対し、次により通知・公表するものとする。

表 3-1-1 災害対策本部の設置又は廃止したときの通知・公表先

通知又は公表先	担当部班	通知又は公表の方法
各 対 策 部	総務対策部人事班	府内放送、電話、その他迅速な方法
危機管理防災課	総務対策部本部総務班	電話、FAX、その他迅速な方法
熊毛支庁	〃	〃
鹿児島地方気象台	〃	〃
種子島警察署	〃	〃
消防本部	〃	〃
種子屋久農協	〃	〃
種子島漁協	〃	〃
一般住民	総務対策部広報班	防災行政無線、広報車、その他迅速な方法

エ 市現地災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 現地対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において、災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を設置する。

(イ) 現地本部の廃止

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき、現地本部を廃止する。

オ 現地対策合同本部の設置

災害の規模が特に甚大で、複数市町村が被災した場合、被災市町村等と協議し、必要に応じ、支庁に現地対策合同本部の設置をするなどの対応を図る。

(3) 市災害対策本部の組織

ア 本部の構成

(ア) 本部に災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長・教育長をもって充てる。

なお、本部長に不測の事態があった場合に副本部長が本部長の職務を代理する。

また、本部長及び副本部長共に事故や不測の事態あった場合には、総務対策部長及びあらかじめ指定された対策部長の順で職務を代理する。

(イ) 本部に西之表市災害対策本部規程（以下「災対規程」という。）に掲げる対策部及び対策部長を、各部に班及び班長を置き対策部長及び班長は、災対規程に掲げる者をもって充てる。

(ウ) 本部に災害対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

《資料編 1-4 西之表市災害対策本部規程》

イ 本部の設置場所

本部は、市庁舎庁議室（行政棟3階）に設置することを基本とする。市庁舎が被災して使用できないときは、消防本部に設置し、当該消防本部が使用できないときは、市長が定めた場所に設置する。

ウ 本部会議

(ア) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。

(イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- b 避難所に関すること。
- c 各部各班の配備体制、業務の変更等に関すること。
- d 警戒区域等の設定に関すること。
- e 災害救助法の適用に関すること。
- f 県、他の市町、その他防災機関との連絡調整に関すること。
- g 県、他市町村及び公共機関等への応援の要請に関すること。
- h 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- j 応急対策に要する予算及び資金に関すること。
- e その他、本部長が必要と認める事項。

エ 現地本部

(ア) 現地本部の構成

- a 現地本部に現地災害対策本部長（以下、「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員及び現地災害対策要員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

b 本部長は、現地本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関に通知する。

(イ) 現地本部の所掌事務

本部の現地機関としての事務は、次に掲げるとおりとする。

- a 被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡
- b 被災地からの要望の把握及び本部への伝達
- c 被災地の支援に従事する市の職員又は市に申し出のあった機関等の人員の配置並びに支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整

- d その他現地本部の役割を果たすために必要な事務
- オ 災害対策本部の編成
本部の編成は、市災害対策本部規程のとおりとする。
《資料編 1-4 西之表市災害対策本部規程》
- カ 各災害対策本部の所掌事務
各対策部の所掌事務は、市災害対策本部規程に掲げるとおりとする。
《資料編 1-4 西之表市災害対策本部規程》
- キ 災害対策要員の動員
災害対策本部配備要員の数は、市災害対策本部規程に掲げるとおりとする。
災害の規模に応じ配備の段階を第1配備から第3配備までに区分し、配備の指定はその都度本部長が行うものとする。
《資料編 1-4 西之表市災害対策本部規程》

ク 動員方法

- (ア) 災害発生のおそれがある場合の動員
- a 勤務時間外において警備員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長及び関係課長に連絡するものとする。
- b aの通報を受けた総務課長及び関係課長は、所属職員を所定の系統により動員し、発報の伝達・情報収集・伝達その他災害応急対策実施の体制をとるものとする。
- (イ) 本部が設置された場合の動員
- a 各対策部長は、退庁後における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。
- b 勤務時間外における配備要員の動員は、次の系統により行うものとする。



- c 非常連絡員
各対策部長は、所属の班長及び配備要員の動員を円滑に行うため対策部正副2名以上の非常連絡員を定めておくものとする。非常連絡員は、本部が設置された場合又はそれに準ずる場合本部会議の指示決定事項の連絡、情報の収集等を行うものとする。
- d 非常登庁
職員は、勤務時間外において、災害の発生又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属課と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

(4) 職員の配備体制

市は、風水害等による災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定めた基準により配備体制をとる。

ア 職員の配備**(ア) 配備区分の決定**

市長は、西之表市災害対策本部規程の定めるところにより災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その掌握する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

(イ) 動員系統及び動員の伝達方法**a 総務課職員の動員配備**

携帯電話により気象警報等が自動的に伝達されることになっている総務課職員は、これら情報をもとに参集する。

b 各課等の職員の動員配備

総務課職員は、各課等の長に職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各課等の長は、職員を動員する。

また、市防災情報システム等により情報の共有化を図り、参集体制を確保する。

イ 自主参集**(ア) 配備要員に指名された職員の自主参集**

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、表3-1-2 応急活動体制の配備基準に照らして職員自身が自動的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所に参集するよう努める。

(イ) その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし、表3-1-2 応急活動体制の配備基準に照らして、災害対策本部体制の第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自動的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合には、最寄りの避難所に参集し、応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集に当たるものとする。

表 3-1-2 応急活動体制の配備基準

体制	配備基準	職員配備
情報連絡体制 〔体制レベル1〕 体制長：総務課長	各種の気象警報等が発表されたとき (暴風・大雨・洪水警報等、※波浪警報を除く) 災害警戒本部を設置するに至らないとき。	降雨状況や被害情報の収集を行うため、県や関係機関との連絡調整に努める。 総務課－2人以上（所属長が必要と認める人数）
災害警戒本部 〔体制レベル2〕 本部長：副市長 副本部長：総務課長	小規模な災害が発生したとき。 各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。	災害警戒本部を設置し、本部長（副本部長）が指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。 災害警戒要員（総務課）3名以上 (本部長が必要と認める人数)
災害対策本部 〔体制レベル3〕 本部長 副部長 市長 副市長 ・教育長	第1配備 〔体制レベル3-1〕 (1) 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又はその発生のおそれのある場合で本部長が認めるとき。 (2) 市内に特別警報（特別警報相当を含む）が発表されたとき。	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。 特に関係のある課の少数人数で情報収集及び連絡活動が円滑に行われる体制を整える。 災害対策配備第1配備 (本部長が必要と認める人数)
	第2配備 〔体制レベル3-2〕 相当の災害が発生し、又はその発生のおそれのある場合、本部長が必要と認めるとき。	職員の約半数にて、情報収集連絡活動及び応急措置を実施する。 災害対策配備第2配備 (本部長が必要と認める人数)
	第3配備 〔体制レベル3-3〕 全地域にわたり大きな災害が発生し、又はその発生のおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき。	市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。 全対策部（全員）

2 県の応急活動体制の確立

〔鹿児島県〕

（1）県の災害状況等に応じた活動体制の確立

県は、災害が発生した場合、国、防災関係機関、他の都道府県等と連携・協力し、災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、県災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請に困難を伴う市町村も生じ得るため、県は、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、市町村が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

（2）県の災害時の市町村への支援体制や外部機関との連携体制の確立

ア 市町村への支援体制の確立

県内で重大な災害が発生した場合、県は、以下の方法により市町村への支援体制を確立することにより、被災者への迅速かつ的確な応急対策の実施を図る。

(ア) 市町村の状況把握及び支援体制強化の必要性についての判断

県災害対策本部の支部は、必要に応じて市町村に職員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握する。現地からの報告を受けた支部において、市町村への支援を強化する必要があるかどうかを判断し、その結果を県災害対策課（本部連絡班）に報告する。

(イ) 被災地域における支援体制の確立及び支援活動の実施

県災害対策本部の支部は、必要に応じて職員を市町村へ派遣し、市町村の行う応急対策に必要な協力をう。特に甚大な被害が発生した地域があるときは、当該災害地に現地災害対策本部を設置し、市町村の行う応急対策に必要な協力をう。

被災市町村における通信連絡が困難となった場合には、県災害対策課（本部連絡班）が防災行政無線（地上系移動局）、衛星移動局を現地に持ち込み、被災市町村の通信連絡機能を補完する。

3 関係機関等の応急活動体制の確立

[関係機関]

(1) 関係機関等の応急活動体制

ア 防災関係機関の組織

防災関係機関は、風水害等の災害の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

イ 市民の役割

市民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応を含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

ウ 各種団体・組織・個人の役割

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

(2) 関係機関等の動員配備体制

関係機関等は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

表 3-1-3 災害対策本部の編成

対策部名	対策部長	班名	班長	班員
総務対策部	(部長) 総務課長 (部長付) 企画課長 地域支援課長 財産監理課長 議会事務局長	本部総務班	(班長) 防災消防係長 (班長付) 法制文書係長	防災消防係員 法制文書係員
		秘書広報班	(班長) 秘書広報係長	秘書広報係員
		自主防災組織班	(班長) コミュニティ推進係長 (班長付) 協働推進係長	地域支援課員
		人事班	(班長) 人事係長	人事係員
		財政班	(班長) 財政係長	財政係員
		財産監理班	(班長) 管理・登記係長 (班長付) 地籍調査係長	財産監理課員
		企画班	(班長) 企画調整係長 (班長付) 歴史文化活用係長・政策推進係長・情報政策係長・馬毛島対策係長	企画課員
		議会班	(班長) 庶務議事調査係長	議会事務局員
民生対策部	(部長) 福祉事務所長 (部長付) 市民生活課長 健康保険課長 税務課長 高齢者支援課長	第1救護班	(班長) 社会福祉係長 (班長付) 市民総合相談係長・援護係長・子育て支援係長	援護係員 社会福祉係員 子育て支援係員 市民総合相談係員
		第2救護班	(班長) 健康増進係長	健康増進係員
		第3救護班	(班長) 介護保険係長 (班長付) 高齢者支援係長	高齢者支援課員
		税務班	(班長) 固定資産税係長 (班長付) 収納整理係長・市税係長・税務課管理係長	税務課員
		防疫班	(班長) 環境安全係長 (班長付) 市民係長・西京苑管理係長	市民生活課員
		衛生班	(班長) 国保年金係長	国保年金係員
農林水産対策部	(部長) 農林水産課長 (部長付) 農業委員会事務局長	農政班	(班長) 農政管理係長 (班長付) 営農振興係長 農地振興係長	農政管理係員 営農振興係員 農地振興係員
		農業土木班	(班長) 農業土木係長	農業土木係員
		林務水産班	(班長) 水産係長 (班長付) 林務係長	水産係員 林務係員
経済観光対策部	(部長) 経済観光課長	経済観光班	(班長) 観光交流係長 (班長付) 商工政策係長 ふるさと納税推進係長	経済観光課員

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

対策部名	対策部長	班名	班長	班員
土木対策部	(部長) 建設課長 (部長付) 水道課長	土木班	(班長) 土木係長 (班長付) 都市計画係長・建設管理係長	土木係員 都市計画係員 建設課管理係員
		建築班	(班長) 建築住宅係長	建築住宅係員
		給水班	(班長) 水道課管理係長	管理係員
		工務班	(班長) 工務係長	工務係員
出納対策部	(部長) 会計管理者 (部長付) 監査事務局長	出納班	(班長) 会計係長 (班長付) 監査委員事務局係長	会計係員 監査事務局係員
教育対策部	(部長) 教育委員会総務課長 (部長付) 学校教育課長 社会教育課長 社会教育課参事	教育班	(班長) 庶務係長 (班長付) 施設係長・給食センター係長・管理係長・指導係長・社会教育係長・文化財係長・生涯スポーツ係長	教育委員会職員
消防対策部	(部長) 消防長 (部長付) 次長 警防課長 総務課長 予防課長 消防署長	消防班	西之表消防署 (班長) 消防副署長 (班長付) 警防主幹・予防主幹・庶務主幹・警防係長・予防係長・庶務係長	消防署員

表 3-1-4 災害対策本部組織の事務分掌（共通業務）

業務内容
①職員の非常配備及び緊急参集に関すること ②職員の安否確認に関すること ③指揮命令系統の確立に関すること ④執務室の安全確認及び保全措置に関すること ⑤使用可能な業務資源の確認に関すること ⑥参集職員からの情報収集に関すること

表 3-1-4 災害対策本部組織の事務分掌（総務対策部その1）

班名	所掌事務
本 総 务 部 班	1 災害対策本部に関すること
	2 防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること
	3 本部会議に関すること
	4 気象情報、河川等の諸情報の収集に関すること
	5 災害情報、応急対策の収集及び国、県及び防災関係機関、各対策部との連絡調整に関すること
	6 予警報の収集及び各対策部への伝達に関すること
	7 災害対策要員の配備、招集、編成及び出動に関すること
	8 避難指示等の発令及び解除に関すること
	9 避難所の指定、開設及び避難所要員の派遣等に関すること
	10 自衛隊等の出動派遣要請及び連絡調整に関すること
	11 災害記録、災害報告書の作成及び関係機関への報告に関すること
	12 災害調査班及び災害調査員に関すること
	13 その他他の対策部に属さない事務又は本部長の特命に関すること
秘 広 報 班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること
	2 報道機関との連絡調整に関すること
	3 警報その他災害広報の周知、防災行政無線に関すること
	4 災害写真の撮影収集及び記録に関すること
	5 他の班の応援に関すること
自 主 防 災 組 織 班	1 自主防災組織との防災体制及び活動調整に関すること
	2 他の班の応援に関すること
人 事 班	1 総務対策部の総括に関すること
	2 災害の配備要員の編成、招集、各対策部との連絡調整及び出動の状況把握及び記録に関すること。
	3 災害対策配備要員の食糧に関すること
	4 職員の安全衛生管理に関すること
	5 職員の災害の補償に関すること
	6 災害に係る職員互助会等との連絡調整に関すること
	7 り災見舞い及び災害視察者の応接に関すること
	8 他の班の応援に関すること
財 政 班	1 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること
	2 応急復旧対策に関する資金に関すること
	3 他の班の応援に関すること
財 産 監 理 班	1 災害連絡車及び輸送車の配車計画並びに災害用緊急物資等の輸送に関すること
	2 輸送力の確保に関すること
	3 その他の車両に関すること
	4 市庁舎、市有財産の災害調査に関すること
	5 災害対策用物資の調達及び出納保管に関すること
	6 他の班の応援に関すること

表 3-1-4 災害対策本部組織の事務分掌（総務対策部その2）

班名	所掌事務
企画班	1 災害情報の取りまとめに関すること
	2 災害に関する国・県への要望書等に関すること
	3 公共交通機関の運行状況に関すること
	4 住民情報等のデータ出力に関すること
	5 自衛隊等の出動派遣要請及び連絡調整に関すること
	6 他の班の応援に関すること
議会班	1 議員への被害等の速報及び連絡調整に関すること
	2 議会関係者の視察に関すること
	3 その他議会対策に関すること
	4 他の班の応援に関すること

表 3-1-4 災害対策本部組織の事務分掌（民生対策部その1）

班名	所掌事務
第1救護班	1 民生対策部の総括に関すること
	2 災害救助法に基づく諸対策及び救助事務に関すること
	3 被服、寝具及び生活必需品等の給与又は貸与に関すること
	4 義援金、救助金品等の収受及び配分に関すること
	5 救援物資の輸送及び配給に関すること
	6 各避難所の開設指示及び各避難所との連絡調整、避難所の設置・管理に関すること
	7 応急仮設住宅の入居に関すること
	8 救援状況の報告に関すること
	9 災害援護資金に関すること
	10 市女性団体との連絡調整に関すること
	11 日本赤十字社との連絡に関すること
	12 熊毛支庁地域保健福祉課との連絡に関すること
	13 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関すること
	14 人的被害等の調査に関すること
	15 社会福祉施設の災害対策及び被害調査並びに応急対策に関すること
第2救護班	1 り災者の応急救護に関すること
	2 災害救助事務に関すること
	3 応急用医療品、衛生資材及び防疫薬剤の調整及びあっせんに関すること
	4 保健所との連絡に関すること
	5 医療機関との連絡調整及び救護要請に関すること
	6 救護所の設置及び運営に関すること
	7 医療救護、助産に関すること
	8 感染症の調査及び報告に関すること
	9 他の班の応援に関すること
第3救護班	1 高齢者、障がい者その他の配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること
	2 被災者等に対する食糧の炊き出し及び配給に関すること
	3 炊出し用主食の調達に関すること

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

	4 他の班の応援に関すること
--	----------------

表 3-1-4 災害対策本部組織の事務分掌（民生対策部その2）

班名	所掌事務
税務班	1 被災世帯及び固定資産等の被害調査に関すること
	2 住家の被害認定に関すること
	3 災害による市税の納税猶予、減免の調査に関すること
	4 災証明の発行に関すること
	5 他の班の応援に関すること
防疫班	1 災害地域の消毒、防疫計画に関すること
	2 感染症等の予防に関すること
	3 感染症その他衛生施設の災害調査及び報告に関すること
	4 災害地域の廃棄物の運搬、処分計画に関すること
	5 収集車両及び人員の確保に関すること
	6 遺体の収容・埋火葬に関すること
	7 死亡獣畜の処理に関すること
	8 西京苑の災害対策、災害調査、報告及び応急対策に関すること
	9 衛生関係施設設備の災害調査、報告に関すること
	10 他の班の応援に関すること
衛生班	1 医薬品及び医療用資機材に関すること
	2 衛生広報に関すること
	3 消毒医薬品等の配布に関すること
	4 他の班の応援に関すること

表 3-1-4 災害対策本部組織の事務分掌（農林水産対策部その1）

班名	所掌事務
農政班	1 農林水産対策部総括に関すること
	2 農林水産関係の災害調査及び報告の総括に関すること
	3 農作物等及び畜産関係の被害調査、災害対策に関すること
	4 農畜産用施設の被害調査に関すること
	5 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること
	6 農作物の病害虫の予防及び駆除に関すること
	7 農業災害補償に関すること
	8 飼料及び畜産物に関すること
	9 家畜伝染病予防及び防疫に関すること
	10 家畜及び畜産施設等の被害調査並びに応急復旧に関すること
	11 炊き出し用主食及び副食物の調達及びあっせんに関すること
	12 救急用食糧及び副食物のあっせんに関すること
	13 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること
	14 関係団体、農業団体との連絡調整に関すること

表 3-1-4 災害対策本部組織の事務分掌（農林水産対策部その2）

班名	所掌事務
農業土木班	1 農道及び農業用地その他の農業用施設等の災害調査、報告及び復旧に関すること
	2 西京ダムの災害対策に関すること
	3 林道及び林業用施設の災害調査、報告及び復旧に関すること
	4 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関すること
林水産務班	1 林業関係の災害調査、報告及び応急対策に関すること
	2 農林水産関係事務所との連絡に関すること
	3 災害時の林産物資に関すること
	4 森林組合その他関係団体との連絡に関すること
	5 水産関係の災害調査、報告及び応急対策に関すること
	6 被災林、水産業者等に関する融資のあっせんに関すること
	7 災害用船艇のあっせんに関すること
	8 漁協その他関係団体との連絡に関すること
	9 漂流物及び沈没品の保管に関すること

表 3-1-4 災害対策本部組織の事務分掌（経済観光対策部）

班名	所掌事務
経済観光班	1 経済観光対策部の総括に関すること
	2 商工関係の災害調査、報告及び応急対策に関すること
	3 被災商工業者等に関する融資のあっせんに関すること
	4 商工会その他関係団体との連絡に関すること
	5 観光関係の災害調査、報告及び応急対策に関すること
	6 災害用物資及び燃料の供給に関すること
	7 観光客に対する災害情報の提供に関すること
	8 他の班の応援に関すること

表 3-1-4 災害対策本部組織の事務分掌（土木対策部）

班名	所掌事務
土 木 班	1 土木対策部総括に関すること
	2 公共土木施設の災害報告に関すること
	3 熊毛支庁建設課その他関係機関との連絡に関すること
	4 応急対策用の資機材の準備及び輸送並びに労務対策に関すること
	5 地すべり、土砂崩れによる災害対策に関すること
	6 土木事業の災害調査、報告及び復旧に関すること
	7 都市計画施設の災害調査、報告及び復旧に関すること
	8 市道及び市管理橋梁等の被害の調査に関すること
	9 市道の応急措置に関すること
	10 災害時における市道及び市管理橋梁等の使用に関すること
	11 市道障害物の除去に関すること
	12 避難路、緊急輸送道路の確保に関すること
	13 災害における通行止め及びう回路等の計画並びに実施に関すること
	14 建設業組合との連絡に関すること
	15 津波及び高潮対策に関すること
建 築 班	1 市営住宅の供給、被害の調査及び対策に関すること
	2 住宅関係の融資に関すること
	3 建築関係災害調査及び災害対策に関すること
	4 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること
	5 避難所の仮設トイレ等の設置に関すること
	6 建築関係公共施設の防災及び応急復旧対策に関すること
	7 建築物の災害復旧の技術指導に関すること
	8 建築工事関係者との連絡調整に関すること
	9 応急仮設住宅等の建築及び修理、供与に関すること
給 水 班	1 給水全般に関すること
工 務 班	1 上簡水道災害対策に関すること

表 3-1-4 災害対策本部組織の事務分掌（出納対策部）

班名	所掌事務
出 納 班	1 義援金の保管に関すること
	2 災害に関する諸支出に関すること
	3 他の班の応援に関すること

表 3-1-4 災害対策本部組織の事務分掌（教育対策部）

班名	所掌事務
教 育 班	1 教育対策部の総括に関すること
	2 学校・社会教育施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること
	3 児童、生徒等の避難及び安全確保に関すること
	4 学校教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関すること
	5 教材等の調達及び施設、教職員の確保に関すること
	6 学校給食に関すること
	7 災害後の教育環境及び保健衛生・メンタルケアに関すること
	8 史跡、文化財の被害調査及び保護に関すること
	9 他の班の応援に関すること

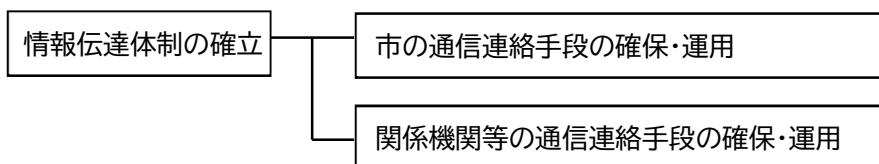
表 3-1-4 災害対策本部組織の事務分掌（消防対策部）

班名	所掌事務
消 防 班	1 消防署の所掌事務に関すること
	2 消防関係の災害調査及び報告に関すること
	3 非常無線通信に関すること
	4 消防法に基づく消防活動その他の災害応急対策に関すること
	5 水防法に基づく水防活動その他対策に関すること
	6 避難、誘導、救出及び捜索に関すること
	7 警備、警戒、防御活動等に対する警察との連絡調整に関すること
	8 災害状況調査に関すること

第2 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。



1 市の通信連絡手段の確保・運用

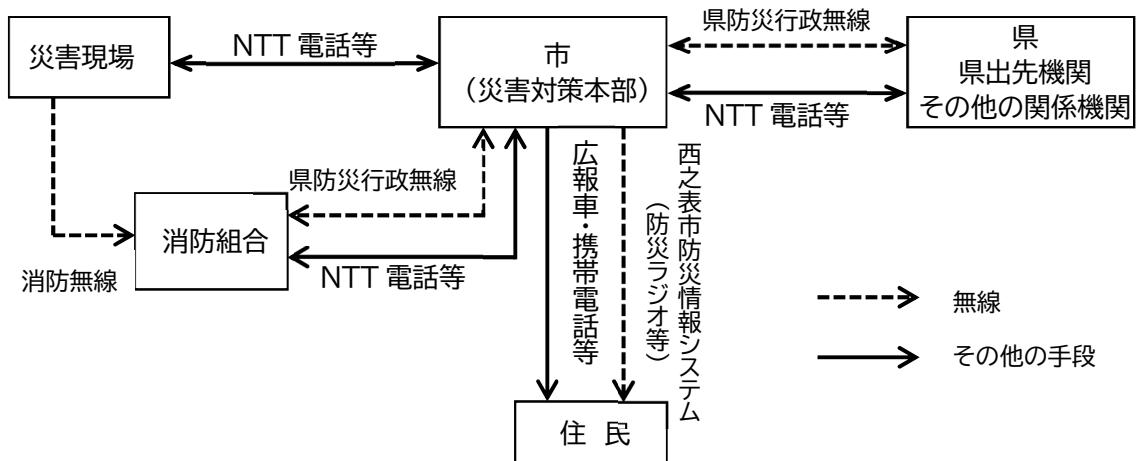
〔総務課・財産監理課・企画課・関係課〕

(1) 市の情報管理体制の確立（情報の共有・統制）

災害時は、被災状況等の情報の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。しかしながら、発災直後の段階は、被災地との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。このため、以下の基本方針により、各種情報の管理・統制体制の確立に努める。

ア 県防災行政情報ネットワークシステム等の運用

市は、災害時においては、県の防災行政情報ネットワークを主体とする通信系統を関係各課や関係機関等との通信にあたっての基幹通信手段とする。



イ 連絡用電話の指定等

市は、外部団体や市民等に利用されることが多いNTT一般加入電話（災害時優先電話）について、事前に定められた電話の中から災害時の連絡用電話を指定し、市本部としての窓口の統一を図る。

指定された連絡用電話は防災活動以外の通常業務に使用することを制限し、通信連絡に充てる。

なお、この電話のうち特に重要な通信回線は、発信専用とする。

ウ 情報管理に必要な物的準備

情報管理のため、本部室等には、事前に整備しておいた防災行政情報通信端末、指定電話、携帯電話、FAX、コピー機、パソコン（通信端末含む）等の各種機器、図面、各種資料、様式、名簿、各種マニュアル等をセットし、効率的に使用できるようにする。

エ 情報連絡責任者

上記の手段による情報連絡を管理するため、本部室に情報連絡責任者を置く。

情報連絡責任者は、対外的な情報連絡（各所属及び各機関との調整や協力等）にあたっての管理・統括上の意志決定を主とし、総務課長がその任にあたる。情報連絡の管理・統括の実務は、総務課（災害対策本部設置時は本部総務班）が行う。

オ 緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに、早期予防、早期避難の実施、不要不急の電話の自肅、知人等の安否照会にあたっての対応、救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする市民への行動喚起情報をテレビ・ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）、ワンセグ放送を通じて市民に提供できるよう、事前に締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用する。

（2）防災行政無線の通信連絡体制の確立

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時困難となることが想定されるため、西之表市防災情報システム（防災ラジオ等）を主体とする通信連絡体制を確立する。

ア 被災地との通信連絡体制

風水害等の災害が発生すると総務課（災害対策本部設置時は、本部総務班）が、作動状況を点検し、通信連絡体制を確立する。

この際、西之表市防災情報システム（防災ラジオ等）の通信の途絶や輻輳（ふくそう）を防止し、迅速かつ的確な通信連絡が行われ、応急対策が円滑に行われるよう留意する。

特に、被災地等からの情報収集をはじめとする緊急・重要通信を優先し、効果的な運用を図る。

イ 県との通信連絡体制の確立

県と県内関係機関との通話は、県防災行政無線の回線を利用し、情報連絡を行う。

（3）有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体が故障したり、通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段を尽くして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

ア 孤立防止対策用衛星電話による通信

関係機関との通話など緊急に連絡を要する場合は、孤立防止対策用衛星電話を活用する。

この設備は、交換機を通じ、一般加入電話と全国通話が可能な通信設備であり、停電時の活用が可能である。

《資料編 2-5 衛星携帯電話の整備状況》**イ 九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用**

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車を配備しており、市は、九州総合通信局へ災害時や災

害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに無償で貸与する。

ウ アマチュア無線の活用

有線が途絶し災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。

エ 有線通信施設等

防災関係機関の有線電話は、次のとおりである。

表 3-1-5 防災関係機関の連絡先

機関（団体）名	所在地	電話番号
熊毛地区消防組合	西之表市鴨女町 248	22-0119
熊毛支庁建設課	西之表市西之表 7590	22-0810/22-1136（時間外）
種子島警察署	西之表市西之表 16381-9	22-0110
種子島海上保安署	西之表市西之表 16314-6	22-0118
西之表港湾事務所	西之表市西之表 16314-6 種子島合同庁舎	23-5013
鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町 4 番 1 号	099-250-9919
熊毛支庁総務企画課	西之表市中目	22-0001/22-1131（時間外）
九州電力送配電 熊毛配電事業所	西之表市鴨女町 211-1	0800-777-9452

（4）電気通信設備の利用

災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法によりその利用を図るものとする。

ア 公衆電話通信施設の利用方法

（ア）普通電話による通信（一般通話）

通信施設の被災状況により異なるが、それぞれの加入電話により通信連絡する。

（イ）災害時における優先電話等による通信

a 災害時の優先電話

災害時に電話が輻輳した場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われることから活用を図る。

なお、災害が発生した場合の優先電話についての連絡機関として、NTT鹿児島支店に連絡し協力を求めるものとする。災害時優先電話は、表 3-1-6 のとおりである。

表 3-1-6 災害時優先電話

電話番号	設置場所	電話番号	設置場所
22-1255	総務課	22-0119	消防組合
22-0710	教育委員会	22-0271	水道課
22-1256	庁議室		

※ 災害時優先電話とは、災害等が発生した場合、被災地等への電話が集中することから重要な通話を確保するため、あらかじめ優先電話としてNTTが指定した電話である。

b 電報による通信

災害の予防、対策等緊急を要する電報の発信に当たっては、頼信紙の余白に「非常」と

朱書し、非常電報である旨を告げて電報を取り扱う支店・営業所に頼信するものとする。

イ 孤立防止対策用衛星電話による通信

孤立防止対策用衛星電話は、市庁舎、消防署、孤立可能性集落に設置してある。孤立防止対策用衛星電話から通話する場合は、通話する相手の局名、電話番号をダイヤルし、相手の加入電話と通話する。

«資料編 2-5 衛星携帯電話の整備状況»

ウ 非常無線通信の利用

災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがある時、通話が遠くてはっきりしないとき又は通話が複そうして長時間かかるため非常通報の目的を達成することができないときは、鹿児島地区非常無線通信施設の利用を図るものとする。

(ア) 非常通報の内容

- a 人命の救助に関するもの
- b 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- c 緊急を要する気象・地震・火山等の観測資料
- d 非常事態が発生した場合に、総務大臣が無線局に命じて無線通信を行わせる場合の指令及びその他の指令
- e 非常事態に際しての事態収拾・復旧・交通規制その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- h 遭難者の救護に関するもの
- i 道路・電力設備・電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- j 災害救助機関相互間に受発する災害救援その他緊急措置に要する労務・施設・設備・物資及び資金の調達・配分輸送に関するもの
- k 災害救助法等の規定により知事が医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(イ) 非常通信の発信資格

非常無線通信の利用者は、原則として官公庁その他防災関係機関に限られているが、人命の救助に関するものについては個人でも利用が可能である。

(ウ) 非常無線通信依頼上の注意事項

- a 頼信紙は、できるだけ無線局備え付けの用紙を使用すること。
- b 頼信紙を無線局の受付所に依頼するときは、必ず「非常」と朱書すること。
- c 通報内容は、できるだけ簡潔に要領よく、内容の長さは200字以内とする。無線電話用紙を使用する場合は、3分以内に電送できる程度の内容とする。内容が欧文の場合は40語以内とする。
- d あて先の電話番号がはっきりしているものは、通信用紙のあて先欄に電話番号を記入するとともに電文の末尾に受信者名を忘れず記入すること。
- e その他非常無線通信の利用並びに取扱いに関しては、鹿児島地区非常無線通信連絡会と緊密なる連携ものとに電波法等に違反するがないよう努めること。

«資料編 2-4 無線通信施設»

エ 防災無線の施設の利用

災害時の情報の収集伝達、平常時においても、行政全般にわたり、各種情報やデータの伝達を図る。

オ 災害時の通信の確保

災害等により停電した場合は、非常用発電機を活用して通信手段を確保する。

(ア) 防災行政無線

防災用発電機により防災行政無線設備による通信を確保する。

(イ) 有線（N T T）F A X

防災用発電機により有線F A Xによる通信を確保する。

(ウ) 非常用発電機の日常点検は、関係各課等で行う。**(5) その他の手段による通信体制の確立**

災害時の重要通信を確保・運用できるその他の手段として、市は西之表市防災情報システムから連携し、次の手段で情報配信できる体制を確立するとともに、その他通信手段の確保を図る。

ア 西之表市ホームページ「西之表市防災情報システム防災ラジオ配信履歴一覧」

イ SNS フェイスブック「防災種子島にしのおもて」

ウ 登録制メール「あんしんめーる」

エ 携帯電話の緊急速報エリアメール

2 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

[関係機関等]

(1) 各機関が保有する通信施設の運用

関係機関等においては、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

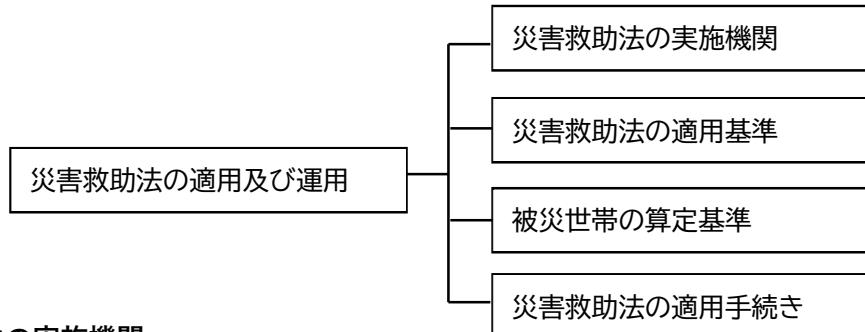
(2) 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

第3 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて市は、県と連携して災害救助法を運用する。



1 災害救助法の実施機関

[福祉事務所]

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市はこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。(災害救助法第13条、鹿児島県災害救助法施行細則)

2 災害救助法の適用基準

[福祉事務所]

(1) 適用基準

災害救助法による救助は、市において次に掲げる適用基準に該当した場合、現に救助を必要とする者に対して行う。

- ア 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき。
- イ 次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき。
 - (ア) 市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。
 - (イ) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
 - (ウ) 県内において7,000世帯以上の住家が滅した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
 - (エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

【災害救助法適用基準表】

(令和5年11月末現在)

	人口	基準	
		1号	2号
西之表市	14,290人	40世帯	20世帯

(2) 救助の種類

実施者は原則知事であるが、市長が実施可能な場合は、市長とする。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は次のとおりである。

令和5年度

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
避難所の設置 (法第4条 第1項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	・避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内	1人1日当り340円以内 ※高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算でき、上記を超える額を加算できる。
避難所の設置 (法第4条 第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	・災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1人1日当り340円以内 ※高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算でき、上記を超える額を加算できる。
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	・設置にかかる原材料、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費	建設型応急住宅	災害発生の日から20日以内着工 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の給与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。
		・家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	賃貸型応急住宅	災害発生の日から速やかに借上げ、提供 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事ができない者	・主食、副食及び燃料等の経費	災害発生の日から7日以内	1人1日当り 1,230円以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	・水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費並びに薬品又は資材の費用	災害発生の日から7日以内	当該地域における通常の実費

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
被服、寝具 その他生活必需品の給与 又は貸与	全半壊(焼)、流出、 床上浸水等により、 生活上必要な被服、 寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用 することができず、 直ちに日常生活を営むことが困難な者 (世帯単位)	・被害の実情に応じ現物給付 ①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	災害発生の日から10日以内	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,800	28,300	3,700

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
医療	災害のために医療の途を失った者	(範囲) ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術その他の治療及び施術 ④ 病院又は診療所への収容 ⑤ 看護	災害発生の日から14日以内	(救護班による場合) ・使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費(病院又は診療所による場合) ・国民健康保険の診療報酬の額以内 (施術者による場合) ・協定料金の額以内
助産	災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を要する状態にある者)	(範囲) ① 分べんの介助 ② 分べん前及び分べん後の処置 ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料	分べんした日から7日以内	(救護班による場合) ・使用した衛生材料等の実費(助産師による場合) ・慣行料金の100分の80以内の額
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に対する処理(埋葬を除く)をする。	(範囲) ① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 ② 死体の一時保存 ③ 検索	災害発生の日から10日以内	① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり: 3,500円以内 ② 死体の一時保存 ・死体一時収容施設利用時 通常の実費 ・上記が利用できない場合 1体当たり: 5,400円以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ③ 検索 ・救護班以外は慣行料金

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	ロープ、スコップその他の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均138,700円以内

3 被災世帯の算定基準

[福祉事務所]

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の判定基準

住家の滅失等の判定基準は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月、内閣府）より、次のとおりとする。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位

イ 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

4 災害救助法の適用手続き

[福祉事務所]

災害に対し、市における災害が、「2 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。

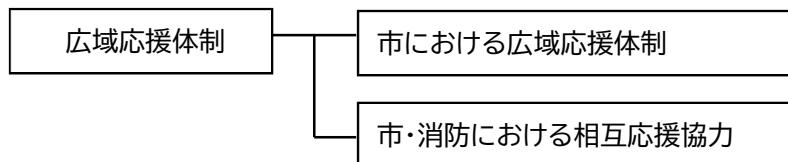
連絡先：危機管理課危機管理係 NTT回線 099-286-2256

第4 広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した市、県及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため市、県及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、市及び県においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。



1 市における広域応援体制

[総務課・建設課・西之表消防署・企画課・各関係課]

(1) 災害情報・被害情報の収集・分析

ア 情報の収集

災害対策本部の各対策部は、所管業務に係る応援要請の受付と、総務対策部本部総務班で把握した以下の情報を収集する。

- (ア) 生き埋め等の件数（人的被害状況等）
- (イ) 出火件数、又は出火状況
- (ウ) 二次災害危険個所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）
- (エ) 応急対策の状況等

イ 情報の分析・検討

各対策部は、収集した情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先一覧

(ア) 被災地外の県内市町村	(キ) (カ) 以外の都道府県
(イ) 本県を所管する指定地方行政機関	(ク) 消防庁（緊急消防援助隊等）
(ウ) 本県を所管する指定公共機関	(ケ) 他の都道府県警察災害派遣隊等
(エ) 県内の指定地方公共機関	(コ) その他の国の機関
(オ) その他の県内の公共的団体等	(サ) その他の公的防災関係機関
(カ) 協定のある九州・山口各県等	

ウ 検討結果の報告

各対策部は、検討結果について、総務対策部本部総務班を経由して本部会議に報告するものとする。

(2) 応援の受入れ体制の確立

市及び防災関係機関は、市災害時受援計画に基づき、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、市は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。

応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

ア 応援受け入れの決定

災害対策本部会議は、他の都道府県等への応援要請や、あるいは応援の申し出に対し、応援内容を所管する各対策部からの検討結果の報告に基づいて意思決定を行う。

イ 受入れる際の留意事項

応援の受け入れを決定した場合、総務対策部本部総務班と各対策部は、以下の点について留意し必要があれば協議する。

- (ア) 受入れルート
- (イ) 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等

《資料編 5-10 受援先施設一覧》

ウ 応援要請の連絡

- (ア) 各対策部は、要請先に応援要請の連絡を行う。その際、上記(2)の内容も併せて伝える。
- (イ) 各対策部は、防災関係機関へ応援要請を行った旨連絡する。

エ 国等との調整

国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、総務対策部秘書広報班が調整窓口となって必要な調整を行うものとする。

(3) 職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

国もしくは都道府県、市町村等の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請については、県等の関係機関と協議する。

ア 滋賀県長浜市職員に対する職員の派遣要請

「友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定」に基づく。

イ 伊佐市職員に対する職員の派遣要請

「姉妹都市災害時における相互応援に関する協定」に基づく。

ウ 国・県等の職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

災害対策基本法第29条、第30条の規定に基づく。

「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく。

(4) 市と他市町村との災害時相互応援協定

ア 滋賀県長浜市：友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定

この協定は、滋賀県長浜市、西之表市のいずれかの市域において災害及び原子力災害が発生した場合において、被害を受けた市独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、相互の応援を円滑に行う。

«資料編 7 応援協定等（友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定）»

イ 鹿児島県伊佐市：姉妹都市災害時における相互応援に関する協定

この協定は、伊佐市、西之表市のいずれかの市域において災害が発生した場合において、被害を受けた市独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、相互の応援を円滑に行う。

«資料編 7 応援協定等（姉妹都市大規模災害時における相互応援に関する協定）»

(5) 県と各都道府県との災害時相互応援協定

ア 九州・山口9県災害時応援協定

この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行う。

イ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

ウ 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

エ 災害時における鹿児島県・岐阜県災害時相互応援協定

オ 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定

カ 防災消防ヘリコプター相互応援協定

この協定は、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県において、県が保有するヘリが耐空検査等で運休となっている期間にヘリの出動事案が発生した際、他県に要請を行うことができるものであり、県保有ヘリが運行可能であっても、重要かつ緊急な事案で、他県ヘリの応援が必要であると判断される場合は要請が可能である。

(6) 県による国への応援要請等

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の

要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。

また、国（国土交通省）は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。

（7）県による代行措置

県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合に、災害対策基本法第73条の規定に基づき、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、①警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、②他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに③現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

（8）九州地方整備局の応援要請

国土交通省が所管する施設に大規模な災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合、応援を必要とするときは、九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に電話等により応援要請を伝え、内容を確認したうえで、被害状況の把握や現地情報連絡員の派遣、災害応急措置について要請する。

«資料編7 応援協定等（種子島における大規模な災害時の応援に関する協定書）»

2 市・消防における相互応援協力

[総務課・西之表消防署]

（1）県及び市町村相互の応援

ア 県との相互連絡

市は、県と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速・適切な推進に努める。

（ア）県が災害対策本部及び災害対策支部を設置した場合、常に密接な連絡を保ち、協力して災害対策に万全を期するものとする。

（イ）市が災害対策本部を設置した場合、速やかに県へ報告するとともに、被害情報等の共有を図り、常に密接な連絡を保ち、協力して災害対策に万全を期するものとする。

イ 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市は災害が発生し、市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

（ア）県に対する応援要請

本部長（市長）は、応急措置を実施するにあたり必要があると認めるときは、県に対し次の事項を記載した文書をもって応援の要請を行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又はその他最も迅速な方法により行い事後速やかに文書を提出するものとする。

また、個別に他市町村に対し応援要請をするいとまがなく、一括して知事に対して行う応援要請も同様とする。

ア 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資機材等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

b 職員派遣要請時に記載する事項

- ① 派遣を求める理由
- ② 派遣を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他必要な事項

（イ）他市町村に対する応援要請

- a 市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。
- b aの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

ウ 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対して応援を求める。

エ 市町村内所在機関相互の応援協力

市区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力をを行うものとする。

«資料編7 応援協定等（鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定）»

（2）消防機関の応援

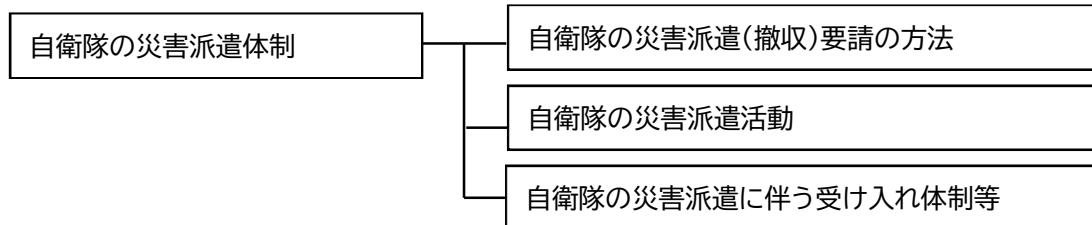
市長（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な災害や火災等が発生し、所轄する市の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

«資料編7 応援協定等（鹿児島県消防相互応援協定）»

第5 自衛隊の災害派遣

〔企画課・総務課〕

大災害が発生した場合、被害が拡大し、市をはじめ県や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する必要な事項を定め、自衛隊要請の迅速を期するものである。



1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

（1）災害派遣の範囲

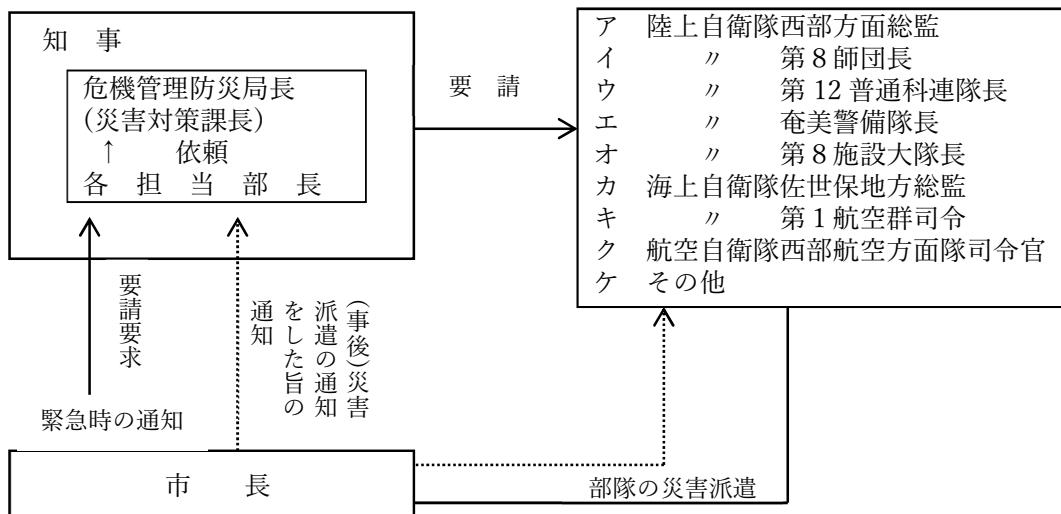
- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求める場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- エ 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- オ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- カ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- キ 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

（2）災害派遣要請の手続き

- ア 市長が自衛隊の災害派遣を要すると認めた場合は、次の事項を明らかにし、原則として知事に派遣要請を依頼するものとする。ただし、市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。その場合、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

- (ア) 災害時の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考事項（現地対策実施機関及び対策内容）

- イ 市における災害派遣要請等の事務は、本部総務班及び企画班が行う。各課は、所管事項で派遣要請の必要を認めたときは、本部総務班に派遣要請を依頼するものとする。
- ウ 知事に対し派遣要請を依頼する場合、派遣部隊等の活動内容に応じた県の各部長に行うものとする。



（3）関係自衛隊及び災害派遣要請権者の連絡場所

関係自衛隊及び災害派遣要請権者の連絡場所は、次のとおりとする。

自衛隊関係要請機関	所在地	電話	防災行政無線
自衛隊鹿児島地方協力本部 (総務課)	鹿児島市東郡元町 4-1 第2合同庁舎	099-253-8920	
鹿児島県(危機管理局)	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2256	地 1-311-803
九州防衛局 種子島連絡所	西之表市西之表 16314-6	22-0523	
自衛隊鹿児島地方協力本部 種子島駐在員事務所	西之表市西之表 16314-6	23-0299	地 1-332-803
陸上自衛隊第12普通科連隊本部 (第3科)	霧島市国分福島 2-4-14	0995-46-0350 (内線 235、 301)	地 1-502-1
海上自衛隊第1航空群司令部 (運用幕僚)	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 (内線 2218) 夜間・休日 2222	地 1-362-1

県の各部の連絡場所は、次のとおりとする。

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県危機管理防災局	危機管理課	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	099-(直通) 86-2256	県内
〃 総務部	人事課	〃	(直通) 286-2045	
〃 くらし保健福祉部	保健医療福祉課	〃	(直通) 286-2656	
〃 農政部	農政課	〃	(直通) 286-3085	
〃 土木部	監理課	〃	(直通) 286-3483	
〃 〃	河川課	〃	(直通) 286-3586	
〃 環境林務部	環境林務課	〃	(直通) 286-3327	
〃 商工労働水産部	商工政策課	〃	(直通) 286-2925	
〃 教育庁	総務福利課	〃	(直通) 286-5190	
〃 出納局	会計課	〃	(直通) 286-3765	
〃 警察本部	警備課	〃	(代表) 206-0110	

2 自衛隊の災害派遣活動

[企画課・総務課]

(1) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

表 3-1-5 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴の支援を行う。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所轄に属する物品の無償貸し付け及び譲与等に関する省令（平成29年3月31日外防衛省令第6号（第3次改正））」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監督が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 災害派遣部隊の自衛官の権限等

ア 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通報する。なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

(ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）

(イ) 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）

(ウ) 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）

(エ) 住民等を応急措置の業務に従事させること。（災害対策基本法第65条第3項）

イ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。（災害対策基本法第76条の3第3項）この場合、当該措置をとったときには、直ちに、その旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

[企画課・総務課・財産監理課・建設課・会計課]

(1) 派遣部隊の受入体制

市長か知事等から、災害派遣実施の通知を受けたときは、おおむね次の要領により措置するものとする。

ア 市及び県は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する。（地積、出入りの便を考慮）

イ 市及び県は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

ウ 災害地における作業等に関しては、市及び県当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。

エ 派遣部隊及び県と連絡のため連絡員を指定し、各種の連絡に当たらせる。

オ 派遣部隊が実施する作業の具体的な内容、それに要する所要人員並びに使用器材の準備等の計画を作成し、部隊の到着と同時に作業ができるようにする。

(2) 使用器材の準備

ア 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き出来得る限り市において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。

イ 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて市及び県において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを市及び県に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて市及び県はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。

ウ 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため、出来得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行う。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿泊及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

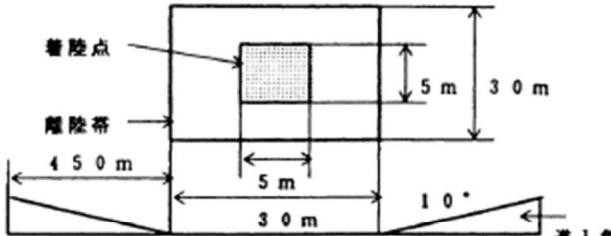
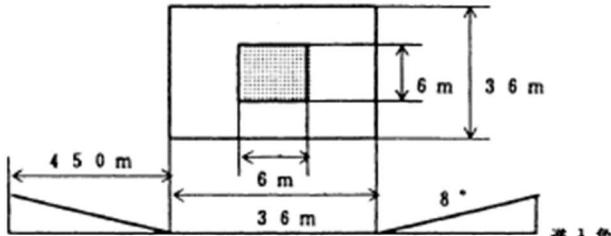
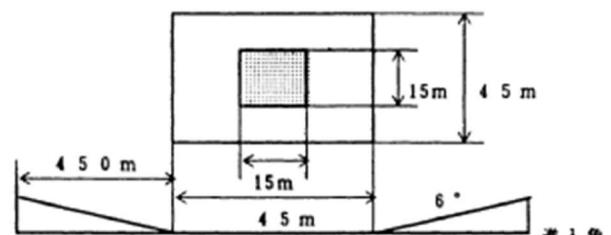
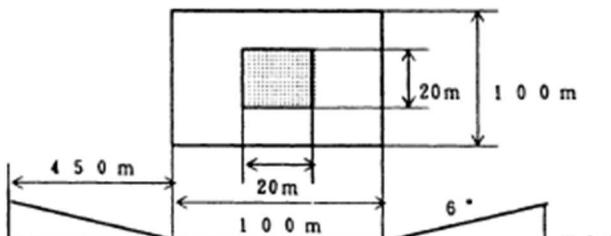
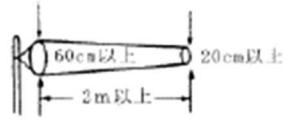
オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(4) 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員輸送の現地発着場として次のヘリコプター発着場条件に基づき、次の箇所を発着場とし、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

«資料編 5-6 ヘリコプター発着予定地»

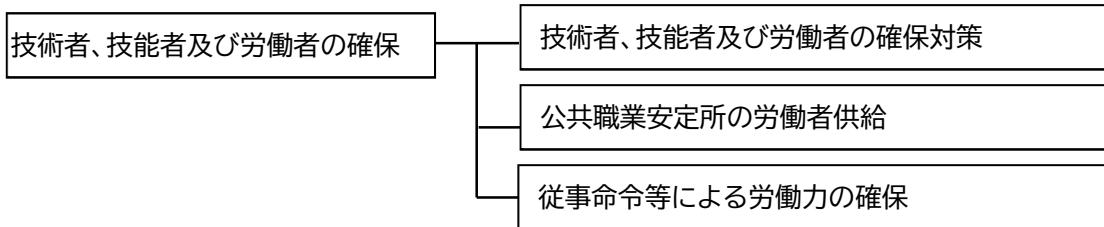
ヘリコプター発着場の基準及び表示要領

区分	条件	標準
	OH-6 J (小型機)	
	HU-1 B (中型機)	
	UH-60 J (大型機)	
	CH-47 (大型機)	
表示要領	<p>1 着陸点</p>  <p>30cm以上</p> <p>2 風向指示器</p> 	<p>着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる。</p> <p>(1) 布製</p> <p>(2) 風速25m/秒に耐えられる強度</p>

第6 技術者、技能者及び労働者の確保

〔総務課・地域支援課〕

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。



1 技術者、技能者及び労働者の確保対策

(1) 人員の確保状況の把握

- ア 災害対策本部各班は、人員の確保が必要な場合、総務対策部人事班にその旨を連絡する。
- イ 総務対策部人事班は、庁内間の職員の応援について調整を行う。
- ウ 災害の程度、規模等により職員だけでは、要員が不足して迅速な応急対策等が実施できないときは、以下により労務供給の万全を図る。

(2) 協力団体の動員

市長は、応急対策に従事する人員が不足するとき、「災害対策基本法第5条第2項」による住民の隣保協働の精神に基づく自主防災組織、自治会、市赤十字奉仕団、市地域婦人団体連合会等の協力を受けて、円滑な応急対策を実施できるように努める。

ア 協力団体の種別

- (ア) 自主防災組織
- (イ) 自治会

イ 協力団体の動員要請方法

災害応急対策実施のため協力の必要があると認めるときは、その作業の種別により、その作業に適応した協力団体へ協力を要請する。なお、動員を要請する場合は、作業の内容、場所、人員及び期間等を記載した文書による。ただし、緊急を要する場合は電話によって連絡する。連絡の方法及び人選については各団体の長において適宜決定する。

ウ 協力作業

協力団体は、主として次の作業に従事する。

- (ア) 炊出し及び救護
- (イ) 飲料水の供給
- (ウ) 清掃及び防疫
- (エ) 救助物資の整理、配分及び運搬
- (オ) 軽易な事務の補助

エ その他

協力団体の協力を受けた場合、おおむね次の事項について、記録し、保管しておく。

- (ア) 協力団体の名称及び人員
- (イ) 協力した作業の内容及び期間

(ウ) その他必要な事項

2 公共職業安定所の労働者供給

[総務課・企画課]

(1) 労働者あっせん手続、方法等

災害対策を実施するために必要な技術者、技能者及び労働者の確保は、それぞれの市において行うものとするが、確保が困難な場合は、所轄公共職業安定所に次の事項を明らかにして、必要な人員のあっせんを依頼し、公共職業安定所は、市の要求に応じ、必要な労働者の紹介あっせんを行う。

ア 必要労働者数	カ 作業場所の所在
イ 作業の内容	キ 残業の有無
ウ 作業実施機関	ク 労働者の輸送方法
エ 賃金の額	ケ その他の必要な事項
オ 労働時間	

市が就労者に支払う賃金の額は、原則として市域における同職種に支払われる額とし、その額は、関係機関と協議して定める。

(2) 労働者の輸送

市は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住所と作業現場との距離がおおむね片道2km以上ある場合は、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

市による車両等の労働者輸送が困難な場合は、交通費を支給し、一般交通機関利用により支障のない作業就労を図る。

3 従事命令等による労働力の確保

[総務課・企画課]

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇用によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発して要員の確保に努める。

(1) 命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行される。

対象作業	種類	根拠法令	執行者
災害応急対象事業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法 71 条	知事、 委任を受けた市町村長
	協力命令		
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法 7 条	知事
	協力命令	災害救助法 8 条	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 65 条 1 項	市町村長
		災害対策基本法 65 条 2 項	警察官、海上保安官
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 4 条 1 項	警察官
消防作業	従事命令	消防法 29 条 5 項	消防吏員、消防団員

対象作業	種類	根拠法令	執行者
救急業務	協力命令	消防法 35条の10	救急隊員
水防作業	従事命令	水防法 24条	水防管理者、消防団長 消防機関の長

(2) 命令の対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1. 医師、歯科医師、薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師 3. 土木技術者、建築技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木、建築業者及びこれ等の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従業者 9. 船舶運送業者及びその従業者 10. 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災及び火災を除く災害の現場
消防法による救急隊員の協力命令 (救急業務)	救急事故の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 従事命令等の執行

ア 知事の従事命令等執行に際し、災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令し、災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令等を発令するものとする。

なお、災害救助法に基づく従事命令等の発令は県危機管理防災局危機管理課が担当し、災害対策基本法に基づくものは県危機管理防災局危機管理課及び県災害対策課が担当する。

イ 知事（知事が市長に権限を委任した場合の市町村長を含む。）の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付するものとする。

なお、その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

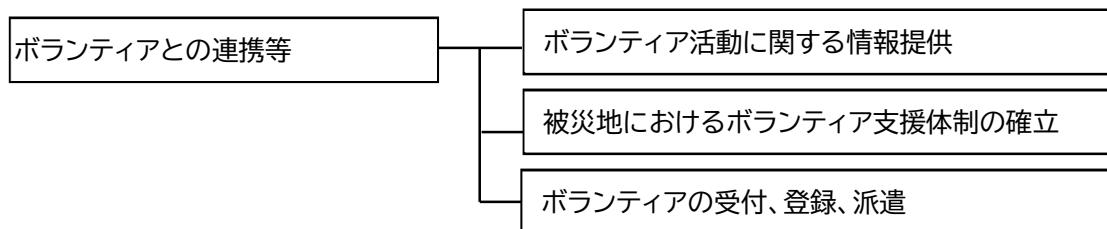
第7 ボランティアとの連携等

〔社会福祉協議会・総務課・市民生活課・地域支援課

・福祉事務所・ボランティア関係協力団体・関係機関等〕

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、市、県では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。



1 ボランティア活動に関する情報提供

市及び県は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

民生対策部は、災害発生時から復旧期までボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口を設置する。

(1) 総合調整窓口の役割

- ア 市社会福祉協議会と連携し市内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。
- イ 総務対策部を通じて報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。
- ウ 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、市社会福祉協議会及び日本赤十字社鹿児島県支部の協力を得ながら市内外から参加するボランティア等の受入に関する総合調整を行う。
- エ 市社会福祉協議会などが設置する災害ボランティアセンターとボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入れ体制等、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて災害ボランティアセンターから連絡調整のための職員を受け入れ、ボランティアニーズ等の情報収集を通じて現地活動の後方支援を行う。
- オ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に災害ボランティアセンター等に提供する。
- カ ボランティア等が被災地若しくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、災害ボランティアセンターと調整のうえ、場所の提供に努めるとともに、上記に準じて情報提供を行う。
- キ ボランティア活動に必要な各種資機材については、県及び鹿児島県社会福祉協議会などの協力を得ながら、被災地及び被災者の状況等を勘案して提供するよう努める。

3 ボランティアの受付、登録、派遣

(1) ボランティア等の受付、登録、派遣については、市社会福祉協議会に設置する災害ボランティアセンターと情報を共有し、連携を図りながら適切に行う。

(2) ボランティア等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないよう留意するとともに、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。

ア 専門ボランティア・N P O活動（例）

- ・医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護
- ・被災者の健康管理やカウンセリング
- ・災害応急対策物資など資材の輸送
- ・被災建築物の応急危険度判定や被災宅地の危険度判定
- ・外国人に対する通訳
- ・歴史資料の救出や修復
- ・その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動

イ 一般ボランティア・N P O活動（例）

- ・炊き出し等食事の提供
- ・救援物資の搬入、仕分及び配布
- ・避難生活者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
- ・在宅避難者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
- ・清掃作業及び簡易な防疫作業
- ・危険を伴わない範囲での片付け作業
- ・その他被災者の生活支援に関する活動

4 ボランティア等の安全確保等

市災害ボランティアセンターは、県社会福祉協議会の災害ボランティアセンターと連携してボランティア活動の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。

5 ボランティア活動保険

市や市社会福祉協議会等は、ボランティア活動を行う者に対して、ボランティア活動保険の加入を呼びかける。ボランティア活動保険の加入は、原則としてボランティアの居住地で行うが、必要に応じて、加入窓口の災害ボランティアセンターへの設置を検討する。

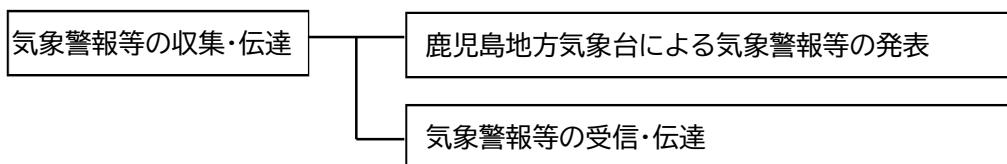
第2節 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本節では、このような警戒避難期の応急対策について定める。

第1 気象警報等の収集・伝達

風水害時の応急対策を進めるうえで、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、市、県及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



1 気象警報等の発表

[総務課・西之表消防署]

特別警報・警報・注意報、気象情報等及び火災気象通報・火災警報は次により、それぞれの担当機関が発表し、解除するものとする。ただし、気象情報の解除は行わない。

なお、担当機関は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報に区分して発表し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

（1）特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

ア 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。 災害が発生、又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。

イ 西之表市の警報・注意報の種類及び発表の基準

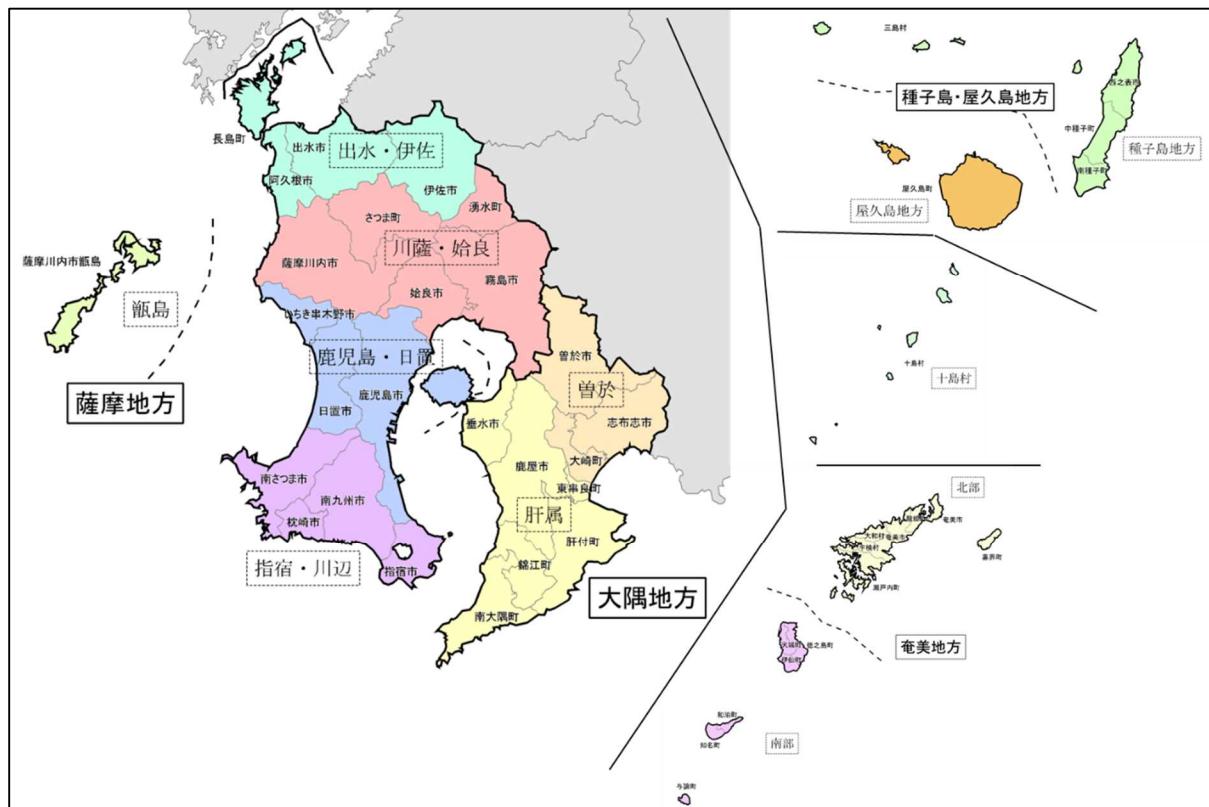
種類		発表基準
注意報	気象注意報	強風注意報 平均風速 15m/s 以上が予想されるとき。
		大雨注意報 大雨により災害が起こるおそれがあるとき。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 表面雨量指數 土壤雨量指數 18 115
		乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度が 50%以下で実効湿度が 65%以下になると予想される場合
		霜注意報 早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合。 最低気温が 4°C以下になると予想される場合
	高潮注意報	高潮注意報 台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 潮位(標高) 2.0m以上が予想される場合
	波浪注意報	波浪注意報 風浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想されるとき。 有義波高 2.5m以上が予想される場合
	洪水注意報	洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 流域雨量指數基準 甲女川流域 = 13.1
	気象警報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速 25m/s 以上が予想される場合
警報		大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 表面雨量指數 土壤雨量指數 33 168
高潮警報	高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 潮位(標高) 2.2m以上が予想される場合	
波浪警報	波浪警報 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高 6.0m以上が予想される場合	
洪水警報	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 流域雨量指數基準 甲女川流域 = 16.4	

ウ 予報・警報等の細分区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
薩摩地方	出水・伊佐	阿久根市、出水市、伊佐市、長島町
	川薩・姶良	薩摩川内市※1、霧島市、姶良市、さつま町、湧水町
	甑島	薩摩川内市甑島※2
	鹿児島・日置	鹿児島市、いちき串木野市、日置市
	指宿・川辺	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
大隅地方	曾於	曾於市、志布志市、大崎町
	肝属	鹿屋市、垂水市、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町
種子島・屋久島地方	種子島地方	西之表市、三島村、中種子町、南種子町
	屋久島地方	屋久島町
奄美地方	十島村	十島村
	北部	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
	南部	徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

※1：甑島の区域を除く

※2：鹿島町、上甑町、里町及び下甑町に限る



エ 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(ア) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

表3-2-1 キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5(緊急安全確保)に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4(避難指示)に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3(高齢者等避難)に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5(緊急安全確保)に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5(緊急安全確保)に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4(避難指示)に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3(高齢者等避難)に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(イ) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(種子島地方など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(鹿児島県)で発表する。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(鹿児島県では1時間120mm以上)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

(エ) 線状降水帯

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説

する「顕著な大雨に関する鹿児島県（奄美地方を除く）気象情報」「顕著な大雨に関する奄美地方（鹿児島県）気象情報」を発表する。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、この情報は心構えを一段高めことを目的とする。この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせて活用し、大雨災害に対する危機感を早めにもって、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行うことが考えられる。

雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する○○県気象情報」、「記録的な大雨に関する□□地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報を発表する。

(オ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（種子島地方など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位（種子島地方など）で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

鹿児島地方気象台及び鹿児島県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

市が行う土砂災害の避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を避難指示の発令の基本とし、更に避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は、県河川砂防情報システムによる土砂災害危険度（レベル1、2、3、4）、気象庁ホームページの土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）なども合わせて判断する。

(3) 火災気象通報及び火災警報の発表

ア 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて鹿児島地方気象台長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは直ちに、それを市長に通知しなければならない。通報を行う基準は次のとおりである。

乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一とする。なお、陸上を対象とした強風注意報の発表が予想され、火災気象通報基準に該当する全ての地域・時間帯で、降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

イ 火災警報

市長（熊毛地区消防組合）が火災気象通報の伝達を受けたとき又はその他の気象状況を知ったとき、地域の条件等を考慮して発するものであり、その基準は次のとおりとする。

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるときに次の基準を満たす場合に発表する。 (ア) 実効湿度が65%以下または最小湿度が35%以下に下る見込みのとき。 (イ) 平均風速が夏(5月~10月)10m/s以上、冬(11月~4月)15m/s以上吹く見込みのとき。

2 気象警報等の受信・伝達

[総務課、教育委員会、地域支援課]

(1) 気象警報等の受信・伝達

市長は、連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに警報等の伝達を受けたときは、次に定めるところにより速やかに所在官公署及び住民に周知徹底させる。この場合、要配慮者施設への伝達に配慮する。

ア 関係機関から通達される警報等は、総務課が、勤務時間外は警備員が受領する。総務課における受領担当員(伝達担当員を兼ねる)は、次のとおりとする。

正 防災消防係長

副 防災消防係員

イ 警備員が警報等を受領した場合は、直ちに総務課長に伝達するものとする。警報等を受領した総務課長は、次の伝達担当員に伝達するとともに市長及び副市長に報告するものとする。

ウ ア、イにより警報等を受領した伝達担当員は、直ちに庁内各課(勤務時間外は関係課長)に市防災情報システム等や庁内放送又は電話等により周知させるとともに関係機関、住民等に対し次により伝達周知するものとする。

(ア) 関係機関等に対する伝達

関係機関・団体に対しては市防災情報システム等にて伝達する他、必要な場合は電話又はファックス等により受領内容をそのまま(全文)書き取れる程度で伝達する。関係機関の受領用電話番号及び受領責任者は、次のとおりである。

関係機関・団体名	電話番号	FAX	受領責任者	備考
種子屋久農協	22-1211	23-1236	団体長	
種子島漁協	22-0620	22-0666	団体長	
熊毛地区消防組合	22-0119	23-4198	消防長	当直者
種子島警察署	22-0110	22-0859	警察署長	

(イ) 教育委員会の学校に対する伝達

警報等を受領した市教育委員会は、(ア)の例に準じて市内各小中学校に伝達するものとする。

《資料編 2-3 各学校の電話番号・受領責任者》

(ウ) 住民に対する周知方法

市防災情報システム等にて周知するとともに、必要な場合は伝達担当員とは別に広報担当員(自主防災組織班をもって充てる。)を置き、広報に関する事、写真撮影に関する事等のほかに各校区自主防災組織の長(校区行政連絡員)に通知し、通知を受けた各校区自主防災組織の長(校区行政連絡員)は、各組織の連絡体制により市内及び各地域住民への周知徹底を図る。

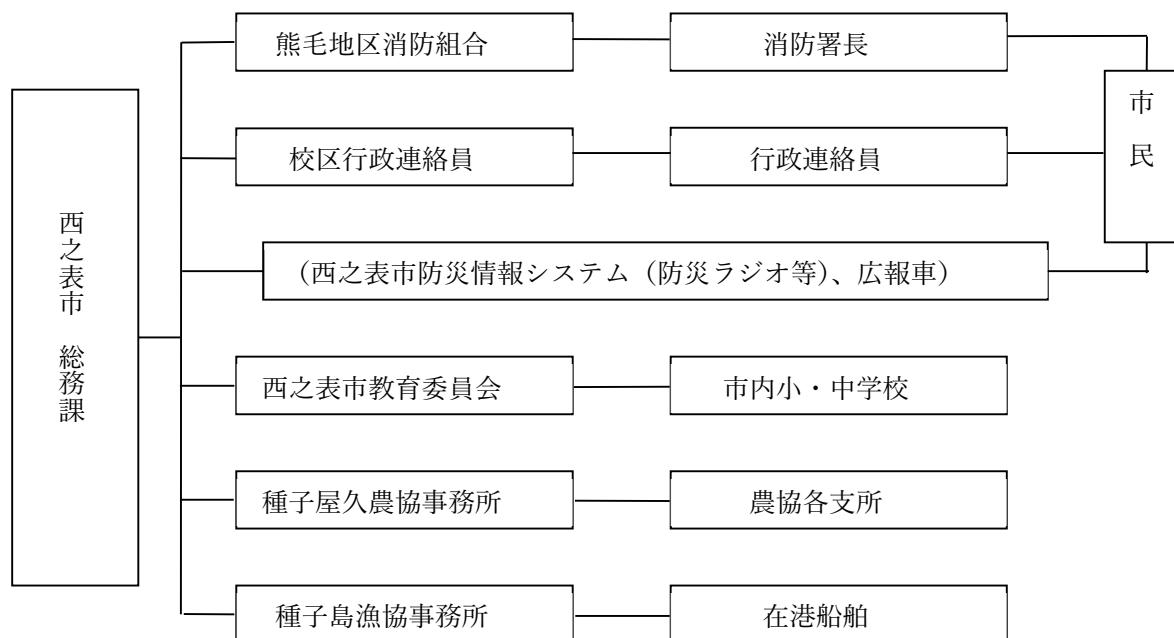
エ 受信・伝達体制の充実

気象警報等の受信・伝達体制については、受領・伝達担当員（総務課防災消防係）の他にも速やかに対応できるよう充実を図り、総務課及び本部総務班を中心として市防災情報システム等の習熟に努める。

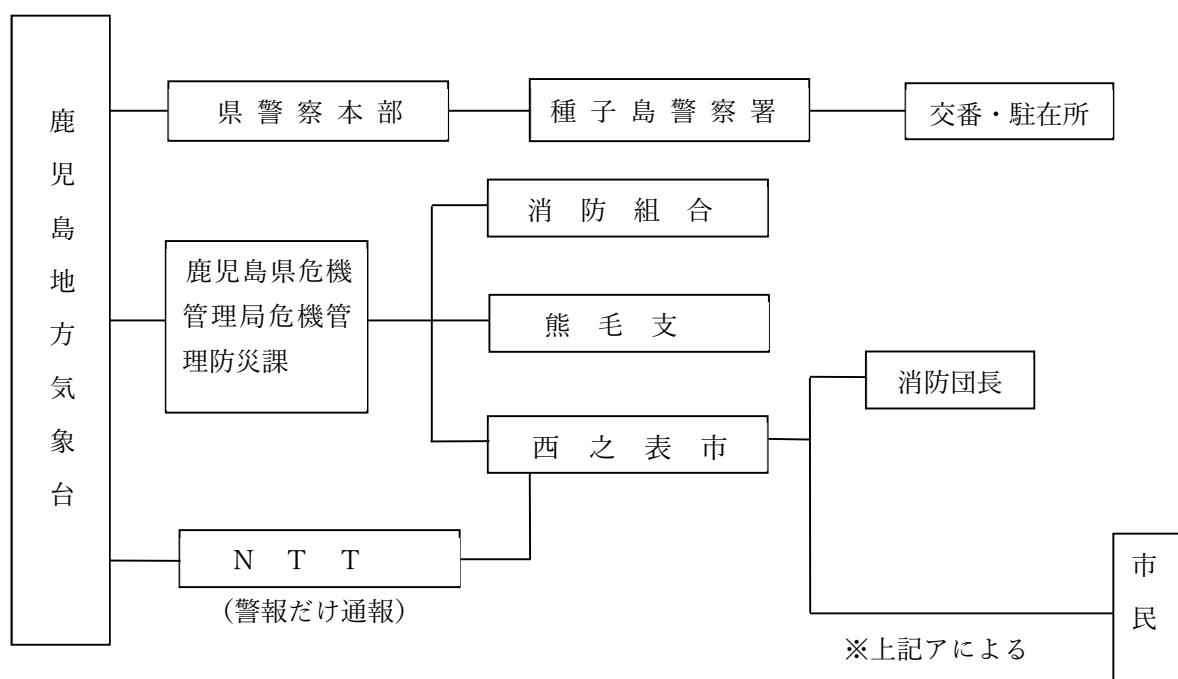
（2）気象予・警報、情報等の伝達系統

ア 西之表市における伝達系統図

本市における伝達系統で気象予・警報、情報等については、特に重要な災害対策の実施が必要なものについて通知するものとする。



イ 市地域に伝達される関係機関ごとの予・警報等伝達系統図



(3) 気象予・警報、情報等の種類と伝達方法

ア 鹿児島地方気象台、名瀬測候所が通知する予・警報、情報等の種類と伝達方法及び形式

担当気象官署	種類 通知	特別警報・警報						注意報						火災気象情報	情報	伝達法	特別警報・警報・注意報の伝達式
		暴風	暴風雪	大雨雪	高潮	洪水	波浪	強風	風雪	大雨雪	高潮	洪水	波浪				
鹿児島地方気象台	NTT西日本又は日本	○*	○*	○*	○*	○*	○*									オンライン	全文
	鹿児島県	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○	○*	○	防災情報提供法
	第十管区海上保安本部	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○		○	〃
	鶴田ダム管理所	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○		○	気象報伝送システム
	NHK鹿児島放送局	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○		○	〃
	鹿児島県警察本部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	防災情報提供法
	川内川河川事務所・大隅川河川事務所・鹿児島国事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	気象報伝送システム
名瀬測候所	NTT西日本又は東日本	○	○	○	○	○	○									オンライン	〃
	鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○*	○	防災情報提供法
	奄美海上保安部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	防災情報提供法
	NHK鹿児島放送局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	気象報伝送システム

- (注) 1. 災害時及び通信障害時においては、伝達先の機関において気象官署に職員を派遣する等の方法によって、防災気象情報（特別警報・警報・注意報を含む）の確保に努めるものとする。
2. *印の警報は受信担当者の確認操作により、受領証を気象官署に返信するものとする。
3. 水防活動用気象警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報、それぞれ大雨特別警報・警報・注意報、高潮特別警報・警報・注意報、洪水警報・注意報をもって代えるものとする。
4. * 1 は鹿児島地方気象台を経由し、対象機関に通知される。
5. * 2 の洪水は、警報のみ（特別警報なし）
6. * 3 警報のない注意報（雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷・着雪）

第3章 災害応急対策計画
第2節 警戒避難期の応急対策

イ 防災関係機関が伝達する予・警報時の種類と伝達方式

各機関の伝達先	伝 達 事 項												伝達式	伝達内容			
	特 別 警 報 ・ 警 報							注 意 報									
	暴風 雪	暴風 雪	大雨 雷	高潮	洪水 *	波浪	その 他	強風	風雪	大雨 (雪)	高潮	洪水	波浪	その 他			
川内川河川・ 大隅河川国道事務所 一県							水筋 ○								無線FAX 又は 電話FAX	全文	
第十管区海上保安本部 一船舶							海上 ○								○	無線電話 その他	
NTT西日本・東日本 一町村	○	○	○	○	○	○									○	電話 FAX	全文
鹿児島県 一町村	○	○	○	○	○		水筋 洪水 予報 ○	火災 通知 ○						洪水 予報 ○	無線FAX 電話FAX 加入電話 又は 加入電報	全文	
NHK鹿児島放送局 →般	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	無線送 又は 標識のみ	全文略 文
川内川・大隅河川 国道事務所・鹿児島放送局 一県・一般							洪水 予報 ○							洪水 予報 ○	無線FAX 又は 電話FAX	全文	

(注) *の洪水は、警報のみ（特別警報なし）

(4) 雨量に関する情報等の伝達

市は、雨量に関する情報等の伝達を受けた時は、すみやかに所在官公署及び住民への周知を図る。

この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮するものとする。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達

市は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

第2 災害情報・被害情報の収集・伝達

〔総務課、市民生活課、西之表消防署、建設課、水道課、福祉事務所、関係機関等〕

1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

（1）収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
 - イ 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
 - ウ 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
 - エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
 - オ 出火件数、又は出火状況
 - カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
 - キ 輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）
 - ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）
 - ケ 避難状況、救護所開設状況
 - コ 災害対策本部設置等の状況
 - サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

（2）災害情報等の収集

市職員（消防機関を含む）は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の市災害対策本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。

また、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、市災害対策本部へ報告する。

(3) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

ア 報告情報の集約

市災害対策本部は、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

イ 市から県等への報告

災害規模の把握のための市から県等への報告は以下を目標に実施する。

(ア)第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

- a 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）
- b 勤務時間内（災害発生直後）

(イ)人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、出来る限り早く報告する。なお、この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(ウ)人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統（鹿児島県地域防災計画一般災害対策編第3部第2章第2節 図3.2.2.1 参照）及び方法を用いる。

『鹿児島県地域防災計画資料編 鹿児島県災害報告取扱要領』

(エ) 市は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ 県による人的被害情報の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。

その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとする。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和4年5月13日）に基づき市と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな要救助者の絞り込みに努める。

(4) 災害情報等を収集するに当たっての留意事項

市、県及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

2 災害情報等の報告

(1) 災害情報等の報告系統

ア 市長は、管内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。
なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。被害状況等の報告に係る総務省消防庁への連絡先は、次のとおりである。

区分 回線別		平日（9：30～18:30） ※応急対応	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	8-90-49013	8-90-49012
	F A X	8-90-49033	8-90-49036
地域衛星通信	電話	80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
ネットワーク	F A X	80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

イ 県内防災関係機関は、所管に係る災害情報等のうち、県その他関係機関と密接な関係のあるものについて、県その他関係機関に通報連絡するものとする。

(2) 災害情報等の種類及び内容

ア 災害情報

災害情報とは、災害が起こりそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における災害に関するおおむね次のようなものをいう。

(ア) 災害のおこるおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの

- (イ) 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- (ウ) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの
- (エ) 災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できないときの状況を通報するもの

イ 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

(ア) 災害即報

報告（通報）すべき災害等を知覚した時、原則として、知覚後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後、判明したもののうちから逐次報告するもの

(イ) 災害確定報告

応急対策を終了した後20日以内に報告（通報）するもの

(ウ) 災害中間年報

12月20日までに報告（通報）するもの

(エ) 災害年報

4月30日までに報告（通報）するもの

(3) 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

ア 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

a 河川の出水等水防に関するもの

熊毛地区消防組合消防本部、西之表消防署、市消防分団長又は市建設課、総務課

b 火災発生に関するもの

熊毛地区消防組合消防本部、西之表消防署、市消防分団長又は市総務課

c その他気象、地震、水象、海難に関するもの

熊毛地区消防組合消防本部、西之表消防署、総務課、種子島警察署、種子島海上保安署、鹿児島地方気象台

(イ) 通報受領者の通報

(ア)の通報を受けた消防長（署長）又は消防分団長・建設課長等は必要な対策を実施するとともに、総務課長へ通報する。総務課長は市長に報告し、(エ)の措置を実施するものとする。

(ウ) 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに市長に通報するものとする。

(エ) 市長の通報

(ア)、(イ)、(ウ) 及びその他により異常現象を承知した市長（総務課長）は、直ちに次の機関に通報するものとする。

a 気象、地震、水象に関するものは、鹿児島地方気象台

b その異常現象により災害発生が予想される隣接町

c その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（熊毛支庁建設課、漁協事務所、農協事務所）

(オ) 市長の鹿児島地方気象台に対する通報要領

異常現象を承知した市長が通報する要領は次のとおりとする。

a 通報すべき事項

① 気象に関するもの

② 地震・津波に関するもの

③ 水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位、異常波浪等）

b 通報の方法

通報の方法は、電話によることを原則とする。ただし、地震に関するものは、文書によることができる。

c 通報のあて先

通報のあて先は、鹿児島地方気象台とする。

d 通報に要する電話等の費用は、原則として発信市の負担とする。

イ ア以外の災害情報の収集・通報

(ア) 自主防災組織（校区行政連絡員、行政連絡員）の収集・通報

市内各自主防災組織の長は、地域内における次の災害情報を収集し、市総務課に通報するものとする。

- a 河川の増水等災害が発生しそうな状況
 - b 地域住民の避難状況
 - c 災害が発生しているときの状況
 - d その他災害状況
- (イ) 市長の災害情報の収集・通達
- a 市内の自主防災組織より災害情報の通報を受けた総務課担当員は、直ちに市関係課に通報するものとする。
 - b 市総務課長及び各課長等は、各自主防災組織からの情報と市自体で把握しうる災害対策の実施状況を併せ関係する各機関に通報するものとする。

ウ 協定に基づく事業所等による収集・通報

- (ア) 市と「災害時における無線による情報伝達に関する協定」を締結した事業所等は、災害の発生を覚知し、又は発生のおそれがあると判断した場合は、必要と思われる災害関係情報を市総務課に通報するものとする。

『資料編 7 応援協定等（災害時における無線による情報伝達に関する協定）』

- (イ) (ア)により災害情報の通報を受けた総務課担当員は、イに準じて災害情報の通達を行う。

エ ア以外の災害情報及び災害報告の通報、報告方法

- (ア) 市長の方法
- a 総務課は、調査結果が判明次第定められた様式により、関係出先機関（熊毛支庁総務企画課）及びその他関係機関に報告するものとする
 - b 各担当課は、被害状況の調査結果を、原則として午前10時までに総務課に報告するものとする。
なお、急を要する場合は総務課において適宜報告時間を定めて隨時被害状況を集計するものとする。
 - c 市における被害状況の調査収集は、関係被害ごとに次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施するものとする。

被害区分	担当課	責任者	協力団体等
人、住家等の被害・社会福祉関係被害	福祉事務所	所長	行政連絡員、施設の管理者
農林業関係被害・水産関係被害	農林水産課	課長	農協、森林組合、漁協
耕地農業用施設関係被害	農林水産課	課長	熊毛支庁、土地改良区
土木関係被害・公営住宅関係被害	建設課	課長	熊毛支庁建設課、行政連絡員等
商工関係被害	経済観光課	課長	商工会
学校関係被害	教育委員会	課長	各学校
水道関係被害	水道課	課長	施設の管理者
市有財産関係被害	財産監理課	課長	市有林野管理人等

- d 災害情報で、県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報するものとする。

(イ) 防災関係機関の方法

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報及び被害状況のうち県その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、県その他防災関係機関に通報するものとする。

(4) 災害報告の様式

- ア 総務対策部において市全体の被害を収集する被害報告の内容は、鹿児島県災害報告取扱要領（総務対策関係）（平成15年3月31日消第1066号）による。
- イ 各課において関係被害を収集する様式は、法令及び県その他の指示する内容を基礎に作成するものとする。

(5) 災害報告の留意事項

- ア 災害報告に当っては、本部総務班が報告に関する一切の責任を負うものとする。
災害報告の責任者として「災害連絡員」を総務課防災消防担当職員から1名定めておき、更に災害連絡員に事故等のある場合を考慮し、副連絡員として本部総務班班長及び班長付を定めるようにする。
- イ 総務対策部は被害状況を集計するに当たり、関係課及び関係機関と緊密な連絡をとり情報の交換・調整を図り、被害状況集計の正確を期するものとする。

(6) 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、次のとおりとする。

区分	被害の判定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

(注)

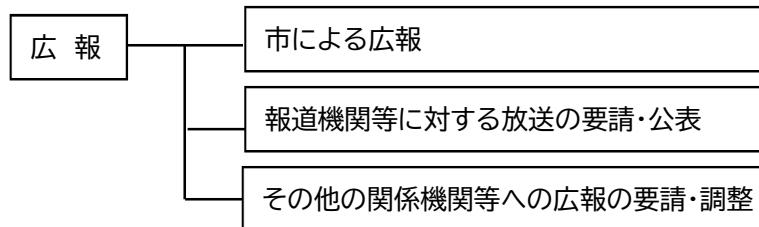
- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第3 広報

〔総務課〕

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する県民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を県民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市、県、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



1 市による広報

(1) 市における広報担当及び他課との連絡

ア 市における災害情報、被害状況等災害に関する広報は、総務課及び総務対策部広報班が行う。

イ 各課において広報を必要とする事項は、すべて総務課及び総務対策部広報班に連絡するものとする。

(2) 広報の内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮する。

ア 災害危険地域住民への警戒呼びかけ(避難誘導)、避難指示

降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

イ 災害発生直後の広報

市及び県(災害対策課)は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

(ア) 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示

(イ) 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

(ウ) 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

ウ 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

市及び県(広報課)は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

(ア) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

(イ) 地区別の避難所

(ウ) 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない。テレビ、ラジオ、市防災情報システム（防災ラジオ等）、市のホームページ、SNS フェイスブック「防災種子島にしのおもて」、登録制メール「あんしんめーる」、緊急速報（エリアメール等）等から情報を入手するようするなど。

(エ) 安否情報

安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や、各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

(オ) 被災者救援活動方針・救援活動の内容

エ その他必要と認める事項

- (ア) 気象情報や気象警報及び避難情報の発令又は解除
- (イ) 災害対策本部、災害警戒本部、情報連絡体制の設置又は廃止
- (ウ) 災害防止の事前対策
- (エ) 災害応急対策
- (オ) 災害状況

a 災害種別 b 災害発生日時 c 災害発生区域 d 災害状況

(3) 広報及び情報等の収集

総務課及び総務対策部広報班は、被害状況、対策状況等の全般的な情報、また、各課が把握する災害情報その他広報資料を積極的に収集するものとし、必要に応じて各課に情報収集を依頼する他、災害現地に出向き、写真・動画その他の取材活動を実施するものとする。

(4) 広報の手段

市が保有する市防災情報システム（防災ラジオ等）、市のホームページ、SNS フェイスブック「防災種子島にしのおもて」、市公式 LINE、登録制メール「あんしんめーる」、緊急速報（エリアメール等）、広報車、市職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

また、避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、放送機関への情報の提供を行い、住民への周知に努める。

2 報道機関等に対する放送の要請・公表

〔総務課〕

(1) 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、市は、原則として、県総合防災システムを活用して県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また、市は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供を行う。

(2) 放送機関に対する広報の要請

市（総務課及び総務対策部広報班）は県に対して、災害の発生が時間的に迫っていて、市が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行うよう求める。

放送機関に対する放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要

請に関する協定」に基づき、県知事が市からの要請を受けて行う。要請にあたって、県は放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関は、要請のあった事項について放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

なお、市は、県の放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

(3) 報道機関に対する発表

総務課及び総務対策部秘書広報班は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。発表は以下の要領で実施する。

ア 報道発表の要領

- (ア) 発表担当者は、原則として総務課及び総務対策部広報班の責任者の在庁最上位の者とする。
- (イ) 事前に総務課及び総務対策部広報班との協議の上報道発表時間などの広報ルールを定めておく。

また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができるないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

- (ウ) 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- (エ) 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

イ 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

- (ア) 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕
- (イ) 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- (ウ) 雨量・河川水位・津波襲来等の状況〔発表〕
- (エ) 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- (オ) 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- (カ) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- (キ) 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕
- (ク) 避難状況等〔発表〕
- (ケ) 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例)・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
・安否情報については、NTTなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
・個人からの支援はできるだけ支援金をお願いしたい。
・まとまった支援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。…等

- (コ) ボランティア活動の呼びかけ
- (サ) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- (シ) 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕
- (ス) 電気、電話、上水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕
- (セ) 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

3 その他の関係機関等への広報の要請・調整

[総務課]

(1) ライフライン関係機関への要請

災害時に市及び県の災害対策本部に寄せられる市民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、県は、県民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

(2) 関係機関との調整

ア 災害対策本部が広報を実施したとき

市及び県の災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

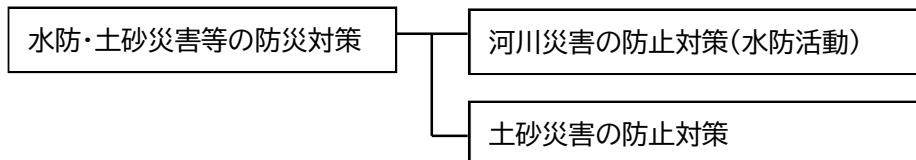
イ 関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに市及び県の災害対策本部へ通知することとする。

第4 水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市・県は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。



1 河川災害の防止対策（水防活動）

[建設課・農林水産課、総務課]

河川災害の防止対策（水防活動）は、「鹿児島県水防計画書」に準じ、以下の活動を行う。

(1) 水防体制の確立

河川管理者は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「鹿児島県水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

(2) 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

河川管理者は、「鹿児島県水防計画書」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測値を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

重要水防箇所（知事管理区間）

番号	河川名	左右岸の別	水防管理団体名	区間	延長(m)	指定理由	築堤・堀込	予想される危険	水防工法
107	甲女川	右	西之表市	天神橋下流～高浜橋上流	500	A	堀込	溢水	積土俵土
				0k000～0k500					
108	甲女川	右	西之表市	浄水場付近堤防区間	700	A, J	堀込	溢水	積土俵土
				2k050～2k750					
111	湊川	右	西之表市	満徳川橋～起点	300	A, J	堀込	溢水	積土俵土
				10k500～10k800					
112	湊川	左	西之表市	満徳川橋～起点	300	A, J	堀込	溢水	積土俵土
				10k500～10k800					

A（堤防高）（流下能力）：計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所又は現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。

J（浸水実績）：過去に浸水の実績があり、未改修の箇所。

ため池については、市等管理者がため池の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

（3）河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

河川管理者は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

ア 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

イ 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

ウ 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

エ その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

（ア）出動・監視・警戒及び水防作業

（イ）通信連絡及び輸送

（ウ）避難のための立退き

（エ）水防報告と水防記録

（オ）その他

2 土砂災害の防止対策

[建設課・農林水産課、総務課]

（1）土砂災害防止体制の確立

建設課・農林水産課は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

(2) 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、土砂災害警戒区域等や山地崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等における斜面崩壊や土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(3) 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

ア 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各機関、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防関係施設の整備を行う。

イ 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

ウ 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

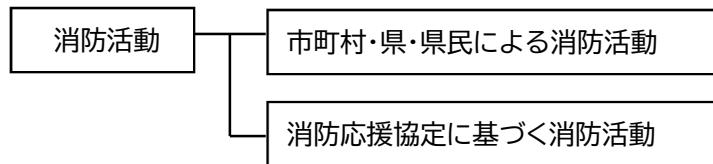
市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第5 消防活動

火災が発生した場合、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

また、消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努め、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。



1 市・市民による消防活動

[西之表消防署、総務課]

(1) 市の消火活動

ア 火災警報

市長（熊毛地区消防組合）は、実効湿度が65%以下又は最小湿度が35%以下に下る見込みのときで、かつ、平均風速が冬（11月から4月まで）においては毎秒15メートル以上、夏（5月から10月まで）においては毎秒10メートル以上の風が吹く見込みのときにおいては、その時の状況により火災警報を発令する。

イ 警報発令時等の警防

火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認める際は、消防分団においては警備に支障ある場所に多数集合して飲酒等しないよう努めるものとする。消防の組織施設等については、現在の組織等を十分に利用し警報発令時等には各分団の車両等により地域住民への周知を図るものとする。

ウ 消火活動

市（熊毛地区消防組合）は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。

また、市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

（2）市民の対策

市民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

2 消防応援協定に基づく消防活動

〔西之表消防署、総務課〕

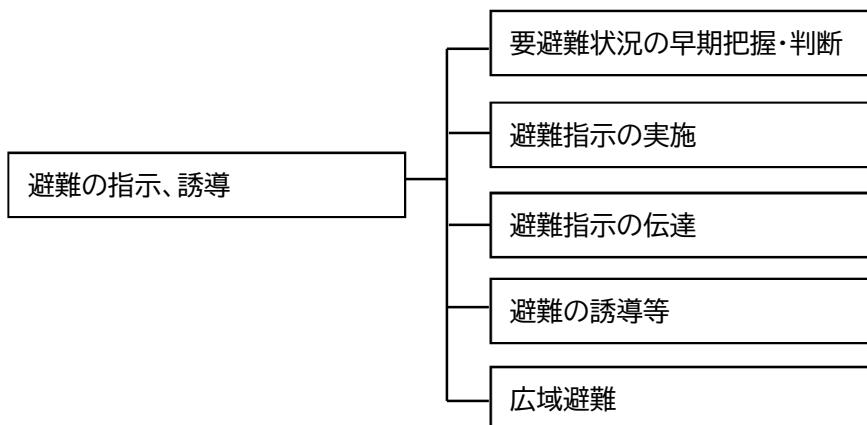
大規模な火災等が発生し、所轄する市等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

『資料編 7 応援協定等（鹿児島県消防相互応援協定）』

第6 避難の指示、誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずるものとする。



1 要避難状況の早期把握・判断

〔総務課、関係機関等〕

（1）実施責任

市長は、災害対策基本法第60条に基づき災害時における住民の避難指示等の避難措置を実施するものとする。また、災害救助法が適用され、知事が権限を委任したとき又は緊急を要し、知事の実施を待つことができないときの避難所の開設及び収容を行う。

なお、市内小中学校における児童生徒の集団避難は、市長等の避難措置によるほか教育長の指示により学校長が実施する。ただし、緊急を要する場合、学校長は教育長の指示を待つことなく実施できるものとする。

（2）避難指示等発令に係る代理

避難指示等は、原則として市長が実施するが、市長は、地方自治法第153条第1項に基づき、次の基準でその権限を、副市長及び吏員の補助機関に代行させることができる。

【補助機関による代行】

災害による危険がより切迫し、市長の判断を得ないとまのないとき、又は市長が不在のときは、副市長が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属）する。

ただし、災害による危険がより切迫し、緊急を要する場合で、市長若しくは副市長の判断を得ないとまのないとき、又はこれらの者すべてが不在のときは、その他の吏員は、市長の権限を代行することができる。

実施後は、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

（3）要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立ち退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を逸しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行なえない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の公共施設等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

表3-2-2 避難の実施責任者、措置および実施の基準

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	本部長（市長）	高齢者等に対する避難情報の発表	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者等が避難を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まったとき。○ 山間地域等で災害の推移によっては交通支障による孤立が懸念される、又は避難段階において状況が悪化し、被災する危険性が逆に高まるおそれがあるものと判断される場合。

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示	知事またはその委任を受けた職員 水防法 29 条 地滑り等防止法 25 条	立退きの指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。 ○ 地すべり法第 25 条に基づき知事又はその委任を受けた職員は、地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示する。
	水防管理者 水防法 29 条	立退きの指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。
	本部長（市長） 災害対策基本法 60 条	立退きの指示	<p>また、国又は県に必要な助言を求めができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく。</p> <p>なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合は、避難指示等について助言を行う。</p>
	警察官 災害対策基本法 61 条 警察官職務執行法 4 条第 1 項	立退きの指示 避難の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。 <p>この場合、避難の指示をした旨を市長に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前記の避難の指示のほか、警察官職務執行法第 4 条第 1 項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。 <p>この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。</p>
	自衛官 自衛隊法 94 条	避難についての警告 急を要する場合避難させる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいないときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させる。
知事による避難指示の代行			<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

（4）避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

ア 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市は、関係機関と連携して、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

イ 斜面災害防止のための避難対策

急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。市は、

関係機関と連携して、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて、必要な対策を講ずるものとする。

2 避難指示の実施

〔総務課・各避難指示権限者〕

(1) 避難指示等の発令

ア 市は、防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発するとともに、適切な避難誘導を実施する。

イ 市は、避難指示等を発令する際には、居住者等が、自らとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動が分かるように伝達する。

なお、警戒レベルは、洪水及び内水氾濫、土砂災害、高潮について発表する。

(避難指示等の区分並びに避難指示等の区分に対応した警戒レベル及び居住者等に求められる行動は表「避難情報と居住者等がとるべき行動」のとおり。)

表 3-2-3 避難情報と居住者等がとるべき行動

区分	警戒 レベル	居住者等に求められる行動
緊急安全確保	警戒 レベル 5	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)</p> <p>●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none">指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒 レベル 4	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none">危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
高齢者等避難	警戒 レベル 3	<p>●発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none">高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

区分	警戒 レベル	居住者等に求められる行動
大雨・洪水・ 高潮注意報	警戒 レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
早期注意情報	警戒 レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

- ウ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言し、県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。
- エ 国土交通省又は県は、市から求めがあった場合には、避難指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）の解除の対象地域、判断時期等について助言する。
- オ 市は、避難指示又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

（2）避難指示等の基準

ア 洪水等の発令基準

（ア）想定される事態

避難が必要となる洪水等は、河川の氾濫による浸水を想定することとする。

（イ）避難指示等の対象となる区域

河川の堤防決壊等による河川管理施設の異常や住家への浸水が発生又は発生するおそれがあると予想される場合など、事態の状況に応じて発令対象とする。

（ウ）洪水等の発令基準

洪水等の避難指示等は「市避難情報・判断等マニュアル」を参考に、洪水警報、水位情報、今後の気象予測、河川の巡視からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

イ 土砂災害の発令基準

（ア）想定される事態

想定される事態は、「土石流」及び「急傾斜地の崩壊」の発生を想定する。

「地すべり」については、危険性が確認された場合、国や県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市として避難指示等を発令する。

（イ）避難指示等の対象となる区域

土砂災害の避難指示等の対象とする区域は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域とし、「土砂キックル」を参照し、危険度が高まっているメッシュ(1km単位)に対して一体となって避難すべき区域毎に発令する。

ただし、土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害が発生した箇所の周辺区域についても、事態の状況に応じて発令対象とする。

(ウ) 土砂災害の発令基準

避難指示等は「市避難情報・判断等マニュアル」を参考に、大雨警報や土砂災害警戒情報及び土砂キキクル、気象予測、土砂災害危険個所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

ウ 高潮の発令基準

(ア) 想定する事態

高潮により命を脅かす危険性がある次の場合を想定する。

- a 高潮時の波浪が海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合
- b 高潮高が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合

(イ) 避難指示等の対象となる区域

高潮の避難指示等の対象とする区域は、高潮により浸水のおそれのある海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防に隣接する家屋）等

(ウ) 高潮の発令基準

避難指示等は「市避難情報・判断等マニュアル」を参考に、気象情報、海岸巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

(3) 市の実施する避難措置

ア 避難者に周知すべき事項

市は、災害の危険がある場合、必要と認める地域に居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示等を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するよう努める。

- (ア) 避難すべき理由（危険の状況）
- (イ) 避難の経路及び避難先
- (ウ) 避難先の給食及び救助措置
- (エ) 避難後における財産保護の措置
- (オ) その他

イ 避難対策の通報・報告

- (ア) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- (イ) 避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を県危機管理防災局災害対策課（県本部設置時は本部連絡班又は所管支部）に報告しなければならない。
- (ウ) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- (エ) 市は、避難の実施に関し、市地域防災計画及等において次の事項を定める。

- a 避難措置に関する関係機関の連絡方法
- b 避難措置を実施する区域別責任者
- c 避難の伝達方法（特に要配慮者に配慮する。）
- d 地域ごとの指定緊急避難場所、指定避難所及び避難方法
- e その他の避難措置上必要な事項

ウ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(4) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

ア 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第61条）

警察官又は海上保安官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合、当該指示をしたときは、直ちに市長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

イ 警察官による避難等の措置（警察官職務執行法第4条による）

警察官は、前記1の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

ウ 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第2項）

警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

エ 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(5) 県の実施する避難措置

ア 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施するものとする。

イ 重要水防箇所及び主要地すべり区域における立退きの指示等

市内で河川出水、斜面崩壊等の災害が発生した場合、県土木対策部は、二次災害を防止するため、特に重要水防箇所及び特に重要な地すべり区域等に、必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに、市長若しくはその委任を受けた市職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

ウ 市が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

(ア) 市の避難指示の状況を把握し、県本部連絡班に報告する。

(イ) 市から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

エ 県立学校の避難誘導

県立学校の県所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者等に指示し、生徒等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を県災害対策課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）に通報する。県本部支部職員は、状況に応じて、避難誘導の指導・応援を行う。

オ 避難状況等に関する広報

県災害対策課は、県支部から避難状況等に関する情報を入手し、県広報課を通じて報道機関に対して広報を依頼し、一般住民等に対して広報を行う。

(6) 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

ア 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

イ 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

(7) 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

ア 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時対応を実施する。

イ 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置

や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

(8) 学校・教育施設等における避難措置

市教育委員会及び市は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法を考慮しておく。

ア 在校時の市立学校の児童生徒の避難対策

(ア) 避難の指示等の徹底

- a 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- b 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- c 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- d 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- e 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障がい者等を優先して行う。
- f 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- g 学校が市地域防災計画に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- h 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

教育長は、市地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

(9) 車両等の乗客の避難措置

ア 災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

イ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合、当該車両等を停車させた乗務員は、すみやかに市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

3 避難指示の伝達

[総務課、関係機関]

(1) 市長による避難指示等の伝達

ア 避難計画にもとづく伝達

市長は、予め定められた避難指示等の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

イ 災害状況に応じた伝達

避難指示等は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、市が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により

伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

- (ア) 西之表市防災情報システム（防災ラジオ等）を利用した伝達
- (イ) あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
- (ウ) サイレン及び鐘による伝達
- (エ) 広報車からの呼びかけによる伝達
- (オ) 緊急速報（エリアメール等）
- (カ) テレビ、ラジオ、インターネット（市ホームページ、SNS フェイスブック「防災種子島にしのおもて」、市公式 LINE、登録制メール「あんしんめーる」等のソーシャルメディア、ポータルサイト）、ワンセグ放送、有線放送、電話、特使等の利用による伝達

ウ 伝達方法の工夫

市長は、伝達に当たっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

（2）関係機関等による避難指示の伝達

警察官、海上保安官及び自衛官等による避難に際しては、各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに、市の情報伝達手段による避難の広報活動と連携を図るものとする。

また、学校・教育施設等不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画にしたがい、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

4 避難の誘導等

〔総務課、西之表消防署、教育委員会、関係機関〕

（1）地域における避難誘導等

ア 避難誘導の実施

市は、災害時に河川出水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

（ア）避難誘導体制の確立

a 各地区の避難誘導等は、当該地区の消防分団及び自主防災組織が行い、誘導責任者は当該消防分団長及び自主防災組織の長とする。

b 避難の誘導に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

① 避難場所が比較的遠距離かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所（公民館等）を定め、できるだけ集団で避難するようとする。

② 避難経路中危険箇所には、標識・なわ張りを設置し、又は誘導員を常置する。

③ 誘導に際しては、できるだけロープ等資機材を使用し、安全を図るようにする。

④ 携帯品や幼児等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう避難者を誘導する。

c 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が充分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

(イ) 避難経路

- a 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- b 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等の恐れのある危険箇所を避けるため、その決定に当たっては、次の事項を検討して定めるものとする。
 - ① 暴風の場合は、できるだけ山かげや堅ろうな建物に沿って経路を選ぶようとする。
 - ② 豪雨の場合は、崖下とか低地帯等災害発生のおそれのある場所はできるだけ避けるようとする。
 - ③ 津波の場合は、海浜にある者、海岸付近の住民等は、直ちに安全な場所（高台）へ自ら退避又は避難誘導するものとする。

(ウ) 避難の順位

- a 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の要配慮者を優先して行う。
- b 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

(エ) 携帯品の制限

- a 携帯品は、必要最小限度の食料・衣料・日用品・医薬品等とする。
- b 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

(オ) 危険防止措置

- a 避難場所等の開設に当たって、市長は、避難場所等の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- b 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間に当たっては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようとする。

イ 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

ウ その他避難誘導にあたっての留意事項

(ア) 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両、船舶等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

(イ) 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

(2) 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

(3) 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制などにしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

(4) 学校・教育施設等における避難誘導

ア 在校時の中学校の児童生徒の避難誘導

(ア) 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

(イ) 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

- a 災害種別に応じた避難指示（緊急）等の伝達方法
- b 避難場所の指定
- c 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
- d 児童生徒の携行品
- e 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

(ウ) 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

(エ) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

(オ) 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

- a 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
- b 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

(カ) 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

5 広域避難

各機関の対応は、次のとおりである。

[総務課]

機関名	内容
市	<p>(1)市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</p> <p>(2)広域避難を要請した市長は、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。</p> <p>(3)避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、避難者を受け入れた市町村は運営に協力する。</p> <p>(4)その他、必要事項については市地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>
県	<p>(1)市町村から協議要求があった場合、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。</p> <p>(2)市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</p>
国	<p>(1)国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</p>

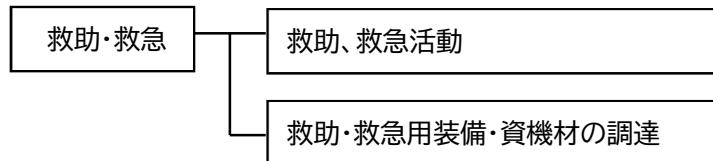
第7 救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、市は、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、市は、救助・救急を実施するにあたり、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。



1 救助、救急活動

[西之表消防署、総務課、健康保険課]

(1) 市（消防機関を含む）による救助、救急活動

ア 救助・救急活動

(ア) 活動の原則

救助、救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(イ) 出動の原則

救助、救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- a 延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- b 延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- c 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- d 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

イ 救急搬送

(ア) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、熊毛地区消防組合、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県ドクターへり、県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

《資料編 5-6 ヘリコプター発着予定地》

(イ) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

ウ 傷病者多数発生時の活動

(ア) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、熊毛地区消防組合、医療救護班等と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

(イ) 搬送能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(2) 市民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自主的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

2 救助・救急用装備・資機材の調達

[西之表消防署、総務課]

- (1) 初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他の関係機関が保有するもの又は民間業者からの借り入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、熊毛地区消防組合、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

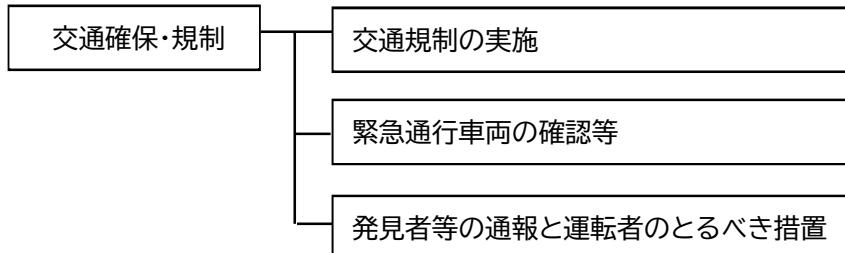
3 救助・救急用装備・資機材の配備状況

«資料編 6-8 消防施設の現状»

第8 交通確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



1 交通規制の実施

[建設課、農林水産課、関係機関]

(1) 交通規制の実施方法

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

(3)迂回路等の設定

道路管理者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に表示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

(4) 規制の標識等

道路管理者が規制を行った場合は、それぞれの法令に定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難若しくは不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。(規制の標識は様式1)

なお、防災訓練のために交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。(規制の標識は様式2)

規制の標識等

様式1 災害用



様式2 訓練用



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(5) 規制の広報・周知

道路管理者が規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに防災行政無線等を通じて一般住民に周知徹底させる。

(6) 規制の解除

交通規制の解除は、道路管理者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかにを行うものとし、警察等の関係機関に通知及び一般住民に周知するものとする。

2 緊急通行車両の確認等

[財産監理課]

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする場合、次の区分により県（危機管理課及び各地域振興局・支庁）、警察本部又は所轄警察署に、緊急通行車両確認証明書の申請をするものとする。

なお、対象道路は基本的に高速道路などとなるため、島外への災害派遣等について使用（予定）する車両を申請の対象とする。

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県知事	<input type="radio"/> 県が保有する車両（警察関係車両を除く） <input type="radio"/> 災害応急対策を実施するため県が調達、 借上等を行った車両 <input type="radio"/> 県との協定等に基づき災害応急対策等に 従事する車両	<input type="radio"/> 県危機管理課 <input type="radio"/> 各地域振興局・支庁
県公安委員会	上記以外の車両	<input type="radio"/> 県警察本部交通規制課 <input type="radio"/> 各警察署

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、市が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時市の活動専用に使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

ア 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次の事項のいずれかに該当する車両とする。

災害時において災害対策基本法第50条 第1項に規定する災害応急対策

災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うもの。

(ア) 警報の発令および伝達ならびに避難の指示に関する事項

(イ) 消防、水防、その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童および生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設および設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全および公衆衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防御、または拡大の防止のための措置に関する事項

イ 緊急通行車両確認申請書の申請

(ア) 申請先

申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する種子島警察署、又は県警察本部交通規制課とする。

(イ) 申請書類

別記様式第3の緊急通行車両確認申請書に次の書類を添付のうえ申請する。

a 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

b 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類(例 地域防災計画(抜粋可)、契約書の写し、証明書類等)

c 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類(例車両リスト、証明書類等)

※車両の用途や活動地域等が同じで、車両の登録番号のみが異なる場合、複数台の車両を一括して申請することができる。

別記様式第3（第6条関係）

鹿児島県公安委員会 殿		令和 年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住所 氏名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（ウ）緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県（危機管理課及び各地域振興局・支庁）、警察本部又は所轄警察署は、緊急通行車両であることを確認したときは、第3の標章および様式第4緊急通行車両確認証明書を交付する。

（エ）標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

様式3 標章



備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式4 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日		
緊急通行車両確認証明書				
知 事 (印)				
公安委員会 (印)				
番号標に標示 されている番号				
車両の用途 (緊急輸送を行 う車両にあつ ては、輸送人員 又は品名)				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

ア 緊急通行車両の事前届出

市は、発災時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

イ 緊急通行車両の確認

市は、災害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

ウ 標章の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

[総務課、関係機関]

(1) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとし、市長は、その路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

(2) 災害発生時における運転者のとるべき措置

ア 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

(ア) 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

- a できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
- b 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(イ) 避難のために車両を使用しないこと。

イ 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(ア) 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

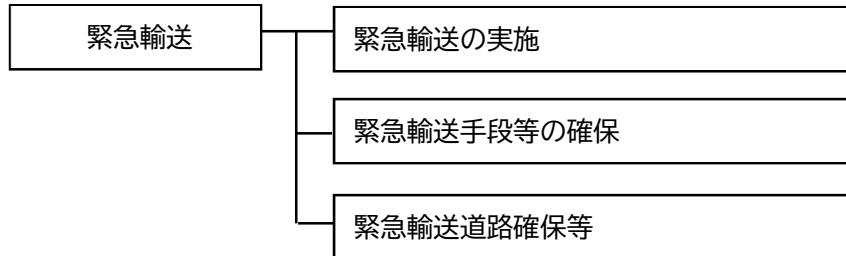
(イ) 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第9 緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



1 緊急輸送の実施

[総務課、財産監理課、関係機関]

(1) 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	市長	ア 人命の安全 イ 被害の拡大防止
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 緊急輸送の対象

段階	輸送対象
第1段階 (警戒避難期)	ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	ア 上記第1段階の続行 イ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	ア 上記第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

2 緊急輸送手段等の確保

[総務課、財産監理課、関係機関]

(1) 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

- ア 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- イ 船舶による輸送
- ウ 航空機による輸送
- エ 人夫等による輸送

(2) 輸送の基本方針

災害輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先するものとするが、具体的にはおおむね次のとおりである。

ア 人員、物資等の優先輸送

(ア) 救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者等

(イ) 物資、資器材等

食料、飲料水、医薬品、衛生材料、災害復旧用資材等

イ 輸送力確保の順位

(ア) 市有車両等の輸送力

(イ) 市以外の公共機関の輸送力

(ウ) 公共的機関の輸送力

(エ) 民間輸送力

(3) 市有輸送力による輸送

ア 主管

(ア) 資材、人員輸送トラックの掌理、管理は総務対策部において行う。

(イ) 物資人員の輸送に供し得る車両については、財産管理班が配車を行う。

イ 輸送要員

各対策部各班で行うものとする。

なお、不足する場合は総務対策部長と協議して各対策部から応援を求めるものとする。

ウ 輸送の要請

輸送の要請は、各対策部が財産管理班に対し、次の事項を明示して、できるだけ早目に行うものとする。

【明示事項】

(ア) 輸送日時

(イ) 輸送区間

(ウ) 輸送の目的

(エ) 輸送対象の員数、品名、数量

(オ) その他必要な事項

エ 配車及び派遣

輸送の要請を受けた財産管理班は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度、道路施設の状況等を考慮のうえ、必要な場合は両者協議して使用車両及び輸送要員を決定、派遣するものとする。なお、派遣に際し財産管理班は、要請者にその旨を通知するものとする。

(4) 市有以外の輸送力による輸送

ア 輸送力確保要請先

(ア) 市有以外の輸送力の確保

輸送需要が大きく、市有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、本部長（市長）は次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保するものとする。

なお、要請に際しては、(3) ウに定める事項及び必要車両数を明示するものとする。

種別	輸送力内容	要請先	電話
道路輸送	営業用車両	九州地方整備局鹿児島陸運支局	099-261-9191
		鹿児島県トラック協会	099-261-1167
海上輸送	民間船舶	九州地方整備局鹿児島海運支局	099-222-5661
	海上保安庁船艇	鹿児島海上保安部	099-222-6680
航空輸送	航空機	県危機管理防災課	099-286-2256
人力輸送	労務者	熊毛公共職業安定所（ハローワーク熊毛）	0997-22-1318

自衛隊に対する派遣要請は、本章第1節第5「自衛隊の災害派遣」によるものとする。

(イ) 市有以外の輸送力の所属

確保された市有以外の輸送力は、必要な時間、市災害対策本部に属するものとする。

イ 配車等

車両の配車その他輸送作業に関する指示等は、市有車両等の場合に準じて財産管理班が行う。

ウ 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と市との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関（農業協同組合、森林組合、漁業組合等）所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする、輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して市長に提出するものとする。

3 緊急輸送道路啓開等

[建設課、関係機関]

(1) 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、関係機関と連携するなど啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、市は、緊急輸送道路等の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

«資料編 5-9 緊急輸送道路»

(2) 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、相互に調整を図りながら、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

(3) 道路啓開作業の実施

道路啓開作業にあたっては、関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

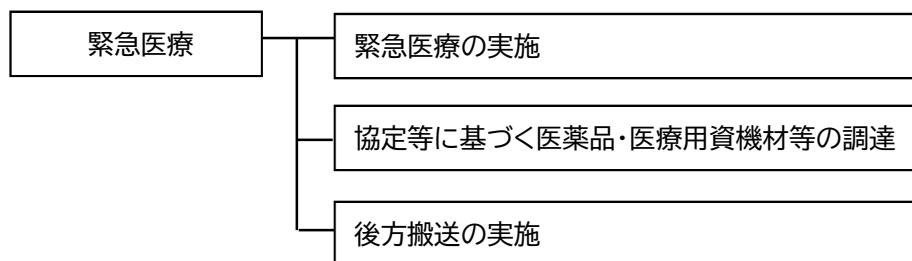
(4) 道路啓開路線の周知

各道路管理者は、道路啓開の状況について、警察・消防等の関係機関と共有を図るとともに住民等へSNSやホームページ等を活用して迅速な広報を実施する。

第10 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動簡易な場所に現場救護所を設置する。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。



1 緊急医療の実施

[西之表消防署、健康保険課・福祉事務所]

(1) DMA T

ア DMA Tの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

イ DMA Tの出動

(ア) 知事による出動要請

知事は、DMA Tの派遣要請基準に照らし、DMA Tの派遣が必要と判断するときは、DMA T指定病院にDMA Tの出動を要請する。

(イ) 出動要請の特例

DMA Tの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、(ア)の規定にかかわらず、次のa、bに掲げるとおりとし、知事が承認したDMA Tの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

a 消防機関（熊毛地区消防組合）の長又は市長による出動要請の特例

消防機関の長又は市長は、DMA Tの派遣要請基準に照らし、DMA Tの派遣が必要と判断するときは、DMA T指定病院にDMA Tの出動を要請する。この場合において、当該消防機関の長又は市長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

b DMA T指定病院の長の判断による出動の特例

DMA T指定病院の長は、緊急やむを得ない事象が生じた場合、自らの判断により、所属するDMA Tを出動させることができる。この場合において、当該DMA T指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

ウ DMA Tの構成と所在地

(ア) DMA Tの構成

DMA Tは、原則として医師1名以上、看護師2人以上及び業務調整員1名を含む5人で構成する。

(イ) DMA Tの所在地

本市におけるDMA Tの所在地は、次のとおりとする。

(令和4年3月31日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2

(2) 救護班

ア 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

イ 救護班の出動

(ア) 市長による出動要請

市長は、地域防災計画に基づき救護活動を開始する。必要に応じて熊毛地区医師会及び市内医療機関、県に協力を求めるとともに、医療・助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、民生対策部救護班において調整するものとする。

(イ) 知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は市長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

ウ 本市における地域別救護班の所在地

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
熊毛支庁	西之表保健所	熊毛地区医師会 熊毛郡歯科医師会	西之表市栄町2（産業会館内） 熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あらき歯科医院内)	0997-23-2548 0997-42-2248	1 1

(3) 医療情報の収集・提供

広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

2 協定等に基づく医薬品・医療用資機材等の調達

[健康保険課]

(1) 備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

市は医療・助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等を県に要請し、救護所等へ緊急輸送する。

(2) 医薬品・医療用資機材等の調達

市は、医療・助産活動に必要な医薬品、医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保について市内の薬局、薬店等と協力し調達を図る。

(3) 県による備蓄医薬品・医療用資機材等の供給

県は、市から医療助産活動に必要な資材等の要請があった場合は、調達又は備蓄している医薬品・医療用資機材等を市の救護所等へ緊急輸送する。

また、血液製剤の要請があった場合には、血液センターが血液製剤を確保し、救護所等へ緊急輸送する。

3 後方搬送の実施

[西之表消防署、健康保険課]

(1) 負傷者の収容施設の確保

救護のための収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に概ね次の医療機関に収容し、当該機関が収容できない場合又は近くでない場合は、医師会の協力を求め、状況により航空機等による移送を行う。

施設名	所在地	電話番号
種子島医療センター (地域災害拠点病院)	西之表市西之表 7463	0997-22-0960

(2) 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記（1）の施設等への後方搬送について、市、県及び関係機関は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

ア 収容施設の被災状況の有無、程度

イ 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

(3) 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、熊毛地区消防組合に配備してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

（車両等が不足する場合は、第3章 第2節 第9「緊急輸送」参照）

(4) 透析患者等への対応

ア 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を確保する。

このため、市は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近隣町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

イ 在宅難病患者・長期療養児等への対応

保健所は、人工呼吸器を装着している在宅難病患者などの安否及び健康状態等の確認を行う。状況に応じて、市、医療機関及び近隣町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

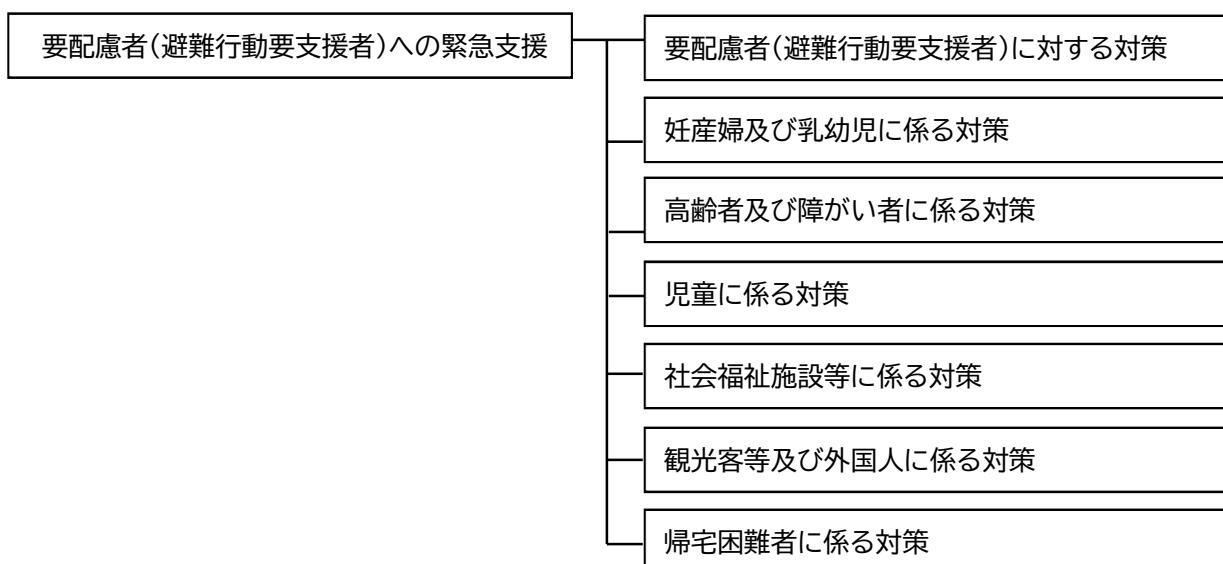
(5) トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

第11 要配慮者（避難行動要支援者）への緊急支援

災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障がい者、難病患者等の「要配慮者（避難行動要支援者）」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、「西之表市災害時避難行動要支援者支援制度」により個別避難計画の作成を行うなど、要配慮者（避難行動要支援者）に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。



1 要配慮者（避難行動要支援者）に対する対策

[福祉事務所、健康保険課、高齢者支援課]

(1) 避難行動要支援者の避難支援・安否確認

福祉事務所、健康保険課、高齢者支援課は、災害時において避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援・安否確認を実施する。

(2) 避難行動要支援者名簿を提供する時期及び支援等

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

提供元	提供先
福祉事務所、健康保険課、 高齢者支援課	鹿児島県警察
	西之表市社会福祉協議会
	民生委員・児童委員
	消防署、消防団、自主防災組織 等

また、名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を活用し、速やかに支援等を実施する。

ア 避難行動要支援者名簿を提供する時期

避難行動要支援者名簿を提供する時期については、以下の条件を目安とし提供するものとする。

- (ア) 市域に災害による被害が発生し、市が支援活動の必要があると判断した場合
- (イ) 緊急情報提供者からの情報により、市が災害発生のおそれがあると判断した場合
- (ウ) 気象状況等により、市が名簿の提供について特に必要があると判断した場合

イ 避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、速やかに以下の避難支援等を実施する。

- (ア) 安否確認
- (イ) 避難誘導
- (ウ) 救出救護
- (エ) 市への情報伝達

2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

[福祉事務所、健康保険課]

市は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

3 高齢者及び障がい者に係る対策

[高齢者支援課、福祉事務所、健康保険課]

市は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、西之表市防災情報システム（防災ラジオ等）、インターネット（携帯電話を含む。）の市ホームページや登録制メール「あんしんめーる」、FAX等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、オムツ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

(5) 高齢者及び障がい者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

4 児童に係る対策

[福祉事務所]

(1) 市が実施する対策

ア 要保護児童の把握等

市は次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (ア) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し、通報がなされる措置を講ずる。
- (イ) 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

(ウ) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

イ 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

(2) 県の支援活動

ア 要保護児童の把握等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、年金事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

イ 児童のメンタルヘルスケアの実施

県は、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

5 社会福祉施設等に係る対策

[福祉事務所、総務課]

(1) 入所者・利用者の安全確保

ア 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

イ 市及び県は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を、優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

(2) 市、県への応援要請等

ア 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、市、県くらし保健福祉部に対し、他の施設からの応援のあっせんを要請する。

イ 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

(3) 市の支援活動

ア 社会福祉施設等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ申請する。

イ ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

ウ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

6 観光客等及び外国人に係る対策

[経済観光課、総務課]

(1) 観光客等の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客等の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、市（消防機関を含む）及び県は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

(2) 外国人の安全確保

ア 外国人への情報提供

市及び県は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報について、ホームページやSNS等を通じて、外国人への多言語による情報提供を行う。

イ 相談窓口の開設

市及び県は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアの協力を得るよう努める。また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。

7 帰宅困難者に係る対策

[総務課]

(1) 一時滞在施設等の確保等

市・県は、互いに協力して一時滞在施設（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒步帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

ア 一時滞在施設

(ア) 施設の確保

ア 県は、広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。

b 市は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

(イ) 施設の開設

- a 市は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。
- b 市及び県は、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

(ウ) 情報提供

- a 市は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。
- b 市及び県は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。
- c 市及び県は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は、互いに情報提供する。

イ 帰宅支援ステーション

(ア) 施設の確保

- a 県は、広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。
- b 市は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

(イ) 施設の設置

- a 市は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。
- b 県は、市の依頼を受け、帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

(ウ) 情報提供

市及び県は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。

(2) 公共交通機関に関する情報提供

ア 県は、公共交通機関の状況把握を行い、市町村へ伝達する。

イ 市は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

(3) 避難所の案内

市及び県は、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、市の最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

第3節 事態安定期の応急対策

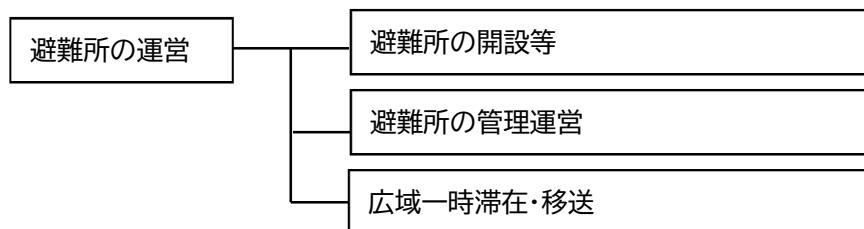
風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。本節では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1 避難所の運営

〔福祉事務所、地域支援課、避難所担当者〕

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、災害避難所運営マニュアルに基づき、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。



1 避難所の開設等

(1) 避難所の開設

ア 福祉事務所・市総務課は、避難施設一覧表による職員配置案を作成する。

『資料編 5-1 指定緊急避難施設一覧、5-2 指定避難施設一覧』

イ 市災害対策本部会議等により避難所開設を決定する。

ウ 消防団長が団員の招集を決定し、総務課から消防分団に西之表市防災情報システム（防災ラジオ等）により団長命令を伝達する。

エ 施設管理者（区長・学校長等）は、あらかじめ施設の安全性を確認のうえ避難所を開設する。

オ 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び種子島警察署、消防署等関係機関に連絡する。

カ 避難所担当職員は福祉事務所にて避難所物品等を受け取り、避難所へ向かう。

キ 避難所担当職員・団員は避難所開設の予定時刻前までに到着する。

ク 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

ケ 避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

コ 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、野外に受入れ施設を開設した場合の危機管理防災局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。

サ 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県保健福祉部に調達を依頼する。

シ 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

(2) 福祉避難所の開設

- ア 自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。

«資料編 5-3 福祉避難所施設一覧»

- イ 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県及び種子島警察署、消防署等関係機関に連絡する。

2 避難所の管理運営

〔福祉事務所、地域支援課、避難所担当者〕

避難所の運営管理については、次のとおり対応する。

市の対応は、次のとおりである。

なお、市及び県は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(1) 市の避難所の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、消防分団及び校区防災会等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

(2) 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、校区防災会等の協力を得られるとともに、必要に応じて防災関係機関、NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て、適切な運営管理に努める。

(3) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。

(5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置し、簡易トイレ等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

(6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(7) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、

授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性、男性、育児・介護を行う世帯等の多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等との協定締結を検討し、宿泊施設の提供を図る。
- (9) 被災地において、感染症の発生・拡大が見られる場合は、民生対策部第1救護班と民生対策部防疫班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- (10) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れることとする。
- (11) 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
- (12) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (13) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

3 広域一時滞在・移送

[福祉事務所、地域支援課、避難所担当者]

広域一時滞在・移送に係る市及び各機関の対応は、次のとおりである。

市の対応は、次のとおりである。

なお、市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

機関名	内 容
市	<p>(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>(2) 広域一時滞在を要請した市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。</p> <p>(3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。</p> <p>(4) その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておくとともに、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他</p>

機関名	内 容
	の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県	<p>(1) 被災市町村から協議要求があった場合、警察本部及び関係機関と調整の上、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他の都道府県と協議を行う。</p> <p>(2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p>(3) 県は、市町村から要請があった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。</p> <p>(4) 被災者の移送方法については、危機管理防災局災害対策課が当該市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、市町村、警察、消防及び輸送機関等の協力を得て実施する。</p>
国	<p>(1) 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p>(2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。</p>

第2 食料の供給

〔農林水産課・福祉事務所〕

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。



1 食料の調達

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達供給は、市長が行うものとする。（災害救助法適用時における知事からの委任された場合を含む。）

食料の調達は、農林水産対策部農政班、配給は民生対策部第1救護班が行う。

（1）乾パン・乾燥米飯の調達

市の市の乾パン・乾燥米飯の備蓄等に関しては災害備蓄計画を作成し、適切な備蓄を行う。

(2) 米穀の調達

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀販売事業者等の手持米、政府所有米穀を所定の手続により、災害用として転用充当する。

ア 通常の場合の調達

(ア) 市長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事に対し、必要数量を報告して配給を受けるものとする。

- a 被災者に対し、炊き出しにより給食を行う必要がある場合
- b 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合
- c 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

(イ) 必要数量の報告に当たっては、これの基礎となる被災者数、災害応急対策員等所要事項を連絡するものとする。なお、必要数量の算定に当たっては、次の1人当たりの配給量を基礎とする。

- a (ア) のaの場合 1食当たり精米200グラムの範囲内
- b (ア) のbの場合 1食当たり精米400グラムの範囲内
- c (ア) のcの場合 1食当たり精米300グラムの範囲内

(ウ) 受領の要領

- a 米穀販売事業者等の手持米を調達する場合

市長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀販売業者等から現金で米穀を買い取り、調達する。

- b 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記aの方法で調達不可能な場合、次のとおり政府所有米穀を調達する。

【取扱方法】

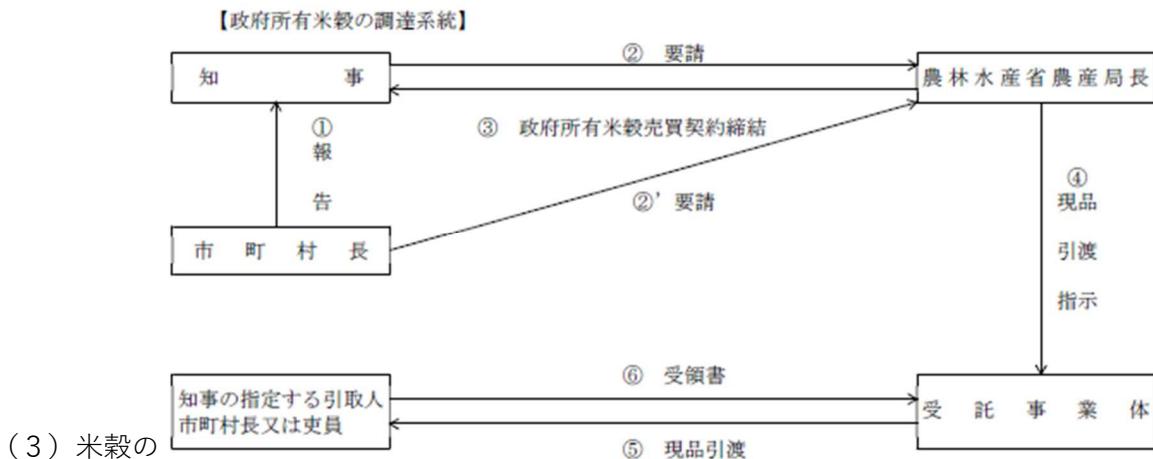
知事は、市長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受ける。

買受代金は、知事が災害救助費から支払う。

なお、市長は、通信、交通が断絶し、知事に食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、希望時期、引渡場所及び引渡し方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。市長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、必ず、市担当者は、県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により県又は市担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

また、災害救助用の米穀の供給を迅速に行う必要があり、被災地等の状況その他の事情により契約を締結するいとまがないと認めるときは、契約の締結前であっても政府所有米穀の引渡しを受けることができる。この場合は当該米穀の引渡し後遅滞なく売買契約を締結する。



ア 知事及び九州農政局鹿児島農政事務所の連絡場所

連絡場所	所在地	電話
知事	鹿児島県庁	鹿児島局 099-286-2111
農産局農産政策部貿易業務課	農林水産省	03-6744-0585

イ 市長は、被災等の給食のための米穀の調達先について、あらかじめ市内の販売業者及び製造業者より選定しておく。

(4) 他の主食（パン・その他）及び副食、調味料等の調達

市長は、被災等の給食のため米以外の主食及び副食、調味料の調達先について、あらかじめ市内の販売業者及び製造業者より選定しておく。

県は、被害の状況から判断して必要と認めたときは、以下の食料品のなかから供給する品目及び数量を決定して調達を行い、市に供給する。

品名	調達先等
粉ミルク 即席めん 飲料水 パン 弁当 おにぎり 缶詰 レトルト食品	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」等の流通備蓄協定締結の関係事業者及び県内薬品業者、関係製造業者手持品

- ・その他必要と認められる食料等があれば調達を行う。
- ・高齢者や乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。
- ・市及び県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

2 食料の供給

〔農林水産課・福祉事務所・教育委員会（給食センター）〕

(1) 市及び県による食料の供給

市及び県による食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

機関名	内 容
市	<p>(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法による、給食又は食料の供給を行う。</p> <p>(2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。</p> <p>(3) 米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。 なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。</p> <p>(4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。</p> <p>(5) 市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。</p> <p>(6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。</p>
県	<p>市町村の報告に基づき、食料の配分及び供給状況を把握するとともに、関係機関と連携を図り、市町村へ支援を行う。</p> <p>なお、県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行なうことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食料を確保し輸送する。</p>

（2）給食基準

1人当たりの配給量

品 目	基 準	
米 穀	被災者	1食当たり精米 200 グラム以内
	応急供給受給者	1人1日当たり精米 400 グラム以内
	災害救助従事者	1食当たり精米 300 グラム以内
乾パン	1食当たり	1包（100 グラム入り）
食パン	1食当たり	185 グラム以内
調整粉乳	乳児1日当たり	200 グラム以内

（3）炊き出し及び食料の給与

ア 炊き出し及び食料の給与対象者

炊き出し及び食料の給与対象者は、おおむね次のとおりとする。

（ア）炊き出し対象者

- a 避難所に収容された者
- b 住家の全半壊（焼）、流出、床上浸水等のため炊事のできないもの
- c 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、旅客等でその必要のあるもの

（イ）食料品給与の対象者

被害を受け一時縁故地へ避難する必要のある者

イ 炊き出しの方法

- (ア) 炊き出しは、民生対策部第3救護班において必要に応じ、地域の自主防災組織や女性団体連絡協議会等の協力を得て実施する。
- (イ) 炊き出し材料(米、副食等)の確保は、農林水産対策部農政班が「1 食料の調達(3)(4)」により行う。
- (ウ) 炊き出しに必要な炊き出し施設及び機材は、給食センター、公民館施設を利用する。

(4) 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品給与のための費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。

(5) 災害救助法による炊き出し等

災害救助法が適用された場合等の炊き出しは、県の災害救助法施行規則に定めるところによる。

3 食料の輸送

[総務課・財産監理課・教育委員会(給食センター)]

(1) 市及び県による輸送

ア 県が調達した食料の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する食料について市長に引取を指示することができる。

イ 市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食糧の移動は、市長が行う。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

(3) 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

(4) 食料集積地の指定及び管理

ア 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。

イ 市は、あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。

ウ 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

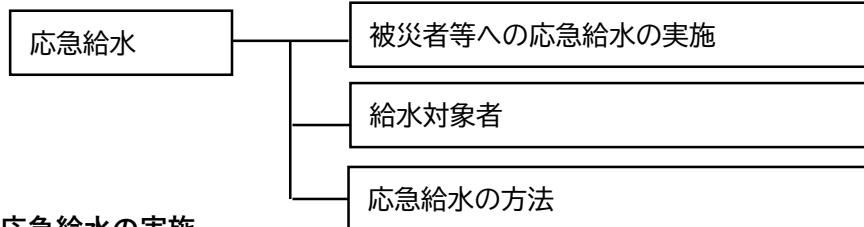
第3 応急給水

〔水道課・水道事業者〕

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

被災地に対する飲料水の給水計画及び実施は、市長が行うものとし、土木対策部給水班が担当する。



1 被災者等への応急給水の実施

- (1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する応急給水の必要性を判断する。
 - ア 被災者や避難所の状況
 - イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
 - ウ 断水区域及び断水人口の状況
 - エ 原水、浄水等の水質状況
- (2) 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。
- (3) 給水場所、給水方法、給水時間等について西之表市防災情報システム（防災ラジオ等）を用いてきめ細かく住民に広報する。
- (4) 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。
- (5) N P O 法人やボランティア団体等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。
- (6) 被災地における応急給水の目標水量は、被災直後は生命維持のため、1人1日3リットル以上とする。
但し、被災状況や復旧状況により適宜増加する。
- (7) 激甚災害等のため、市だけで応急給水が実施困難の場合には、隣接町や県及び関係機関へ応援を要請する。

2 給水対象者

飲料水等の給水対象者は、災害のため飲料水を得ることができない者に対し行う。

3 応急給水の方法

(1) 給水方法

給水方法	内 容
浄水場・給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し、応急給水を利用する。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	ア 避難所等への応急給水は、原則として市が実施する。被災地に対する給水方法は、水道課の要請により西之表消防署、消防団において水槽付消防車により給水するものとするが、資機材や要員等が不足する場合は、応援要請により行う。 イ 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設配管、仮設給水栓等を設置しての仮設給水	ア 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓等を接続して応急給水を行う。 イ 復旧に長期間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、ミネラルウォーターメーカー製造業者に協力依頼を行う。

(2) 補給用水源

飲料水の補給水源は、市内水道施設（上水道及び簡易水道）等の使用可能な施設を利用し行うものとする。

水源地の場所と給水計画人員

水源地	場所	給水計画人員
西之表市上水道	阿曽・西京	11,400人
住吉簡易水道	里之町	800人
国上簡易水道	河安山	4,050人
安城簡易水道	上之町	348人
現和簡易水道	トサコ	680人
古田簡易水道	中之町	765人
安納簡易水道	大平	1,230人
牧之峯飲料水供給施設	牧之峯	70人
岳之田簡易水道	岳之田	150人
田之脇簡易水道	浅川	550人
南部簡易水道	二本松	1,100人

(3) 給水の費用及び期間

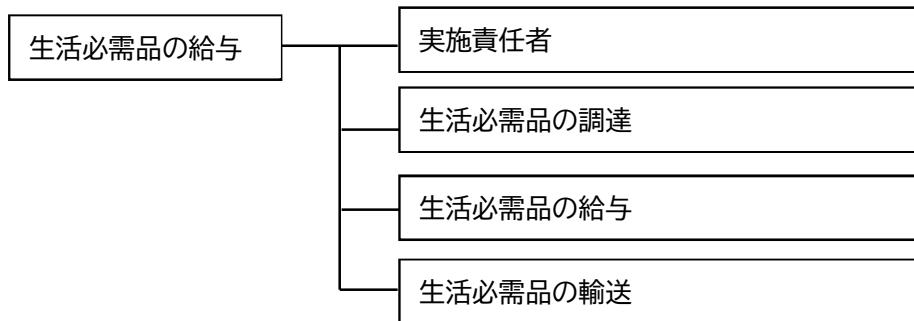
- ア 飲料水の供与を実施する費用は、その都度市長と協議し定めるものとする。
- イ 飲料水の供与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とするが、災害の程度等によりその都度定めるものとする。

第4 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。



1 実施責任者

[福祉事務所]

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は調達は、市長が行うものとする（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。物資の調達及び給与は、民生対策部救助班が担当する。

2 生活必需品の調達

[福祉事務所]

（1）備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は市が原則として、備蓄物資を調達する。また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を配分する。

（2）L P ガス等の供給

避難所又は仮設住宅へのL P ガス等の供給については、協定書によるものとする。

調達先	所在地
鹿児島県 L P ガス協会熊毛支部	西之表市

《資料編 7 応援協定等(災害時における応急生活物資(LP ガス等)の供給に関する協定書)》

（3）流通在庫の調達

ア 備蓄物資のみでは不足する場合、市及び県は、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及びその他のスーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

大品目	小品目
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外 衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない。(以下同じ。)〕
肌 着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊 事 道 具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食 器	茶碗、さら、はし等
日 用 品	石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光 熱 材 料	マッチ、ローソク、プロパンガス等

イ 市長は、被災者に物資を給与するため、必要物資の調達先をあらかじめ市内の業者から選定しておく。

3 生活必需品の給与

[福祉事務所・総務課]

(1) 市、県及び関係機関等による生活必需品の給与

市、県及び関係機関等による生活必需品の給与は、以下のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

機関名	内容
市	<p>ア 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</p> <p>(ア) 被災者や避難所の状況</p> <p>(イ) 医療機関、社会福祉施設の被災状況</p> <p>イ 被服、寝具、その他生活必需品物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。</p> <p>ウ N P O法人やボランティア団体等との連携も図り、自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者を支援したり、被災者が多数発生した場合の円滑な給与を実施する。</p> <p>エ 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。</p>
く ら し 保 健 福 祉 部 危 機 管 理 防 災 局	市のみでは生活必需品の給与が困難と判断される場合は、必要とする品目、所要量、運搬ルート等の情報を集約し、関係機関等（内閣府、他都道府県、自衛隊等）への応援要請等必要な措置をとる。
日本赤十字社 鹿児島県支部	市、県と調整の上、備蓄物資を避難所等へ配分する。 災害救助法が適用されない災害においても、独自の判断で備蓄物資を配分する場合がある。
陸上自衛隊	知事の要請に基づきその保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、市や県による救助物資の給与は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。 ・寝具（毛布）・外衣（作業服上下）

機関名	内容
その他の防災機関	当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して市又は県が実施する被災者の保護に協力するものとする。

(2) 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3章 第1節 第3「災害救助法の適用及び運用」を参照。

(3) 市長の要請による法外援護

市長の要請による法外援護は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準より以下のとおりである。

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,800	28,300	3,700

4 生活必需品の輸送

[財産監理課・総務課]

(1) 市及び県による輸送

ア 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は市長が行う。

イ 県が調達した生活必需品の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要を認めたときは、市に供給する生活必需品について市長に引取を指示することができる。

ウ 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき生活必需品、運送すべき場所及び期日を示して、当該応急災害対策の実施に必要な生活必需品の運送を要請する。

また、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いにも拘わらず上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な生活必需品の運送を行うべきことを指示する。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

(3) 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコ

プター、航空機等を利用する。

(輸送機関の調達などについては、第3章 第2節 第9「緊急輸送」参照)

«資料編 8-9 孤立化集落対策マニュアル»

(4) 集積地の指定及び管理

- ア 市は、あらかじめ定めた生活必需品の市町村集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点をする。
- イ 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した生活必需品の集配中継地とする。
- ウ 生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

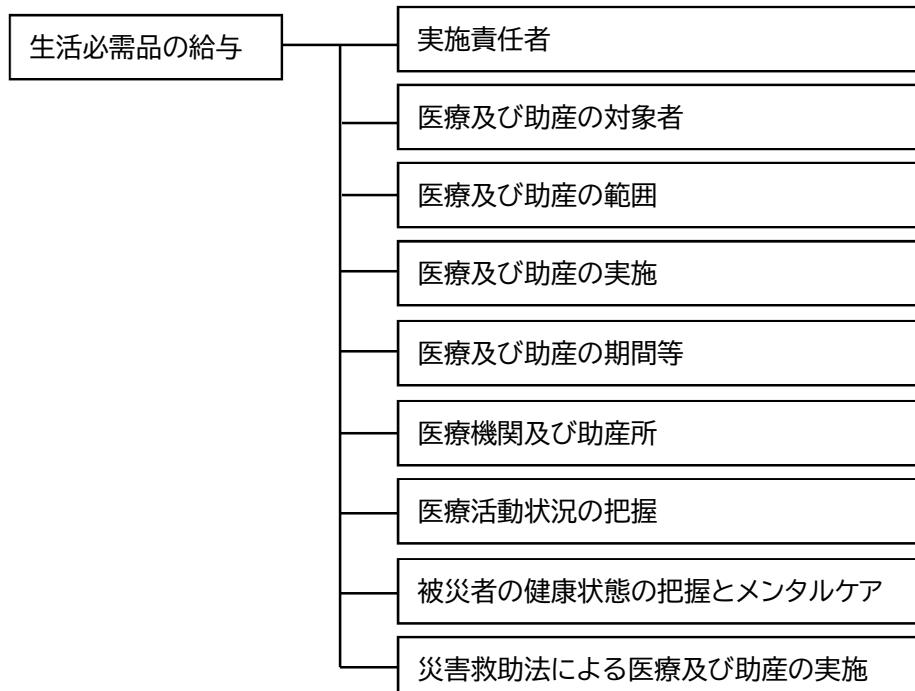
第5 医療

[健康保険課、関係医療機関]

災害時の初期の医療活動については、「第2節 第10 緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間実施する。

事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

本計画は、災害の混乱時における被災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図るためのものである。



1 実施責任者

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て市長が行う（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。

医療及び助産については、民生対策部第2救護班が担当する。

2 医療及び助産の対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に行う。

3 医療及び助産の範囲

（1）医療

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

（2）助産

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

4 医療及び助産の実施

（1）医療及び助産の実施は、市内医療機関等の協力を得て、救護班を編成して行うものとする。

（2）救護班の編成

市救護班は、民生対策部第2救護班及び関係医療機関により編成する。

（3）県の救護班

市内における県の救護班は、次のとおりとする。

班名	施設名	所在地	電話
保健所救護班	西之表保健所	西之表 7590	0997-22-0777

（4）医療及び助産の実施に必要な医療品及び衛生材料等が不足する場合は、民生対策部救護班において調達する。市内における調達先をあらかじめ定めておくが、調達不能の場合は、西之表保健所又は県薬務課に調達斡旋の要請を行うものとする。

5 医療及び助産の期間等

医療及び助産の実施期間、費用等は、第3章 第1節 第3「災害救助法の適用及び運用」を参照。

6 医療機関及び助産所

«資料編 2-2 医療機関等»

7 医療活動状況の把握

市は、医療救護活動を迅速・的確に推進するため、次の情報を把握し、県（保健医療福祉課）及び保健所（災害対策支部衛生対策班）と共有する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況及び復旧状況
- (4) 交通確保の状況

8 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

(1) 被災者の健康状態の把握

市及び県は、被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理を行うこととし、次の措置を講じる。

ア 必要に応じて避難所への救護所等の設置やD P A T 派遣等により心のケアを含めた対策を行う。

イ 高齢者、障がい者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

ウ 保健師等による巡回相談を行う。

(2) メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせることから、D P A T や日赤こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

ア メンタルヘルスケア

(ア) 保健所と連携して精神保健活動を行うとともに、被災者に対する相談体制を確立する。

(イ) 精神保健福祉センターを活用し、精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

(ウ) 被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。

イ 精神疾患患者対策

(ア) 被災した精神科病院の入院患者については、関係機関と連携を取り、被災を免れた精神科病院に転院させるなどの措置をとる。

(イ) 通院患者については、関係機関と連携をとり、治療の継続等の対応に努める。

(ウ) 精神保健ボランティアの受入体制の確立を図る。

(エ) 災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供に努める。

(オ) 措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。

9 災害救助法による医療及び助産の実施

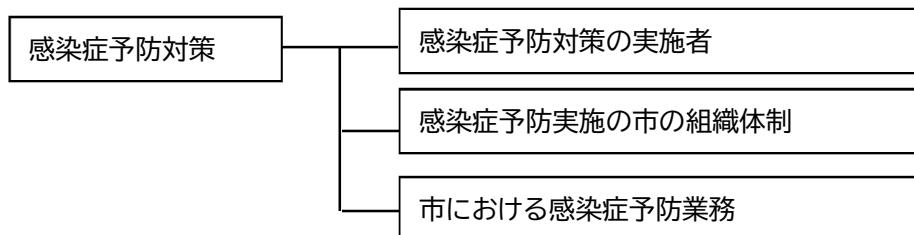
災害救助法が適用された場合の医療及び助産は、県の災害救助法施行規則の定めるところによる。

第6 感染症予防対策

〔市民生活課〕

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

本計画は、災害時における被災地の感染症予防に関する計画である。



1 感染症予防対策の実施者

市長は、知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

感染症予防については、民生対策部防疫班が担当する。

2 感染症予防実施の市の組織体制

感染症予防のための防疫班の編成は、市民生活課担当員により編成する。

なお、作業員が不足する場合は臨時に雇い上げるものとする。

班区分	班長（班長付）	班員
防疫班	環境安全係長 (市民係長、西京苑 管理係長)	市民生活課員

3 市における感染症予防業務

（1）消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりである。

災害の程度 ↓	薬品名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む。)	200 g	6 kg	200 g
床下浸水	50 g	6 kg	200 g

薬剤は、民生対策部衛生班において、調達先をあらかじめ定めておくが、調達不能の場合は、西之表保健所に調達斡旋の要請を行う。

(2) 鼠族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、鼠族、昆虫等の駆除を実施する。

なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。

災害の程度 薬剤の種類等	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燃剤 (室内、床面、床上)	オルソデクロール ベンゾール剤 (便所)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む。)	油剤 1戸当たり 2ℓ 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1戸当たり 2ℓ 粉剤 1戸当たり 0.5 kg	1戸当たり 40 g
床下浸水	油剤 1戸当たり 1ℓ 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1戸当たり 1ℓ 粉剤 1戸当たり 0.5 kg	1戸当たり 40 g

(3) 患者等の対する措置

被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症法に基づいた対応をとる。

(4) 生活用水の供給

知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行う。

生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

生活用水の供給は「給水計画」に基づき土木対策部給水班が行う。

(5) 避難所の感染症予防指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。

この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成して、その協力を得て感染症予防の万全を期するようにする。なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。

ア 疫学調査

イ 消毒の実施

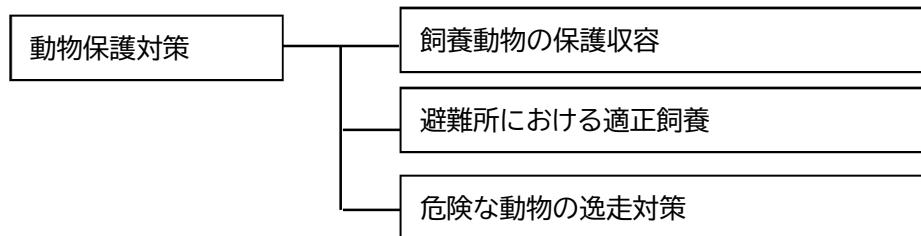
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設の衛生管理

(6) 予防教育及び広報活動

保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

第7 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。



1 飼養動物の保護収容

[市民生活課]

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市は、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

2 避難所における適正飼養

[市民生活課・総務課・福祉事務所]

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

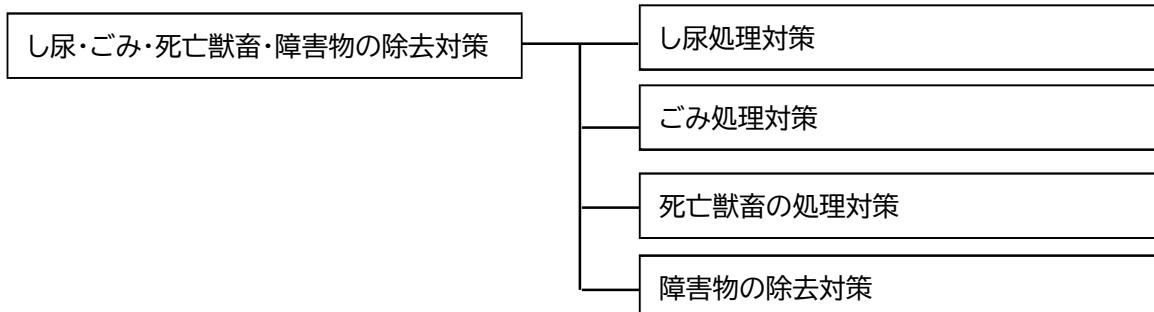
3 危険な動物の逸走対策

[市民生活課]

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第8 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



1 し尿処理対策

[市民生活課、建設課]

(1) 実施責任者

被災地におけるし尿処理は、市長が行うものとし、民生対策部防疫班及び土木対策部建築班が担当する。

(2) し尿処理班等の編成

し尿処理班の編成は民生対策部防疫班員、仮設トイレ設置班の編成は土木対策部建築班をもっておおむね次のとおり編成する。

なお、作業員が不足する場合は許可業者と委託契約を締結して、臨時に雇い上げるものとする。

班名	班長	班員	器具等
し尿処理班	西京苑管理係長	西京苑管理係員等	バキュームカー(民間)
仮設トイレ設置班	建築住宅係長	建築住宅係員等	トラック(民間)

(3) し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理が困難となることが想定される。

以下に、し尿の処理方法について示す。

ア 水を確保することによって、水洗トイレを有効活用する。

イ アの対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、し尿の収集・処分は、許可業者と委託契約を締結してバキュームカーにより、し尿処理場において処理するが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

(4) 避難所等のし尿処理

ア 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用し、水洗トイレの活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ及び高齢者や障がい者に配慮した設備を準備する。避難施設及び仮設住宅で必要となる仮設用トイレについては、土木対策部建築班によって業者から借り入れを行い、機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮する。

イ 地域

ライフラインの供給停止による住宅において、従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保する。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。

便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

(5) 仮設トイレ等によるし尿処理

ア 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

(ア) 設置体制等

市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

(イ) 高齢者・障がい者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者・障がい者等に配慮する。

(ウ) 設置場所等の周知

市は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

イ し尿収集・処理計画

災害が発生した場合、市は仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

(6) し尿収集の応援体制の確立

ア 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、市のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

イ 実施計画

市は、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）も踏まえ、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

(7) し尿処理施設等の設置状況

施設名	事業主体	住所	電話番号
西京苑	西之表市	安納 4171 番地	0997-28-0794

2 ごみ処理対策

[市民生活課]

(1) 実施責任者

被災地におけるごみ処理対策は、市長が行うものとし、民生対策部防疫班が担当する。

(2) ごみ処理班の編成

ごみ処理班の編成は民生対策部防疫班員をもっておおむね次のとおり編成する。

なお、作業員が不足する場合は許可業者と委託契約を締結して、臨時に雇い上げるものとする。

班名	班長	班員	器具等
ごみ処理班	環境安全係長	環境安全係員等	ごみ運搬車

(3) ごみの収集、運搬及び処分の方法

ア 基本方針

ごみの収集及び処分は、ごみ運搬車によりごみ処理場において処理するが、ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、市のみでは、ごみ処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

イ 実施計画・応援体制

- (ア) 市長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体などの協力を得て、ごみの収集運搬及び処分に努める。
- (イ) ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。
- (ウ) 市長は、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）も踏まえ、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を定めておくとともに、近隣の町と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておく。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

(4) ごみ処理の施設等の設置状況

ごみ焼却施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
種子島清掃センター	種子島地区 広域事務組合	西之表 17385 番地 2	0997-24-3933

産業廃棄物処理施設

施設名	受入廃棄物	住所	電話番号
春田久男	廃プラスチック類、金属くず、ガラ・コン・陶磁器くず、がれき類、紙くず	西之表 8277 番地	0997-23-3168
東建設工業 株式会社	ガラ・コン・陶磁器くず、がれき類、木くず、紙くず、繊維くず	西之表字馬遊 11471 番地 97 西之表字馬遊 11471 番地 195 外	0997-22-0219
有限会社種子島 クリーン産業	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラ・コン・陶磁器くず、がれき類、木くず、紙くず、繊維くず	西之表字中長谷 17760 番地 22 西之表字中長谷 17759 番地	0997-23-5005
藤田建設興業 株式会社	がれき類	安城字川俣 3517 番地 713	0997-22-0139

3 死亡獣畜の処理対策

[市民生活課、農林水産課]

(1) 処理方針

西之表保健所長の指示を受けて、適当な場所で処理する。

(2) 処理方法

- ア 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようとする。
- イ 死亡獣畜は速やかに埋却する。この場合において、深さ 2.5 メートル以上の穴に埋却し、クレゾール水、ダイヤノジン乳剤及び石灰等を散布した後、1 メートル以上土砂で覆い、かつ、地表面 30 センチメートル以上の盛土をする。
- ウ 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずる。
- エ 埋却現場には、その旨を標示する。
- オ 埋却した死亡獣畜は、埋却後 1 年間は発掘しない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

4 障害物の除去対策

[市民生活課、建設課、関係課]

(1) 実施責任者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、市長が行うものとし、民生対策部救護班及び土木対策部土木班が担当する。また、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

(2) 障害物の除去対象

- ア 自らの資力では障害物を除去することができない者にて、居室・炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運びこまれている場合又は敷地等に運びこまれているため、出入りが困難な状態にある場合
- イ 障害物の除去実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

(3) 除去の方法

民生対策部救助班の要請により消防団（各消防分団）が行い、市道の場合は土木対策部土木施設班が行う。

(4) 障害物の保管場所

- ア 物件の場合の保管場所は市役所等の公共施設
- イ 土石等の場合の除去場所は、その都度指示する。

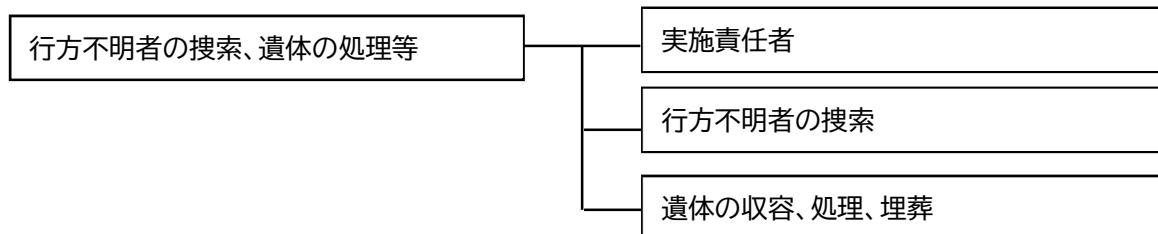
(5) 放置車両等の移動

災害対策基本法第 76 条の 3 の規定により、県公安委員会は、道路管理者に対し、放置車両や立ち往生車両等が有る場合は移動等について要請するものとし、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第9 行方不明者の搜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。



1 実施責任者

[西之表消防署・市民生活課・総務課]

災害時における行方不明者の搜索は、市長（熊毛地区消防組合）が県警察及び第十管区海上保安本部（種子島海上保安署）と協力して行う。死体の収容・処理・埋葬等の措置は市長が行うものとする。行方不明者の搜索は、消防対策部消防班を担当とし、死体の収容・処理等は民生対策部防疫班を担当とする（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。

2 行方不明者の搜索隊の編成

[西之表消防署・総務課]

市搜索隊の編成は、災害の規模・搜索対象者数・搜索範囲その他の事情に基づき市消防団及び民間協力者をもっておおむね次のとおり編成し、関係機関が協力して搜索を行う。

（1）第1搜索隊

当該地域の消防分団、自主防災組織及び地域協力者による編成

（2）第2搜索隊

隣接消防分団、隣接自主防災組織及び地域協力者による編成

（3）第3搜索隊

市消防団全員及び市全協力者による編成

3 関係機関への通報

[西之表消防署・総務課]

市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに種子島警察署に通報するものとする。この場合、行方不明者の搜索が海上に及ぶときは、第十管区海上保安本部（種子島海上保安署）にも連絡し、

搜索を依頼するものとする。なお、通報に際しては、次の事項を併せて通報し、搜索を依頼するものとする。

（1）行方不明者の人員数

（2）性別、特徴、年令

（3）行方不明となった年月日

（4）行方不明となっていると思われる地域

（5）その他の行方不明の状況

4 捜索の実施方法等

[西之表消防署・総務課]

(1) 捜索の方法

行方不明者の捜索に当たっては、警察、海上保安部等の捜索隊と市捜索隊と任務分担を決める等できるだけ事前に打合せを行い捜索する。

ア 捜索範囲が広い場合

- (ア) 捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。
- (イ) 捜索隊にそれぞれの責任区域を持たせる。
- (ウ) 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。

イ 捜索の範囲が比較的にせまい場合

- (ア) 災害前における当該地域・場所・建物などの正確な位置を確認する。
- (イ) 災害後における地形・建物など移動変更などの状況を検討する。
- (ウ) り災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。

ウ 捜索場所が河川・湖沼等の場合

- (ア) 平素の水流、湖沼等の実情をよく調査する。
- (イ) 災害時には、どのような状況を呈していたかよく確認する。
- (ウ) 合理的・経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、捜索を行う。

(2) 広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

捜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、市で所有する車両、船艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

(4) 必要帳票等の整備

市は、行方不明者（遺体）の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア 救助実施記録日計表

イ 被災者救出用（捜索用）機械器具・燃料受払簿

ウ 被災者救出（遺体の捜索）状況記録簿

エ 被災者救出用（遺体の捜索用）関係支出証拠書類

5 行方不明者発見後の処理・収容

[西之表消防署・総務課]

(1) 負傷者の収容

市捜索隊が捜索の結果、負傷者・病人等救護を要する者を発見したとき、又は警察及び第十管区海上保安本部（種子島海上保安署）より救護を要する者の引渡しをうけたときは、速やかに医療機関に収容する。

(2) 死体の収容

市搜索隊が搜索の結果、災害による死体を発見したとき、市長は、警察署長又は海上保安署長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は収容器具により直ちに予定された寺院・公民館・学校等の死体収容所に収容する。

(3) 医療機関との連携

搜索に関しては、負傷者の救護、死体の検索等が円滑に行われるように関係の医療機関と緊密な連絡を前もってとるようにする。

6 遺体の収容、処理

[市民生活課]

(1) 死体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

- ア 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。
- イ 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、検視等の遺体処理を行う場所（以下「検視場所」という。）及び遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。
- ウ 市搜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視場所及び遺体収容所へ収容する。
- エ 検視等に立ち会う医師については、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会等と協議し協力を得る。

(2) 遺体の収容

- ア 市長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。
- イ 検視場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。
 - 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
 - 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
 - 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
 - 遺体の数に相応する施設である。
 - 駐車場があり、長時間使用できる。
- ウ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て市長に引き渡す。市長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。

(3) 遺体の処理

- ア 小災害時等で遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。

- イ 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。
- ウ 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として第3章 第2節 第10「緊急医療」による民生対策部防疫班により行う。
- ただし、遺体が多数のとき、又は民生対策部防疫班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会と連携し、一般開業医により行うものとする。
- エ 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は遺体を遺体収容所に一時保存する。
- オ 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。
- カ 市長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。
- なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

7 遺体の埋葬等

[市民生活課]

(1) 遺体の埋葬

- ア 身元の判明しない遺体、又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの、並びに災害時の混乱の際死亡したもので、各種事情により遺族等による埋葬ができないものについて、市が埋葬を行う。
- イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。
- ウ 市の火葬場、処理能力等

«資料編 6-5 火葬場、6-6 埋葬予定地»

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市町村長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋葬台帳
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

8 災害救助法による救出死体の搜索及び収容、埋葬

[市民生活課]

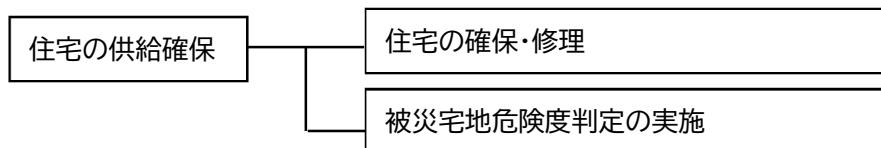
災害救助法による救出死体の搜索及び収容、埋葬は、第3章第1節第3「災害救助法の適用及び運用」を参照

第10 住宅の供給確保

災害時には、住居の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一時損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



1 住宅の確保・修理

[建設課、福祉事務所]

(1) 応急仮設住宅の供給

ア 実施者

(ア) 災害により住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。

応急仮設住宅の入居等の対応は民生対策部救護班で行い、建築の計画及び実施は、土木対策部建築班で行う。

(イ) 市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

イ 応急仮設住宅の建設

(ア) 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸あたりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

(イ) 資材の調達等

a 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(一社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

b 木造応急仮設住宅

① 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。なお、応急仮設住宅の建築に必要な建築資材の調達は、あらかじめ市内の関係業者を選定しておく。

- ② 建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。
- ③ 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市長が、地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

(ウ) 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ、適当な空地に建設する。また、市は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

«資料編 5-8 応急仮設住宅候補地»

ウ 民間賃貸住宅の供給

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との県協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

エ 入居者の選定

(ア) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯1か所限りとする。

- a 住家が全焼、全壊又は流失した者
- b 居住する住家がない者
- c 自ら住家を確保できない者

(イ) 入居者の募集・選定

- a 入居者の募集計画は、被災状況に応じて県が策定し、市に住宅を割り当てるものとする。

割り当てに際しては、原則として、市の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、市町村相互間で融通しあうものとする。

住宅の割り当てを受けた市は、市の被災者に対し募集を行う。

- b 入居者の選定は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市が行う。

オ 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

(2) 住宅の応急修理

ア 実施者

(ア) 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行うものとする。

住宅の応急修理の調査及び調整は民生対策部救護班で行い、修理の計画及び実施は、土木対策部建築班で行う。

(イ) 市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

イ 応急修理計画

(ア) 処理の実施

建築関連団体との協定を活用するなどし、応急修理業者を確保する。

(イ) 資材の調達等

a 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

応急修理に必要な建築資材は、概ね応急仮設住宅と同じ関係業者より調達する。

b 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするとの通知を受けた市長が、地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

(3) 災害救助法による応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建築、供与及び住宅の応急修理は、第3章第1節第3「災害救助法の適用及び運用」を参照。

2 被災宅地危険度判定の実施

[税務課、建設課]

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

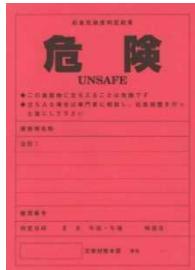
なお、被災状況に応じ、市は、県との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

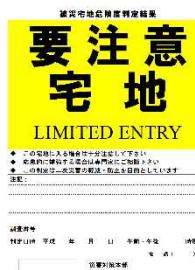
■他の建物調査との違い

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度を判定し結果を表示	住家に係る災証明書の交付
実施主体	市（県が支援）	市、県	市
調査員	応急危険度判定士 (行政又は民間の建築士等)	被災宅地危険度判定士 (認定登録者)	主に行政職員 (り災証明書交付は行政職員のみ)
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊、大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	り災証明書に判定結果を記載

■被災建築物応急危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

■被災宅地危険度判定の判定内容

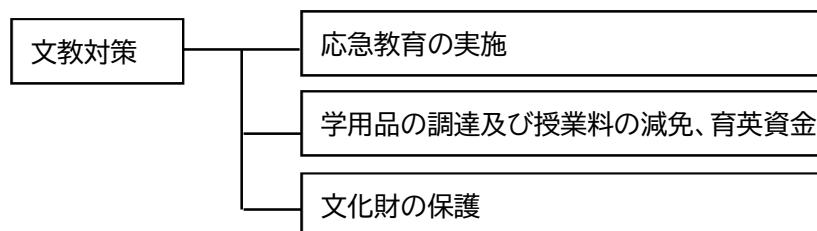
判定内容			
解説	変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。	変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。	変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。

第11 文教対策

〔教育委員会〕

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



1 応急教育の実施

(1) 実施責任者

- 災害時における文教に関する実施責任は、おおむね次のとおりとする。
- ア 市立小・中学校その他市立文教施設の災害応急復旧は、市長が行う。
 - イ 市立小・中学校児童、生徒に対する応急教育は、市教育委員会が行う。
 - ウ 災害発生時の学校内の応急措置は、各学校が行う。
 - エ 高等学校における対応は、県教育委員会が行う。

(2) 休校措置

- ア 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置を取るものとする。
- イ 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を市防災情報システム（防災ラジオ等）その他の方法により児童生徒に周知させるものとする。
- ウ 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて地域担当教師が各地域の安全な場所まで誘導して帰宅させる。

(3) 教室等の確保

- ア 施設の応急復旧
 - 被害の程度により応急措置のできる範囲のときは、できるだけ速やかに修理し、施設の確保に努める。
 - イ 普通教室の一部が使用不能になった場合
 - 特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。
 - ウ 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合
 - 公民館等の公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用する。
- エ 応急仮設校舎の建設
 - ア～ウまでにより施設の確保ができない場合は、応急仮設校舎の建設を検討する。
 - オ 市内全域が被害を受けるなど市内で施設の確保が困難なときは、県教育事務所を通じて、県教育委員会に施設の斡旋を要請する。
 - カ 学校別の応急教育の予定場所

《資料編 5-7 学校別応急教育予定場所》

(4) 教育職員の確保

市教育委員会は、教育職員の被災状況を把握し、教育職員が不足する場合は、次の方法により教育職員の確保を図るものとする。

ア 学校内操作

欠員が少数の場合は、学校内で操作する。

イ 市内操作

学校内操作が困難なときは、県教育事務所の指導の下、市内学校間において操作する。

ウ 市内操作が困難なときは、県教育事務所を通じ、県教育委員会に他市町村から操作を要請する。

これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

(5) 応急教育の留意点

ア 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。たとえば2部授業、分散授業の方法によるものとする。

イ 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

(ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないよう留意する。

(イ) 教育場所が公民館等学校外施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

(ウ) 通学道路その他の被害に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

(エ) 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童・生徒に対し、自習・勉学の方法・量等を周知徹底する。

(6) 学校給食等の措置

ア 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。

イ 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

ウ 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

(7) 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

ア 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について市と協議する。

イ 避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

ウ 避難が長期化する場合の措置

(ア) 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

(イ) 避難が長期化する場合、給食施設は災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金

(1) 納入の対象者

学用品の納入対象者は、住家が全・半壊（焼）又は床上浸水により喪失し、就学上支障のある小・中学校児童生徒とする。

(2) 教材、学用品等の調達、納入

ア 教科書については、市町村教育委員会又は県立高等学校長からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。

イ 文房具、通学用品等については、市教育委員会又は県教育委員会において、それぞれ調達する。

ウ 災害救助法が適用された場合における災小・中学校の児童生徒に対する学用品の納入は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととする旨の通知を受けた市長が行う。

(3) 納入品目及び費用等

教科書及び学用品の納入品目・費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。なお、学用品の調達先は、あらかじめ市内業者から選定しておく。

(4) 授業料等の減免、育英資金

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、高等学校長は、県教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

(5) 災害救助法による教科書及び学用品の納入

災害救助法による教科書及び学用品の納入は、県の災害救助法施行規則の定めるところによる。

3 文化財の保護

(1) 所有者又は管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

(2) 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定文化財等については市教育委員会へ、県指定文化財等は県教育委員会へ（市教委を経由）、国指定文化財等は文化庁へ（市・県教委を経由）報告しなければならない。

(3) 関係機関との協力

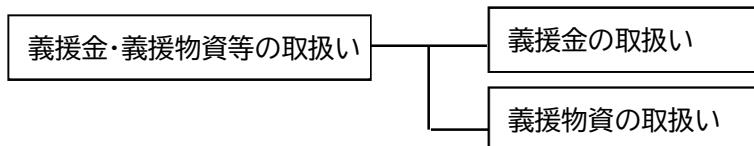
関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12 義援金・義援物資等の取扱い

〔福祉事務所、会計課〕

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



1 義援金の取扱い

(1) 義援金の募集

市は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

(2) 義援金の管理

個人、会社及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は、出納対策部出納班において受領し、厳重な管理をする。

(3) 義援金の配分

出納対策部出納班で受領した義援金は、災害対策本部にて配分委員会を設け、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

2 義援物資の取扱い

(1) 義援物資の募集、受入れ

義援物資については、市は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等について、報道機関等を通じて国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

(2) 義援物資の保管

市に送付された義援物資は、民生対策部第1救助班で受け付け、記録したのち保管する。

(3) 義援物資の配分

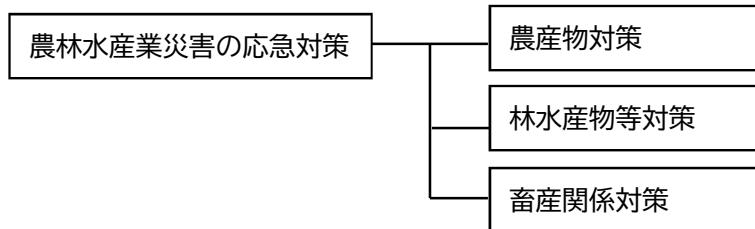
民生対策部第1救助班において受け付けられた義援物資は、災害対策本部にて配分委員会を設け、被害の程度、対象者などを考慮のうえ、公平かつ円滑に配分を行う。

第13 農林水産業災害の応急対策

〔農林水産課〕

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



1 農産物対策

(1) 事前・事後措置の指導

市及び県は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、作物ごとに事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導にあたるものとする。

(2) 気象災害対策

気象災害対策については、関係機関と緊密な連携の下に、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

対象作物	対象災害
(1) 水稻	風害、水害、干害、寒害
(2) 陸稻	風害、水害、干害
(3) 麦	水害、寒害
(4) 大豆	風害、水害、干害
(5) そば	風害、水害
(6) 甘しょ	風害、水害、干害、寒害、霜害、潮風害
(7) たばこ	風害、水害、干害、寒害、霜害
(8) さとうきび	風害、干害、潮風害
(9) 野菜	風害、水害、干害、寒害、潮風害、霜害
(10) 果樹	風害、水害、干害、寒害、潮風害、霜害
(11) 花き・花木	風害、水害、干害、寒害、潮風害、霜害
(12) 茶	干害、寒害、潮風害、霜害
(13) 飼料作物	風害、水害、干害、寒害

(3) 病害虫防除対策

災害時における病害虫の対策は、次のとおりとする。

ア 指導の徹底

病害虫防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携のもとに、的確な状況の防除指導の徹底を期する。

イ 農薬の確保

病害虫の異常発生に備えて、種子屋久農業協同組合及び市内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡を取り早急に確保する。

ウ 防除機具の整備

市、団体及び関係機関等の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。

エ 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病害虫については、大型防除機具等を中心と共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

2 林水産物等対策

(1) 応急措置、事後措置の指導

市及び県は、災害による林水産物の被害拡大を防止するために、被災林業、漁家に対して実施の指導にあたるものとする。

(2) 対象作物等及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、次のとおりである。

ア 林産物

対象作物	対象災害
(1) 苗畑	干害
(2) 造林木	干害、風害、潮害
(3) たけのこ専用林	風害、水害、干害
(4) しいたけ	干害

イ 水産物

(ア) いけすの被害防止対策

特に、台風等の際、風浪による被害防止のため係留いけすの強度補強やいけすの避難など適切な対策を指導する。

なお、避難させる場所等については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

(イ) 養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないよう適正な養殖管理を指導する。

3 畜産関係対策

市は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防や飼料の確保等の措置をとる。

第4節 社会基盤の応急対策

[関係事業者、市各課]

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

市は関係事業者と協力し、このような社会基盤の応急対策を実施する。

第1 電力施設の応急対策

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、市は、九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

1 広報活動

市は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- (1) 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- (2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- (3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (4) その他、電力事業者から広報依頼等があるもの。

2 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

市は、九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社が行う災害対策に協力する。

また、電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携の拡大に努めるものとする。

第2 ガス施設の応急対策

災害時にはガス管等の被害、また、プロパンガスについても埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、市は一般社団法人鹿児島県LPGガス協会等が行う災害対策に協力し、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第3 上水道施設の応急対策

[水道課、水道事業者]

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失等に伴う配水管の破壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

1 応急対策要員の確保

水道事業者たる市は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

水道事業者たる市は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他町からの給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

4 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項を積極的に広報活動する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

第4 電気通信施設の応急対策

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、市は西日本電信電話株式会社等が行う災害対策に協力し、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第5 道路・河川等の公共施設の応急対策

〔建設課〕

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施するうえで大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者当からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、連携した復旧に努めるものとする。また、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定期の明示を行う。

なお、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

《資料編 5-9 緊急輸送道路》

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 港湾漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

《資料編 6-1 港湾の状況、6-2 漁港の状況、6-3 西之表市内 港湾等係留施設諸元》

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第4章 特殊災害

第1節 海上災害等対策

〔総務課・西之表消防署・関係課・関係機関〕

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生、貯木場の貯木の流出又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定めてある「県地域防災計画 一般災害対策編 第4部 特殊災害 第1章 海上災害等対策」に基づき対応を行う。

第1 市の活動体制

1 災害対策本部の設置

- (1) 市の区域において大規模な海上災害が発生した場合は、海上災害対策本部を設置する。
なお、組織の編成及び動員体制については、第3章 第1節 第1「応急活動体制の確立」に準じる。
- (2) 現地において災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。
なお、組織の編成及び動員体制については、第3章 第1節 第1「応急活動体制の確立」に準じる。

2 現地連絡調整所の設置

- (1) 海上保安本部（種子島海上保安署）等からの負傷者の状況等の情報に基づき、現場での捜索、救助・救急、医療及び消火活動等応急対策に携わる各機関の情報の共有化を図り、応急対策や広報・被災者対策を円滑に実施する必要がある場合、市が県及び海上保安本部（種子島海上保安署）と協議の上、現地連絡調整所を設置する。
- (2) 現地連絡調整所の設置者、設置場所、参集機関、運営方法、応急対策等については、「海上災害に伴う相互連携マニュアル」（平成18年12月策定）による。
- (3) 災害対策本部、現地対策本部、現地連絡調整所、現地連絡会議の設置及び運営等については、「県地域防災計画 一般災害対策編 第4部 特殊災害 第1章 海上災害等対策」に基づき行う。

第2節 空港災害等対策

[総務課・西之表消防署・関係課・関係機関]

空港及びその周辺において、航空機の墜落等による多数の死傷者の発生といった大規模な航空災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定めてある「県地域防災計画 一般災害対策編 第4部 特殊災害 第2章 空港災害対策」に基づき、種子島空港及びその周辺における航空機事故について対応を行う。

第3節 道路事故対策

[総務課・西之表消防署・関係課・関係機関]

道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定めてある「県地域防災計画 一般災害対策編 第4部 特殊災害 第4章 道路事故対策」に基づき対応を行う。

第4節 危険物等災害対策

[総務課・西之表消防署・関係課・関係機関]

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定めてある「県地域防災計画 一般災害対策編 第4部 特殊災害 第5章 危険物等災害対策」に基づき対応を行う。

第5節 林野火災対策

[総務課・西之表消防署・関係課・関係機関]

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、防災関係機関がとるべき対策を定めてある「県地域防災計画 一般災害対策編 第4部 特殊災害 第6章 林野火災対策」に基づき対応を行う。

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、市民の生活の安定と福祉の公共を図る上で不可欠であるため、本節では、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第1 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

[全課・関係機関等]

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、本市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧に努める。

2 災害復旧事業等の実施要領

[全課]

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県又は国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に終了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により事業推進を図っていく。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できること等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

[建設課・農林水産課]

「1 災害復旧事業等の計画策定」を念頭に置き、次に掲げる事業計画について、県等と連携し、被害発生の都度、検討作成する。

第2 激甚災害の指定

[総務課・福祉事務所・健康保険課・経済観光課・農林水産課・建設課・教育委員会]

1 激甚災害に関する調査

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

(1) 制度の概要

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定基準」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」の二通りの指定基準がある。

激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などの基準別に個別に指定される。

（局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。）

(2) 災害調査

知事は市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

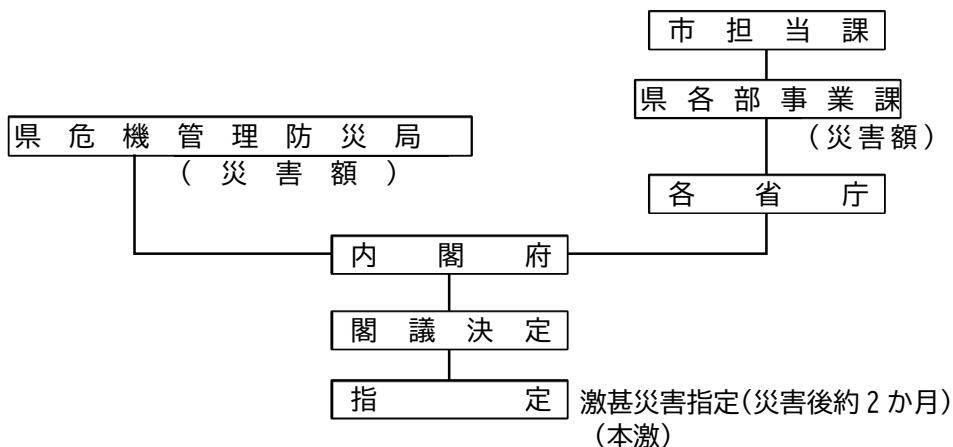


図5-1-1 激甚災害指定フロー図

(3) 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する。

（災害の発生後、関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握したうえで被害状況をとりま

とめ、内閣府において激甚災害に該当するか及び何条の措置を適用するかについて政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮った後、閣議を経て政令が公布、施行される。)

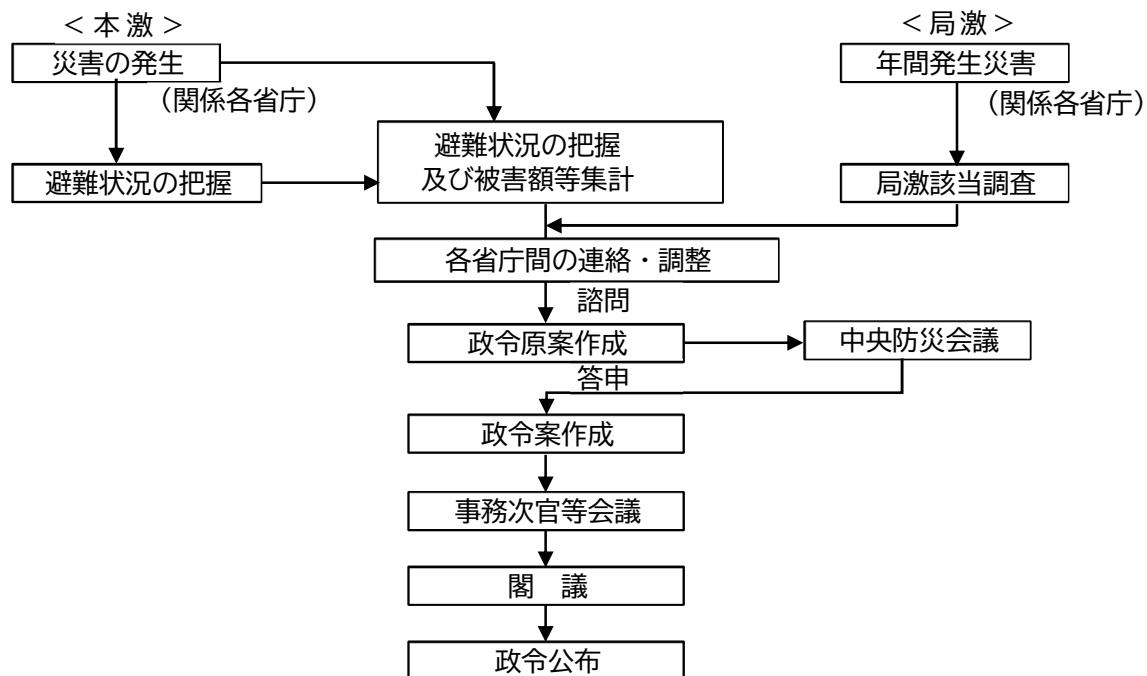


図 5-1-2 激甚災害及び適用措置の指定手順

(4) 法律に基づき一部負担補助される災害復旧事業

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜地、道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅および共同施設（共同浴槽、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助とする。
農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧

2 特別財政援助額の交付手続き等

激甚災害が発生した場合には、市災害対策本部は、災害の状況を速やかに調査し関係調書等を作成し、県各部局に提出するなど、その実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は、次のとおりである。

＜激甚法に定める事業＞

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。)が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

大規模な災害が発生した場合、「激甚法」による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、「激甚法」指定の手続きについて定める。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (激甚法第3条、第4条)
- (2) 農林水産業に関する特別の助成 (激甚法第5~11条の2)
- (3) 中小企業に関する特別の助成 (激甚法第12~15条)
- (4) その他の助成援助及び助成 (激甚法第16~25条)

第2節 被災者の災害復旧・復興支援

被災した市民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を定める。

第1 被災者の生活確保

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

1 被災者の生活相談

[総務課・市民生活課・福祉事務所・西之表消防署・関係課等]

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機関名	相談の内容等
西之表市	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
県	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 2 市をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	警察署、交番その他必要な場所に警察安全相談窓口を設置し、警察関係の相談にあたる。
熊毛地区消防組合消防本部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災による災証明等各種手続きの迅速な実施

2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

[市民生活課・関係課等]

（1）処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

市は、市災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）に基づき、災害廃棄物の処理処分方法を確立する。

また、市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県災害廃棄物処理計画も踏まえ、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について環境省と連携して市を支援する。

（2）リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、市災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）や県災害廃棄物処理計画も踏まえ、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図ることとし、県では環境省と連携し、技術面の助言等を行う。

（3）環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県では、そのための技術面の指導・監視等を、厚生労働省と連携して行う。

（4）計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、市は災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、そのための処理実行計画を市が定めた市災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）や、県の災害廃棄物処理実行計画も踏まえ、定めるものとする。

県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑な災害廃棄物処理を促進する。

（5）損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

市又は県は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

（6）建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

市及び県は、市災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）や県災害廃棄物処理計画、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

[建設課]

(1) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続き

ア 市は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下法」という。）第2条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行う。

イ 市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あてに2部提出する。

(ア) 市の面積

(イ) 災害土地の面積

(ウ) 市の建物戸数

(エ) 滅失戸数

(オ) 災害の状況

(カ) その他（災害土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）

(2) 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

4 被災者生活再建支援金の支給

[福祉事務所]

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

区分	支給の内容等
実施主体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館を指定）に支給事務を委託）
対象災害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満）

第5章 災害復旧・復興計画
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

区分	支給の内容等																							
対象世帯	<p>(1) 居住する住宅が全壊した世帯</p> <p>(2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)</p>																							
支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th><th>全壊</th><th>解体</th><th>長期避難</th><th>大規模半壊</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象世帯の(1)</td><td>対象世帯の(2)</td><td>対象世帯の(3)</td><td>対象世帯の(4)</td><td></td></tr> <tr> <td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借 (公営住宅以外)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)		支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																				
対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)																					
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																					
支給額	200万円	100万円	50万円																					
申請先	県(市町村経由)																							

5 被災者生活支援金の支給

[福祉事務所]

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、県が市を通じて被災者生活支援金を支給する。

対象市町村	<p>(1) 被災者生活再建支援法が適用された市町村</p> <p>(2) 上記と同一の災害で被害を受けた市町村</p>
対象世帯等	<p>(1) 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯</p> <p>(2) 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者</p> <p>ただし、(1)の支給対象者は除く</p> <p>(3) (1)、(2)に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。</p> <p>(4) (1)、(2)のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者</p>
支給限度額	<p>上記(1)、(2)については1世帯(1事業者)当たり20万円</p> <p>上記(4)については1世帯(1事業者)当たり50万円</p>

6 災害弔慰金等の支給

[福祉事務所]

(1) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容等
実施主体	市が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (当該市町村のみが対象となる。) (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。)
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合 500万円 その他の場合 250万円

(2) 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区分	支給の内容等
実施主体	市が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (当該市町村のみが対象となる。) (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。)

第5章 災害復旧・復興計画
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

区分	支給の内容等
支給対象	<p>対象災害により次に掲げる程度の障害（災害弔慰金の支給等に関する法律 別表：第8条関係）を受けた者に対して支給する。</p> <p>(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能、または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神、または身体の障がいを重複する場合における当該重複する障がいの程度が、前各号と同程度以上と認められるもの</p>
障害見舞金の額	<p>当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、 生計を主として維持していた場合 250万円 その他の場合 125万円</p>

(3) 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死者1人当たり100万円とする。

(4) 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	<p>(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害 ((1)災害に該当するものを除く。) (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害</p>
支給対象	現に居住している住家が対象災害による全滅、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	1世帯当たり10万円とする。

7 税の減免措置

[税務課]

(1) 税の徴収猶予

- ア 市長又は県知事は、地方税法第15条の規定に基づき、市税又は県税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で、市税又は県税の徴収猶予を行う。
- イ 知事は、鹿児島県税条例第14条の規定に基づき、県税の納税者又は特別徴収義務者が災害等により法律又は鹿児島県税条例で定められた期限までに県税に関する申告、申請等をすることができないとき、又は納税することができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で、地域及び期日を指定し、又は納税者若しくは特別徴収義務者の申請により期日を指定して県税に関する申告、申請等又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。
- ウ 地方税法第20条の5の2の規定に基づく市の災害による市税の納入等の期限延長に関する関係条例により、市長は、災害による被災者のうち、市税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

(2) 税の減免

ア 県税の減免

種別	減免の内容等
事業税	<p>ア 災害により自己の所有に係る事業用資産について受けた損害金額が、その資産の価額の1/2以上である個人の事業税の納税者のうち、前年中の事業の所得が1,000万円以下のものについては、納期限の到来しない税額について、次の割合で減免する。</p> <p>(ア) 課税標準所得金額が500万円以下のもの 全部</p> <p>(イ) 課税標準所得金額が750万円以下のもの 1/2</p> <p>(ウ) 課税標準所得金額が750万円を超えるもの 1/4</p> <p>イ アに該当しないもので、災害により自己又は同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅又は家財について甚大な損害を受けた個人の事業税の納税者のうち、前年中の合計所得金額が500万円以下のものについては、納期限の到来しない税額の1/2以内の額を軽減する。</p>
自動車税 種別割	災害により自己の所有する自動車につき損害を受けた自動車税種別割の納税者に対し、修繕車又は使用不能となった自動車及びそれに代えて新たに取得した自動車について、損害の程度に応じて税額の1/2以内の額を軽減する。
不動産取得税	<p>ア 不動産の取得の日から当該取得に係る不動産取得税の納付期限までに災害により当該不動産が滅失又は損壊した場合、当該不動産の取得に対する不動産取得税を被害の割合に応じ減免する。</p> <p>イ 災害により滅失又は損壊した不動産の代替不動産を被災の日から3年以内に取得した場合、当該代替不動産の取得に対する不動産取得税について旧不動産の台帳価格に見合う税額分を減免する。</p>
産業廃棄物税	産業廃棄物の自己処理に係る納税者が、天災等により産業廃棄物税を納税することができないと認められる場合は、災害の発生した日以降、納期限の到来する税額を知事が必要と認める額を限度として減免する。

イ 市税の減免

市長は、市税の減免に関する条例の規定により、災害による被災者のうち市税の減免を必要と認める者に対し、市税の減免を行う。

8 職業のあっせん等

[経済観光課]

(1) 職業あっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

(2) 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に對し職業相談を行う。ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、市長は、被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は、市長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

(3) 求人開拓及び紹介

公共職業安定所は、職業相談の結果、適合する求人がない又は不足する場合は、適性、能力等を考慮し、適時求人の開拓を行い職業相談及び紹介を行う。

9 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

[市内郵便局]

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても

引き受けるものとする。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

(6) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

- ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い
- イ 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施するものとする。

(7) 病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力するものとする。

(8) 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行うものとする。

(9) 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、日本郵便株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通するものとする。

10 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

[税務課・建設課]

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、国及び県は市町村の活動の支援に努める。

表5-2-1 住宅に関する各種調査の違い

	被災建築物 応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の 防止	宅地の崩壊危険度を 判定し結果を表示	住家に係るり災証明書の 交付
実施主体	市（県が支援）	市、県	市
調査員	応急危険度判定士 (行政又は民間の建築士等)	被災宅地危険度判定士 (認定登録者)	主に行政職員（り災証明書交 付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し 二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害 の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊、大規模半壊等
判定結果 の表示	建物に判定結果を示した ステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果 ステッカーを貼付	り災証明書に判定結果を 記載

表5-2-2 被災建築物応急危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

表5-2-3 被災宅地危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。	変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限する等十分注意する。	変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。

11 り災証明書の交付

[税務課・総務課]

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

県は、市に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

(1) 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和3年3月 内閣府(防災担当))を基とした次の区分とする。

表5-2-4 住家の被害の程度と住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

被害の程度	認定基準
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
準半壊に至らない（一部損壊）	全壊から準半壊に該当しない住家の被害

（2）早期交付のための体制確立

市は、災害発生により住家等に被害が及んだ場合、又はそのような事態の発生が予想される場合、り災証明書を発行するための事前準備を行い、体制の整備に努める。

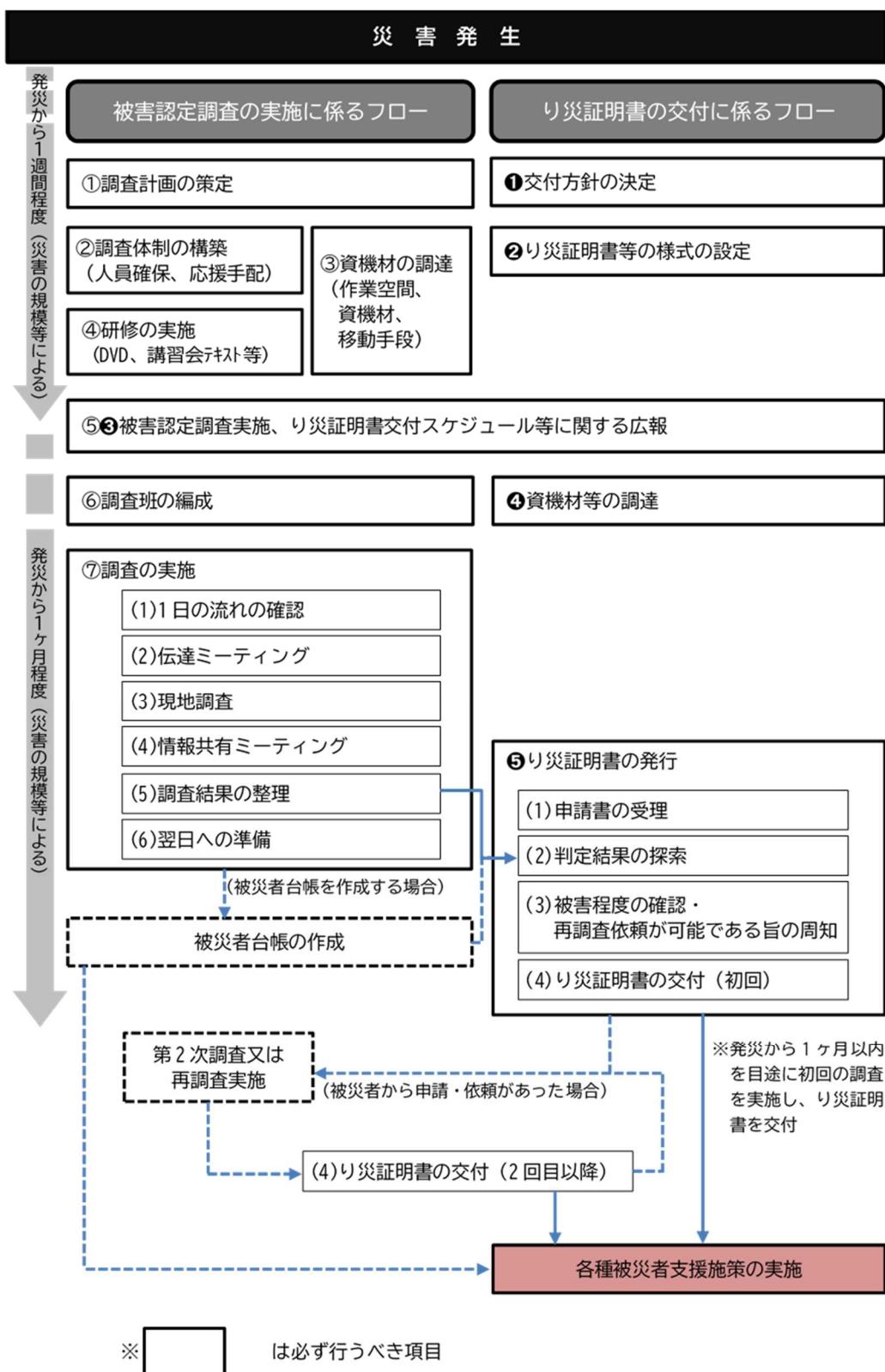
ア　り災証明書発行のための事前準備

- （ア）発行方針の決定
- （イ）り災証明書の様式の設定
- （ウ）資機材等の確保
- （エ）申請窓口及び人員の確保
- （オ）り災証明書発行に関する広報活動　　等

イ　被害認定調査のための事前準備

- （ア）調査計画の策定
- （イ）調査体制の構築及び調査班の編成
- （ウ）調査用資機材の調達
- （エ）職員研修の実施　　等

なお、被害の調査等にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月　内閣府（防災担当））及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（令和3年5月　内閣府（防災担当））を参考とする。被害認定調査の流れを次（図）に示す。



12 被災者台帳の作成

[福祉事務所・総務課]

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第2 被災者への融資措置

1 民生関係の融資

[福祉事務所]

(1) 生活福祉資金（災害援護資金）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

区分	融資の内容等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 ア 資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であること。 イ 独立自活に必要な資金の融通を他から借りうけることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手続き及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ市社会福祉協議会へ提出する。市社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ、市社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150万円以内
償還期間	据置期間（6か月以内無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

(2) 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

区分	貸付の内容等
実施主体	市が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (県内すべての市町村が対象となる。)
貸付金原資の負担割合	国2/3、県1/3
貸付申込受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで
貸付対象世帯	ア 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計額が、220万円以下の世帯 イ 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計額が、430万円以下の世帯 ウ 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計額が、620万円以下の世帯 エ 同一の世帯に属するものが4人の場合は、その所得の合計額が、730万円以下の世帯 オ 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 カ 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が1,270万円以下の世帯

別表貸付対象等

貸付区分	貸付限度額 (円)	利率	償還 期限	措置 期間	償還 方法	担保
1 世帯主が負傷した場合(療養に約1ヶ月以上かかること)	ア 家財・住居ともに損害がない場合	1,500,000	3.0% 据置期間中は無利子	10年以内	3年(特認5年)	半年賦又は年賦 原則として元利均等償還
	イ 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000				
	ウ 住居が半壊した場合(特別な事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)				
	エ 住居が全壊した場合	3,500,000				
2 世帯主が負傷しなかった場合(療養期間が約1ヶ月からない場合も含む)	ア 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000	据置期間を含む			
	イ 住居が半壊した場合(特別な事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)				
	ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く)(特別な事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)				
	エ 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000				

「家財の損害」…家財の損害金額が、家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。

「特別な事情」…被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

2 住宅資金の融資

[建設課・関係機関等]

(1) 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人(親族等)に無償で貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区分	融資の内容等
対象となる災害	次のいずれかの災害 ア 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 イ 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受けることのできる住宅	ア 建設の基準 (ア) 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 (イ) 面積要件なし。

第5章 災害復旧・復興計画
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

区分	融資の内容等
貸付を受けることのできる住宅	<p>(ウ) 併用住宅は、住宅部分が全体の1／2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。</p> <p>(エ) 建築基準法その他の関係法令に適合すること。</p> <p>(オ) 居住室、台所及びトイレを備えていること。</p> <p>(カ) 木造である場合1戸建又は連続建であること。</p> <p>イ 補修の基準</p> <p>(ア) 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。</p> <p>(イ) 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。</p> <p>(ウ) 併用住宅は、住宅部分が全体の1／2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。</p> <p>(エ) 建築基準法の規定に適合すること。</p> <p>(オ) 居住室、台所及びトイレを備えていること。</p> <p>(カ) 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。</p>
貸付対象者	<p>ア 機構から資金の貸付を受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。</p> <p>イ 災害による災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。</p> <p>ウ 償還能力を有する者であること。</p>
貸付の条件	<p>ア 建設・購入の場合</p> <p>(ア) 貸付限度額 機構の貸付限度額による。</p> <p style="margin-left: 2em;">住宅建設資金 土地取得あり（工事費の100%融資） 土地取得なし（工事費の100%融資）</p> <p style="margin-left: 2em;">住宅購入資金 （購入費の100%融資）</p> <p>(イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>(ウ) 償還期間 機構の償還期間及び条件による。</p> <p style="margin-left: 2em;">※完済時年齢の上限</p> <p>(エ) 償還方法 機構の償還方法及び条件による。</p> <p>イ 補修の場合</p> <p>(ア) 貸付限度額 機構の貸付限度額による。</p> <p style="margin-left: 2em;">住宅補修資金 （工事費の100%融資）</p> <p>(イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>(ウ) 償還期間 機構の償還期間及び条件による。</p> <p style="margin-left: 2em;">※完済時年齢の上限</p> <p>(エ) 償還方法 機構の償還方法及び条件による。</p>
借入手続	融資希望者は、災害地域を管轄する市町村その他の公的機関の長から災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機関の業務受託金融機関へ提出するものとする。

(2) 地すべり関連住宅融資

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法及び密集法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

区分	融資の内容等
貸付を受けることのできる住宅	災害復興住宅に同じ。
貸付の条件、その他	災害復興住宅に同じ。

3 農林漁業関係の融資

[農林水産課・関係機関等]

本計画は、災害復旧のための融資措置として、農林水産業者に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともにあらゆる融資制度を活用して積極的な資金の斡旋指導を行うものとする。

(1) 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対し、次のような資金の融資を行う。

ア 被害農林漁業者に対する経営資金

区分	融資の内容等
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付の対象者(1)	(ア) 被害農業者 農業を主な業務とする者であって、天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の 100 分の 30 以上であり、かつ、減収による損失額がその者平年における農業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積 5 アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 30 以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (イ) 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 50 以上である旨の市町村長の認定を受けた者
貸付の対象者(2)	(ウ) 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 50 以上である旨の市町村長の認定を受けた者

第5章 災害復旧・復興計画
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

区分	融資の内容等
	<p>けた者</p> <p>(エ) 特別被害農業者</p> <p>被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の 100 分の 50 (開拓者にあっては 100 分の 30) 以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 50 (開拓者にあっては 100 分の 40) 以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(オ) 特別被害林業者</p> <p>被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(カ) 特別被害漁業者</p> <p>被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p>
貸付利率	<p>(ア) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者</p> <p>..... 年 3 % 以内</p> <p>(イ) 天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の 100 分の 30 以上である旨の市町村長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者</p> <p>..... 年 5.5 % 以内</p> <p>(ウ) その他</p> <p>..... 年 6.5 % 以内</p>
償還期限	6 年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合 7 年）

第5章 災害復旧・復興計画
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

区分	融資の内容等				
貸付の限度	貸付対象者			天災融資法	激甚災害法
				貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)	貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)
		A %	B万円個人 (()は法人)	A %	B万円個人 (()は法人)
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
	一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	開拓者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80
		一般開拓者	45	200(2,000)	60
林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)
	水産動植物養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)
	一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)

イ 被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年 6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度	2,500万円以内、ただし、連合会については、5,000万円以内（激甚法適用の場合は5,000万円以内、ただし、連合会については、7,500万円以内）

(2) 日本政策金融公庫の災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し、貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

(令和6年8月20日現在)

資金名	資金使途・内容	貸付 利率 (%)	償還期限(年以内)		貸付限度額 (万円)	融資率 (%)	
			償還期間	うち 据置期間			
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.70	5	3	一般 600 (特認:年間経営費等の12分の6)	-	
		0.95	10				
		1.25	15				
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.70	5	10	(下限50)	100	
		0.95	10				
		1.25	15				
		1.40	25				
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	0.70	5	3	1施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000 20t未満	80	
		0.95	10				
		1.25	15				
		1.40	(果樹の改植又は補植)25				
	共同利用施設	0.70	5	3	(下限10)	80	
	0.95	10					
	1.25	15					
整備資金	漁港	漁港施設	1.40	20	3	(下限10)	80
	漁場整備	漁場整備施設	1.40	20	3	(下限10)	80
整備資金	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.70 ~1.40	20 (特認25)	3 (特認7)		80
	樹苗養成施設	樹苗その他の施設の災害復旧費	0.70 ~1.25	15	5		80

※貸付利子等は隨時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

4 商工業関係の融資及び利子補助

[経済観光課・関係機関等]

(1) 鹿児島県融資制度緊急災害対策資金

ア 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

イ 融資対象者

融資対象者：県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

(ア) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害により被害を受けた者に限る。）

(イ) 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者

（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

(ウ) 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者

（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

(エ) 知事が特に認める災害により被害を受けた者

※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金 2,000万円

設備資金 3,000万円

融資期間：運転設備資金 7年以内（据置2年以内）

設備資金 10年以内（据置3年以内）

融資利率：1年以内年 1.6%

1年超3年以内年 1.8%

3年超5年以内年 1.9%

5年超7年以内年 2.1%

7年超10年以内年 2.2%

信用保証：鹿児島県信用保証協会（大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金）の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③ 年0% 融資対象者④ 年0%～年1.40%

※割引料率

担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合 0.1%割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる

担保：保証機関の定めるところによる

申込み先：各商工会議所・商工会（組合は中小企業団体中央会）・取扱金融機関

取扱金融機関：鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行
(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)

添付書類：当該災害により被害を受けたことの市町村長等の証明書等

(2) 政府系金融機関の融資

(令和6年7月1日現在)

機関名 事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	指定された災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額	当金庫所定の限度内
融資期間	運転10年以内 設備15年以内	各種融資制度の返済期間内	運転10年以内 設備20年以内
据置期間	2年以内	2年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	3年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、特別利率が適用される場合がある。	各融資制度に定められた利率	プライムレート
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注) 融資条件は隨時改訂されるので、利用の際は関係先への確認が必要。

(3) 鹿児島県信用保証協会の保証

区分	保証の概要
保証対象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。 但し、保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人 2億8,000万円、組合 4億8,000万円 (激甚災害保証の場合は、別枠)
保証期間	運転資金15年以内、設備資金20年以内 (激甚災害保証の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内)
保証人及び担保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求
返済方法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45%～1.90%（激甚災害保証の場合年0.87%）

※次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ0.1%割引

- ア 担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）
- イ 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている事業者

(4) 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

ア 目的

中小企業者等が災害復旧のために借り入れた（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う市町村に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

イ 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害において被災した中小企業者等が、災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね6ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※ 災害復旧資金：（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

ウ 補助の概要

利子補助率：融資額200万円以下年1.80%

融資額200万円超600万円以下年1.35%

融資額600万円超1,500万円以下年0.90%

※ 補助率は県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、市町村によって異なる。

補助期間：5年間

補助対象額：借入金1,500万円を限度とする。

申込み先：被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）

添付書類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

- ・災害により被害を受けたことの市（町・村）長、消防署長等の証明書又は証明書の写し
- ・事業報告書
- ・市（町・村）長が必要と認める書類

